

風 水 害 編

目 次

風水害編	101
第1章 災害予防対策	103
第1節 風水害に強いまちづくり	105
第1 山地保全事業	105
第2 河川保全事業	107
第3 道路等整備事業	108
第4 農地防災事業	108
第2節 災害危険地域の予防措置	109
第1 土石流危険渓流、地すべり危険箇所及び急傾斜地崩壊危険箇所	109
第2 山地災害危険箇所	111
第3 防災重点農業用ため池	112
第4 重要水防箇所及び浸水想定区域	112
第5 中小河川における局地的豪雨（ゲリラ豪雨）と集中豪雨対策	113
第3節 ライフライン施設等の安全性強化	114
第1 ライフライン施設の安全性強化	114
第2 廃棄物処理施設の安全性強化	117
第4節 防災活動体制の整備	118
第1 災害対策本部体制の充実	119
第2 防災拠点施設の整備	119
第3 資機材の整備	120
第4 通信連絡体制の整備	121
第5 緊急輸送ネットワークの整備	122
第6 航空防災体制の強化	123
第7 相互応援体制の整備	124
第8 災害復旧・復興への備え	126
第5節 救援・救護体制の整備	127
第1 消防力の強化	127
第2 医療救護体制の整備	128
第3 緊急避難場所・避難所・生活救援物資等の確保	130
第4 災害救援ボランティア活動の支援	137
第5 孤立集落の予防	139

第6節	学校・保育園・文化財施設等の災害予防	141
第1	学校・保育園等施設	141
第2	文化財施設	141
第7節	防災営農体制の確立	143
第1	水稻及び畑作物	143
第2	育苗施設及び乾燥調整施設	143
第3	園芸作物及び果樹	143
第4	家畜及び畜産施設	144
第5	林産物	144
第8節	防災行動力の向上	145
第1	防災意識の高揚	145
第2	自主防災組織の強化等	149
第3	防災訓練の充実	152
第4	要配慮者の安全確保	154
第9節	調査研究	159
第1	風水害対策調査研究の推進	159
第2	災害危険地域の調査研究の推進	160
第2章	災害応急対策	201
第1節	予警報の伝達	203
第1	気象に関する予警報の種類及び発表基準	203
第2	水防法に基づく水防警報及び洪水予報の種類、内容及び発令基準	210
第3	伝達体制	212
第2節	災害未然防止活動の実施	214
第1	水害対策	214
第2	土砂災害対策	217
第3節	応急活動体制	221
第1	市の活動体制	221
第2	災害救援ボランティアの受入れ	225
第4節	情報の収集・伝達	227
第1	被害状況等の収集・伝達活動	227
第2	通信連絡体制	230
第3	広報及び広聴活動	232

第5節	災害救助法の適用	235
第1	災害救助法の適用基準	235
第2	災害救助法の適用手続	236
第3	救助実施体制	236
第6節	広域応援要請	238
第1	広域応援要請	238
第2	応援要請	239
第7節	救助・救急活動	244
第1	救助活動	244
第2	救急活動	245
第3	消防応援要請	246
第4	惨事ストレス対策	247
第8節	医療救護活動	248
第1	医療救護班の派遣	248
第2	後方医療施設への搬送	249
第3	医薬品、血液の確保	249
第4	被災地における保健の確保	250
第9節	避難活動	251
第1	避難の指示、誘導	252
第2	指定緊急避難場所及び指定避難所並びに避難道路の運用	256
第3	避難所の設置・運営	256
第4	要配慮者への支援	258
第5	精神保健対策	261
第6	飼養されていた家庭動物の保護等	262
第10節	交通規制・輸送対策	263
第1	交通情報の収集伝達及び規制の実施	263
第2	緊急交通路の確保	265
第3	輸送車両、航空機の確保	266
第11節	飲料水・食料・生活必需品等の供給	270
第1	飲料水の供給	270
第2	食料の供給	271
第3	生活必需品の供給	273
第12節	廃棄物処理・防疫・食品衛生対策	274
第1	し尿処理	274

第2	ごみ、災害廃棄物等の処理	275
第3	防疫対策	277
第4	食品衛生対策	279
第13節	警備活動	280
第1	犯罪の予防、取締り	280
第2	行方不明者の搜索	281
第14節	遺体の搜索、処理及び埋葬	283
第1	行方不明者及び遺体の搜索	283
第2	遺体の処理	284
第3	遺体の埋葬	284
第15節	ライフライン施設の応急復旧対策	287
第1	電力施設	287
第2	L P ガス施設	288
第3	上水道施設	289
第4	下水道施設	291
第5	通信施設	292
第16節	公共施設等の応急復旧対策	293
第1	公共土木施設等	293
第2	鉄道施設等	297
第3	社会公共施設等	298
第17節	農林業の応急対策	299
第18節	応急住宅対策等	301
第1	応急仮設住宅の確保	301
第2	被災住宅の応急修理	303
第3	災害の拡大防止と二次災害の防止	303
第19節	教育・労働力確保対策	304
第1	応急教育等	304
第2	労働力の確保	308
第3章	災害復旧対策	351
第1節	民生安定のための緊急対策	353
第1	被災者の生活確保	353
第2	中小企業、農林漁業者に対する支援	364

第3	税の徴収猶予及び減免等	364
第4	郵便業務に係る災害特別事務取扱い等	365
第2節	激甚災害の指定	366
第1	激甚災害指定手続	366
第2	激甚災害に係る特別の助成	367
第3節	公共施設の災害復旧	370
第1	災害復旧計画の策定等	370
第2	大規模災害時等の指導・助言制度の活用	371

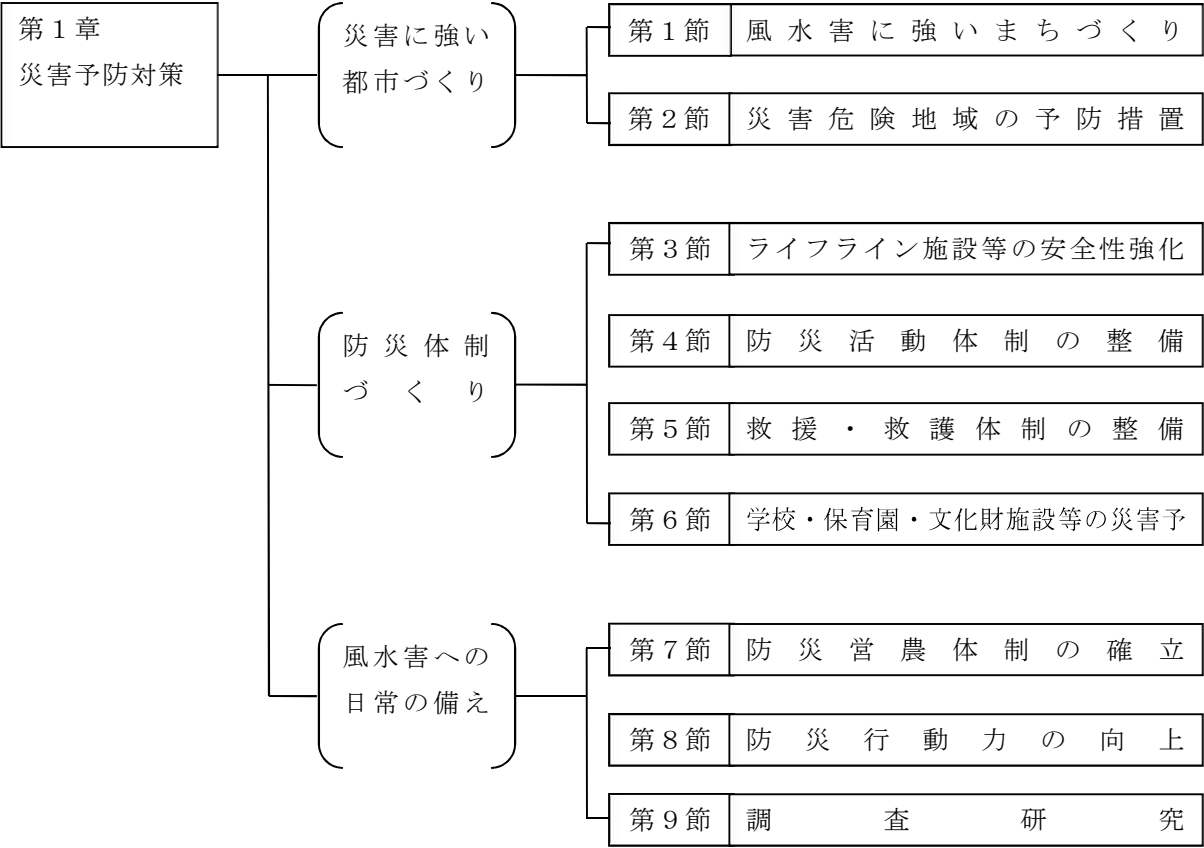
第1章 災害予防対策

大雨、台風等による大規模な風水害は、わが国では、いたるところで繰り返し起きている。

しかしながら、風水害については、事前にその予測が可能であり、絶えず効果的な災害予防対策を推進することで、被害の防止及び軽減を図ることが可能である。

本市の災害予防対策として、防災基盤の整備を促進し、災害に強いまちづくりを進めること、また防災拠点施設、通信施設の整備や救助・救急、医療救護体制の整備を促進し、防災への体制づくりを行うこと、さらには、防災教育・訓練、自主防災組織の強化による防災行動力の向上を図るなど、風水害への日常の備えについての防災計画を策定し、本市における災害防止対策の効果的な推進に努める。

【計画の体系】

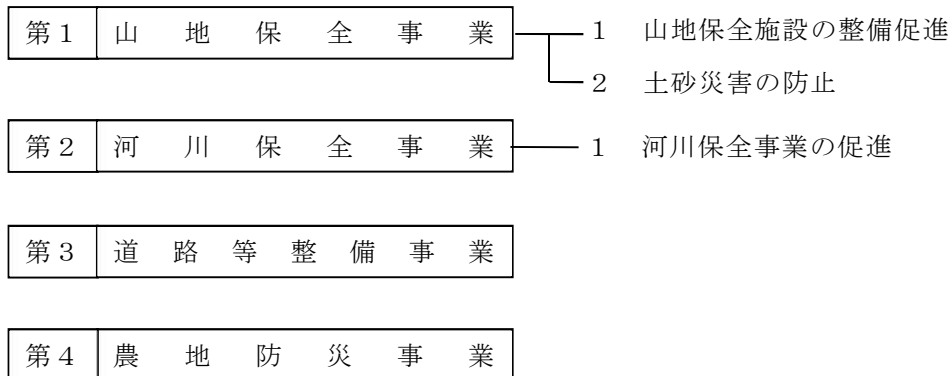


第1節 風水害に強いまちづくり

(ふるさと整備部、ブランド戦略部)

災害の発生を未然に防ぐため、防災関係機関は計画的に各種防災事業を推進する。
また事業を実施する場合は、環境や景観へも配慮する。

【対策の体系】



第1 山地保全事業（林政班、建設班）

山地の崩壊や土砂流出、地すべりなどによる災害の防止及び被害の軽減を図るため、砂防えん堤の建設及び山腹工、護岸工、崩壊防止工、地下水排除工の治山・砂防事業を推進する。

また、保安林の機能向上を図るため、植樹や樹木の育成に努める。

1 山地保全施設の整備促進

土砂移動を防止又は制御し、安全な地域として整備していくため、砂防事業、地すべり防止対策事業、急傾斜地崩壊対策事業、治山事業等の保全事業を積極的に推進することが、土砂災害未然防止のうえで極めて重要である。これらの事業の推進にあたっては、関連する各事業の連携、調整を図りつつ、計画的推進を図る。

(1) 砂防事業

砂防事業においては、治水上、土砂の生産、流出を防止又は制御し、安全な河川環境を維持するとともに、土石流等有害な土砂の流出により発生する土砂災害を未然に防止するため、「社会資本整備重点計画」に基づき次の事項を重点に一層の推進を図る。

- ア 荒廃の著しい水源地帯からの土砂流出を防止し、下流域の洪水、土砂氾濫等の災害防止を目的とする砂防えん堤、溪流保全工、流木対策工等砂防施設整備の推進。
- イ 土石流危険溪流等において発生する土石流の予防及び被害の軽減を目的とする砂防えん堤等砂防施設整備の推進。
- ウ 土石流危険溪流の周知、土石流発生監視装置の活用、警戒避難体制の確立、土石流から人命、財産を保護するための住宅移転及び適正な土地利用の誘導等を含む総合的なソフト対策の推進。

- エ 荒廃した水源山地は、激甚な土砂災害を引き起こすおそれがあり、森林造成の見込みのない荒廃地域において溪流に整備する砂防施設の効果を維持するため、これと一体となって施工する必要のある山腹工等、連携強化の推進。
- オ 砂防施設の維持管理の推進。

(2) 地すべり防止対策事業

地すべり防止対策事業においては、地すべりによる人家、公共施設等の被害を未然に防止するため、「社会資本整備重点計画」に基づき次の事項を重点に一層の推進を図る。

- ア 降雨、融雪、地震等により地すべり等が活発となり、人家、公共施設等に被害を及ぼすおそれがあり、かつ緊急に対策を必要とする区域、及び整備効果が特に大きい区域に重点をおいた地すべり防止施設の計画的整備の推進。また、地すべり防止工事の既成地区等において、地すべりの再移動の未然防止又は早期発見など地すべり地の保全整備に係わる事業の実施等を通じた有効かつ適正な土地利用への誘導。
- イ 人命保護等の観点から、地すべり危険箇所の周知徹底、地すべり防止区域の指定の促進及び地すべり防止区域の適正な管理を施設整備の促進とあわせて行う総合的な対策の充実強化。
- ウ 新たに発生した地すべり災害について、再度災害等の防止のための災害関連緊急地すべり防止対策事業の推進。
- エ 地すべり防止施設を有効かつ適正に機能させるため、施設の維持管理の実施。

(3) 急傾斜地崩壊対策事業

急傾斜地崩壊対策事業においては、崩壊の危険のある急傾斜地に近接する人家、公共施設等を崩壊による土砂災害から保護するため、「社会資本整備重点計画」に基づき次の事項を重点に一層の推進を図る。

- ア 緊急に対策を必要とする箇所及び保全対象人家の多い箇所を中心とした急傾斜地崩壊防止施設の計画的な整備の推進。
- イ 豪雨等により、新たに崩壊が生じた急傾斜地における崩壊の拡大及び再災害の防止を目的とする急傾斜地崩壊防止施設の緊急整備の推進。
- ウ 周辺環境及び土地利用計画等との調和を考慮した施設整備の推進。
- エ 人命保護の観点から、急傾斜地崩壊危険箇所の周知徹底、急傾斜地崩壊危険区域の指定の促進及び警戒避難体制の整備に努め、施設整備の促進と合わせた総合的なソフト対策の充実強化。
- オ 急傾斜地崩壊防止施設の維持管理の推進。

(4) 治山事業

治山事業においては、森林の維持造成を通じて、山地に起因する災害から市民の生命・財産を保全し、また、水資源のかん養、生活環境の保全・形成を図り、安全で住み良い地域づくり、定住条件の整備を行うため、「森林整備保全事業計画」に基づき次の事項を重点に一層の推進を図る。

- ア 山地崩壊、土石流、なだれ等の山地災害を防止するため、その発生の危険性が高い集落、市街地等に近接する地域における対策を強化するとともに、公共施

設用地等の保全・創出への寄与を推進することを目的とする、山地治山、防災林造成、防災対策総合治山等の事業の実施。

- イ 森林の有する水資源かん養機能の拡充強化と県土の保全のため、重要な水源地域における森林を「緑のダム」として面的、総合的に整備するとともに、集落の生活用水確保に資する身近な森林及び良質な水の供給のため森林の整備を推進することを目的とする、水源地域整備等の事業の実施。
- ウ 森林の有する生活環境保全等の機能を高度に発揮するため、都市周辺等において広域的な生活・防災空間としての森林を整備するとともに、地域住民の身近な憩いの場としての森林の整備を推進することを目的とする、環境保全保安林整備等の事業の実施。

2 土砂災害の防止

土砂災害は、発生が事前に予測しにくいこと、発生した場合は一瞬にして多数の死傷者を伴うことなどが特徴である。

このため、災害の土砂災害のおそれのある箇所(土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所)においては、積極的に砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止などの防災施設の計画的推進と予防措置に努める。

(1) 土石流、山地災害、地すべり等の防止

- ア 土砂災害のおそれのある箇所では、治山、砂防、地すべり対策等を計画的に推進する。市は、県が行う「土砂災害警戒区域」、「土砂災害特別警戒区域」の指定により、警戒区域ごとに警戒避難体制に関する事項を定め、地域住民への周知に努める。
- イ 土砂災害のおそれのある箇所への雨量計その他の監視施設の設置等、土砂災害に関する観測・情報基盤の整備や、警戒避難体制の確立など災害の軽減に努めるとともに、老朽化した防止施設の適正な管理、補修に努める。
- ウ 土砂災害は、山地の荒廃等によって長期にわたり繰り返し災害を発生させるため、治山・砂防事業において、森林・農地の保全や砂防えん堤など、地域一帯の総合的な対策を進めることが必要である。特に、これらの危険箇所のうち、危険度が高く人家や公共施設が多い箇所から順次「指定地」への編入を推進し、対策工事等、被害の発生防止又は軽減に努める。

(2) 急傾斜地の安全対策

- ア 日頃から関係機関と連携し、既存崩壊防止施設の点検に努める。
- イ 豪雨や地震に伴う崩壊により、多数の住民に危害が生ずると想定される危険区域については、市は、県が行う「土砂災害警戒区域」、「土砂災害特別警戒区域」の指定に従い、警戒区域ごとに警戒避難体制に関する事項を定め、地域住民への周知に努める。
- ウ 危険度の高い箇所から順次、崩壊防止工事を推進するとともに、既存施設の適切な管理に努める。

第2 河川保全事業 (建設班)

一級河川、二級河川は県が管理し、準用河川及び法適用外の普通河川については、市が管理しており、これらの河川のうち、水防上危険度の高い箇所から順次計画的改修と予防措置に努める。

1 河川保全事業の促進

河川管理者は、河川維持修繕、河川改良等の改修事業の促進、治水施設の設置及び運営の適正化、水防活動拠点の整備を推進する。

(1) 河川維持修繕

河川管理者は、平常時から河川を巡視して河川管理施設の状況を把握し、異常を認めるときは直ちに補修するとともに、その原因を究明し、洪水に際して被害を最小限に止めるよう堤防の維持、補修、堆積土砂の除去等一層の維持管理に努める。

(2) 河川改修

河川管理者は、河積の拡大や河道の安定のため狭窄部の拡幅、堆積土砂の掘削・しゅんせつ、護岸整備等減災対策に努め、上流ダム群等との連携による洪水調整と併せ、流域の災害の防止と軽減を推進する。

第3 道路等整備事業（建設班）

市は、道路改良事業、道路災害防除事業等により道路網等の整備を推進する。

第4 農地防災事業（農政班）

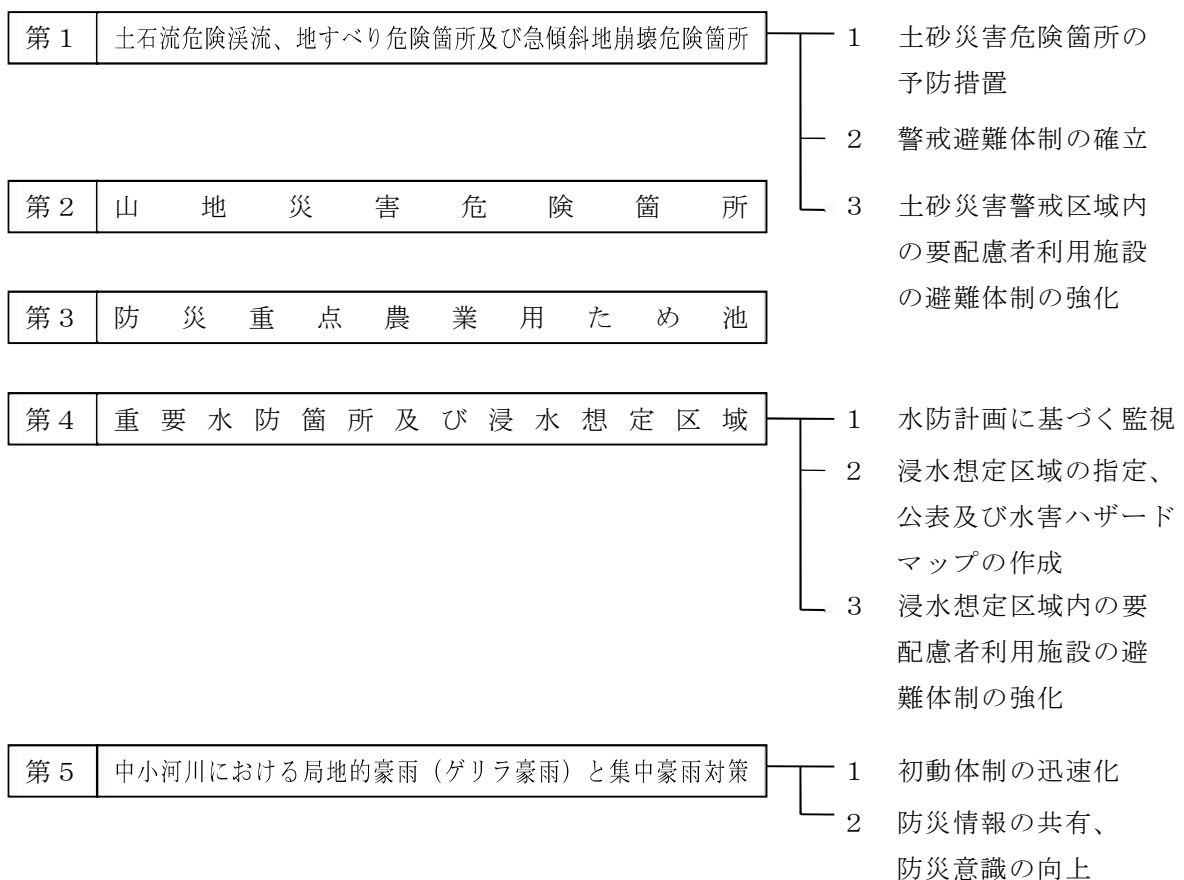
市は、農地や農業用施設を災害から守るため、防災ダム事業、ため池等整備事業、地すべり対策事業及び農業用河川工作物応急対策事業等を推進する。

第2節 災害危険地域の予防措置

(ふるさと整備部、ブランド戦略部)

山崩れやがけ崩れ、水害の未然防止や、一旦災害が発生した場合の被害軽減を図るため、防災関係機関においては、災害危険地域の調査、研究を実施し、その実態を把握するとともに、巡視や有害行為の禁止、避難体制の整備等災害予防措置を推進する。特に、ハザードマップの作成・配布による住民への危険性の周知徹底に努める。また、危険箇所にある要配慮者関連施設に対する周知徹底を図るとともに、その情報連絡、警戒避難体制等の整備に努める。

【対策の体系】



第1 土石流危険渓流、地すべり危険箇所及び急傾斜地崩壊危険箇所（建設班）

市は国及び県から土砂災害に関する危険箇所(土砂災害警戒区域等^{*}。土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所)の資料提供を受け、地域防災計画に掲載する。

【急傾斜地崩壊危険箇所】・・・資料編「2－3」

【地すべり危険箇所】・・・資料編「2－5」

【土石流危険渓流】・・・資料編「2－8」

1 土砂災害危険箇所の予防措置

市は、土砂災害危険箇所における砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の関係機関へ整備要望、整備の推進等に加え、土砂災害危険箇所の公表・周知徹底及び適切な土地利用の誘導等、土砂災害危険箇所の予防措置に努める。

なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や住宅の建築禁止のみならず、地方公共団体が定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討するものとする。

市は、都市計画マスタープランなどによる都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にはハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。

(1) 市の措置

- ア 危険箇所等について、地域住民に周知徹底を図るとともに、避難体制の整備に努める。
- イ 当該危険箇所等の巡視を行い、土砂災害等による危険の早期発見に努める。また、関係機関と協力して、土砂災害等に対する総合的な防災訓練の実施に努める。
- ウ 関係機関と協力して、土砂災害等に関する情報、日常の防災活動、降雨時の対応等について、パンフレット、広報誌等を積極的に活用して、地域住民に周知徹底を図る。
- エ 土砂災害防止法に基づく重大な土砂災害の急迫した危険が予想される状況において、国や県からの土砂災害緊急情報及び土砂災害の前兆現象等の情報を収集し、適切に住民の避難指示の判断等を行える体制を整備する。

※ 土砂災害警戒区域等

指定名称	災害の種類	指定権限	指定の条件	対象の概要
土砂災害警戒区域※ (通称：イエローゾーン)	・土石流 ・地すべり ・急傾斜地の崩壊	県知事	土砂災害のおそれのある区域	・情報伝達、警戒避難体制の整備 ・要配慮者への情報伝達及び警戒避難体制の整備及び周知 ・警戒避難に関する事項の住民への周知
土砂災害特別警戒区域 (通称：レッドゾーン)			建築物に損壊が生じ、住民に危害が生じるおそれのある区域	・特定の開発行為に対する許可制 ・建築物の構造規制を踏まえた安全確保の推進 ・土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告 ・勧告による移転者への融資、資金の確保

2 警戒避難体制の確立

土砂災害は、突発的に発生することが多いので、緊急時における警戒、避難、救援等が円滑に実施できるよう、平常時からその体制整備に努めることが重要である。

市は、各々の危険箇所及び土砂災害警戒区域における警戒避難体制の整備を図るため次の事項を定め、これらの事項を記載した印刷物（土砂災害ハザードマップ等）の配布その他の必要な措置を講じ、住民に周知する。

- ア 地域特性を考慮した警戒又は避難を行うべき客観的数値に基づく具体的基準（降雨量等）（警戒避難基準）の設定
 - イ 土砂災害に関する情報の収集及び伝達方法、予報、警報及び避難指示の伝達方法の周知
 - ウ 適切な避難方法、避難場所の選定及び周知
 - エ 土砂災害等による危険が増大した場合の避難実施責任者、避難方法、避難場所、伝達方法等
 - オ 警戒区域内にある要配慮者（主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者）が利用する施設への土砂災害に関する情報伝達方法
- 【要配慮者関連施設】・・・資料編「5－4」

3 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の避難体制の強化

- ア 地域防災計画に施設の名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、当該要配慮者利用施設の利用者の災害時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画（以下「避難確保計画」という。）を作成するとともに、利用者の災害時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行い、その結果を報告するものとする。

また、当該施設の所有者又は管理者は、避難確保計画を作成・変更したときは、遅滞なく、その計画を市長に報告する必要がある。

市長は、要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、災害予報等の伝達方法を定める。

- イ 市は、要配慮者利用施設における避難確保計画の作成について、情報提供などの支援に努める。
市は、施設管理者等から避難確保計画の報告があったときは、内容を確認し、必要に応じて助言等を行なう。
- ウ 市長は、避難確保計画の作成を促進するため、避難確保計画を作成していない施設管理者等に対して、期限を定めて作成することを求めるなどの指示を行い、正当な理由がなくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- エ 市は、要配慮者利用施設における避難訓練について、土砂災害警戒区域の実情に応じた訓練が実施されるよう支援に努める。

第2 山地災害危険箇所（建設班）

- ア 市は、危険箇所に関する情報の提供、降雨時の対応方法等について、広報誌、パンフレット等を積極的に活用して、地域住民に周知徹底を図る。

【土砂災害計画区域及び土砂災害特別警戒区域】・・・資料編「2－2」

- イ 市は、地域防災計画に危険箇所を掲載し、警戒避難体制について整備するよう努める。

第3 防災重点農業用ため池（農政班）

- ア 市及び関係機関は、防災重点農業用ため池について優先的に調査を実施し、その実態把握に努める。
- イ ため池の管理者は、日頃からため池の点検を行い、異常な徴候の早期発見に努める。また、出水時又は異常時には、応急活動を実施することができるよう体制を整えておくとともに貯水制限等の措置を講じておく。
- ウ 市は、ため池ハザードマップを作成する際に、ため池決壊被害想定区域、ため池の決壊時における伝達方法、避難場所等の必要な事項を住民に周知させるよう努める。

【防災重点農業用ため池危険箇所】・・・資料編「2-15」

第4 重要水防箇所及び浸水想定区域（建設班）

1 水防計画に基づく監視

水防管理者は、富山県水防計画及び南砺市水防計画に基づき、関係河川及び堤防等を巡視し、必要な措置をとる。

重要水防箇所として指定された工作物の管理者は、富山県水防計画に基づき、常に点検整備し、また、応急水防工法を定める。

【重要水防箇所】・・・資料編「2-12」

2 浸水想定区域の指定、公表及び洪水ハザードマップの作成

- ア 市は浸水想定区域に指定された区域について、次の事項を定める。
 - (ア) 洪水予報及び水位情報周知河川における水位等の情報の伝達方法
 - (イ) 緊急避難場所、避難所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
 - (ウ) 当該区域内要配慮者（主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者）が利用する施設で、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

【要配慮者関連施設】・・・資料編「5-4」

- イ 洪水予報の伝達方法、緊急避難場所、避難所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項について、ハザードマップを作成、配布する等により住民に周知するよう努める。

ハザードマップ等の配付又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。

3 浸水想定区域内の要配慮者利用施設の避難体制の強化

ア 地域防災計画に施設の名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとし、当該自衛水防組織を置いたときは、組織の構成員その他の事項を市長に報告する。

市長は、要配慮者利用施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定める。

イ 市は、要配慮者利用施設における避難確保計画の作成について、情報提供などの支援に努める。

市は、施設管理者等から避難確保計画の報告があったときは、内容を確認し、必要に応じて助言等を行なう。

ウ 市長は、避難確保計画の作成を促進するため、避難確保計画を作成していない施設管理者等に対して、期限を定めて作成することを求めるなどの指示を行い、正当な理由がなくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

エ 市は、要配慮者利用施設における避難訓練について、浸水想定区域の実情に応じた訓練が実施されるよう支援に努める。

第5 中小河川における局地的豪雨（ゲリラ豪雨）※と集中豪雨※対策

局地的豪雨や集中豪雨時は中小河川の氾濫に加え、土石流・地すべり・急傾斜地の崩壊危険箇所及び山地災害危険箇所等による土砂災害発生の危険性が非常に高いことから、日頃より地域住民や関係機関との情報の共有を図り、巡視及び警戒体制の強化と併せ、各種予防対策など被害の防止及び軽減に努める。

1 初動体制の迅速化

市は、平常時より職員に対する防災研修と関係機関による訓練の実施を行い、局地的豪雨と集中豪雨がもたらす洪水の特性についての理解を深める。

2 防災情報の共有、防災意識の向上

市は、河川管理者からの情報提供だけでなく住民等からの情報提供により、平常時から住民等と河川に関する様々な情報の共有を図る。

※局地的豪雨（ゲリラ豪雨）と集中豪雨の特徴

【局地的豪雨】

発達した単独の積乱雲より、狭い範囲に短時間で強い雨が降り、局地的に数十mm程度の総雨量になり、降った雨が低い場所に一気に流れ込むため、甚大な被害が発生する。

【集中豪雨】

前線や低気圧などの影響や雨を降らせやすい地形の効果によって、積乱雲が同じ場所で次々と発生・発達を繰り返すことにより起きるもので、激しい雨が数時間にわたって降り続き、狭い地域に数百mmの総雨量となる。

降り方の特徴は、局地的豪雨では短時間で一過性のものであり、集中豪雨はそれを繰り返すため長時間のものとなる。

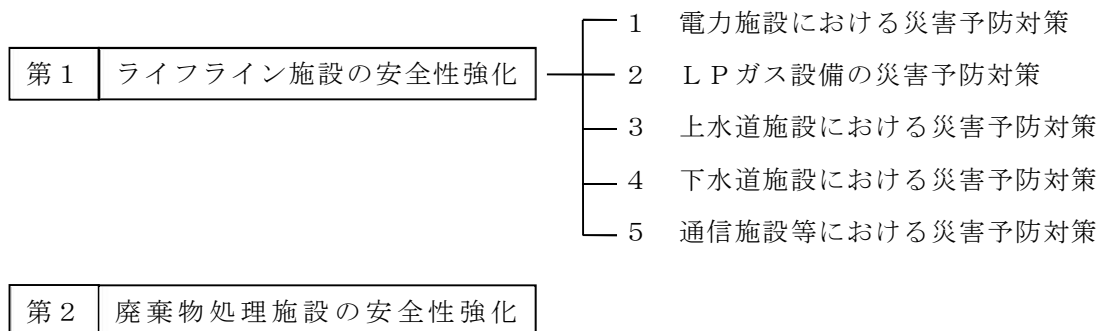
第3節 ライフライン施設等の安全性強化

(市民協働部、ふるさと整備部)

風水害による被害軽減を図るためには、災害に強いまちづくりや災害危険地域の予防対策を進めるとともに、電力、ガス、水道、通信等のライフライン施設の災害予防に万全を期すことが必要である。

このため、関係機関等は、これらの予防対策を積極的に推進する。

【対策の体系】



第1 ライフライン施設の安全性強化 (上下水道班)

電力、ガス、上下水道、通信等のライフライン関連施設は住民の日常生活及び社会、経済活動上欠くことのできないものである。このため、災害時においても、その機能を発揮できるよう被害防止策を実施するとともに、系統多重化等による代替性の確保を進める。

また、都市整備計画にあわせ、共同溝・電線類共同溝の整備に努めるとともに、ライフライン機関相互や防災関係機関との情報連絡体制を強化する。

1 電力施設における災害予防対策

(1) 北陸電力(株)となみ野営業所、北陸電力送配電(株)となみ野配電センター

ア 送電設備

電線路の基礎部及び近傍の地盤緩み、並びに亀裂の有無について巡視点検による保守管理を実施する。

イ 変電設備

建物内浸水対策として、土嚢及び排水ポンプを準備し、災害に備える。

ウ 配電設備

土砂崩れ等の起こるおそれのある箇所への設備の設置は極力避けるとともに、点検・補修等を実施する。

(2) 関西電力(株)庄川水力事業本部庄川水力センター、関西電力送配電(株)庄川送配電センター

ア 水力発電設備

洪水に対する被害防止のため、ダム、取水口の諸設備及び調整池、貯水池の護岸の点検、整備を実施する。

イ 送電設備

土砂崩れなどの起こるおそれのある箇所については、擁壁、石積み等の点検、補修等を実施する。

2 L P ガス設備の災害予防対策

ガスは、市民生活及び経済社会の広範な分野で欠くことのできないエネルギー源であり、常に安定供給の維持に努め、使用者の利益に供するとともに、公共の安全確保のため、設備の保安防災対策の強化を推進する。

一般家庭におけるL P ガス設備の安全性を強化するため、販売店等は、ボンベ転倒防止措置を施すとともに、安全機器の普及促進に努めるほか、L P ガス消費者に対し、風水害時にとるべき初期行動について、啓発活動を推進する。

ア ボンベ（容器）の転倒及び流出防止措置

販売店等は、鎖又はベルトの二重がけ等の方法により、ボンベの転倒流出防止措置を講ずるとともに、その定期点検を実施して維持管理を行う。

イ 安全器具の普及促進

販売店等は、ガス漏れ又は火災防止のため、安全機器の普及促進に努める。

ウ 消費者に対する周知啓発活動

災害の発生時には、消費者自ら使用中のガスの使用を中止し、器具栓、元栓を閉じるとともに、洪水のときは容器バルブを閉じ、ロープで固定することが、二次災害を防止するうえで最善の方策であることから、販売店等は、消費者がとるべき初期行動について啓発活動に努める。

3 上水道施設における災害予防対策（上下水道班）

市は、水道施設の防災性の強化に努めるとともに、適正な施設管理を行う。

（1）施設の防災性の強化

災害を未然に防ぐため、施設の新設、拡張、改良等に際し、施設の防災性について考慮し、老朽管から耐震性のある管路への計画的な敷設替等を行う。

（2）防災用資機材の整備

水道施設の被害等による応急給水活動に備え、あらかじめ連絡管の整備や給水車、給水タンク、消毒剤、ろ水器、可搬式ポンプ、可搬式発電機及び運搬車両等の整備補強を図る。

（3）非常時における協力体制の確立

被災時には、独自に対処することが困難な場合も想定されるので、他市町村、県、工事施工者等、関係機関との連絡協力体制を確立し、二次災害の防止を図る。

（4）図面、台帳等の整備

災害復旧対策に活用するため、日頃から関係図書を整理し、いつでも利用できるよう保存管理に努める。

4 下水道施設における災害予防対策（上下水道班）

市は、下水道施設の防災性の強化に努めるとともに、適正な施設管理を行う。

（１）施設、設備の整備充実

下水処理施設にあつては、外部からの浸水、敷地内の排水に十分対策を講ずるとともに、被災時に備えて予備機器の整備、受電設備の多回線化、非常用自家発電装置等の設置に努める。

（２）防災体制の確立

下水道施設の機能維持を図るため、点検計画を定め、これに基づいて施設、機器の保守点検に努めるとともに、応急復旧用資機材、車両等の確保についての体制を確立しておく。また、災害時に対応できるよう日常の訓練に努める。

（３）下水道台帳の整備

下水道台帳は災害時に迅速かつ確実にデータの提供が可能となるようにシステム化を図る。

（４）応急復旧のための体制整備

応急対策を同時又は段階的に、実情に応じて円滑に遂行するため、平常時から諸体制の確立及び整備を図る。

ア 防災組織、配備体制

下水道施設の防災対策を踏まえた防災活動が円滑に実施できるよう、体制の整備を図る。

イ 民間企業との協力体制

応急復旧対策要員、応急復旧機材の確保のため、施工業者、下水道施設メンテナンス業者、コンサルタント・測量業者、リース・レンタル業者等、民間業者との協力体制の整備を図る。

ウ 応急対策用機器及び資材

災害時の応急対策が迅速かつ的確に実施できるよう、必要機材の備蓄及び整備を図る。

5 通信施設等における災害予防対策

（１）電信電話施設（固定電話サービス各社）

災害時においても通信を確保するため、引込線の地下配線化、架空線路の地下化、端局の市外２ルート化等の長期的防災対策を推進する。

（２）携帯電話通信網の強化（携帯電話サービス各社）

災害時においても通信を確保するため、携帯電話基地局の追加整備、通信回線帯域の増強、非常電源確保等の対策を推進する。

（３）ケーブルテレビ通信網の強化（となみ衛星通信テレビ）

災害時においても通信を確保するため、回線の冗長化、多重回線化、非常電源確保等の対策を推進する。

(4) ホワイトスペース活用型エリア放送の拡充

災害時の情報伝達手段として有効なホワイトスペースを活用したエリア放送を拡充、推進する。

第2 廃棄物処理施設の安全性強化（生活環境班）

し尿、ごみ等の一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設の災害による被害を最小限に止めるとともに、災害時における応急復旧作業を円滑に実施し、廃棄物が適正に処理されることが必要である。

このため、市は、一般廃棄物処理施設の不燃・堅牢化に努めるとともに、国の「災害廃棄物対策指針」を踏まえて廃棄物処理を円滑に実施するための体制を整備する。また、産業廃棄物処理施設の管理者は、処理施設の不燃・堅牢化に努める。

(1) 処理施設の災害予防対策

既設の処理施設について、必要に応じて不燃・堅牢化に努める。

(2) し尿、ごみ等の処理体制の整備

ア 処理施設の応急復旧資機材等の整備

し尿、ごみ処理施設の損壊等に対して速やかな復旧を図るため、あらかじめ応急復旧に必要な資機材を準備しておくとともに、応急復旧マニュアルの整備や訓練を実施する。

イ ごみ、災害廃棄物等の仮置場の確保

災害時においては、ごみ、災害廃棄物等の廃棄物が一度に大量発生するとともに処理施設自体の被災も予想されることから、あらかじめ運搬経路、居住地域を考慮したごみ、災害廃棄物等の仮置場を確保しておく。

ウ 避難所等の仮設（簡易）トイレの確保

家屋の倒壊、断水等により便所が使用できなくなるため、避難所等に仮設（簡易）トイレの確保に努める。

(3) 広域的な協力体制の整備

し尿、ごみ、災害廃棄物等を広域的に処理するため、処理施設、運搬車両の確保について、近隣市町村及び関係団体を含めた協力体制を整備する。

第4節 防災活動体制の整備

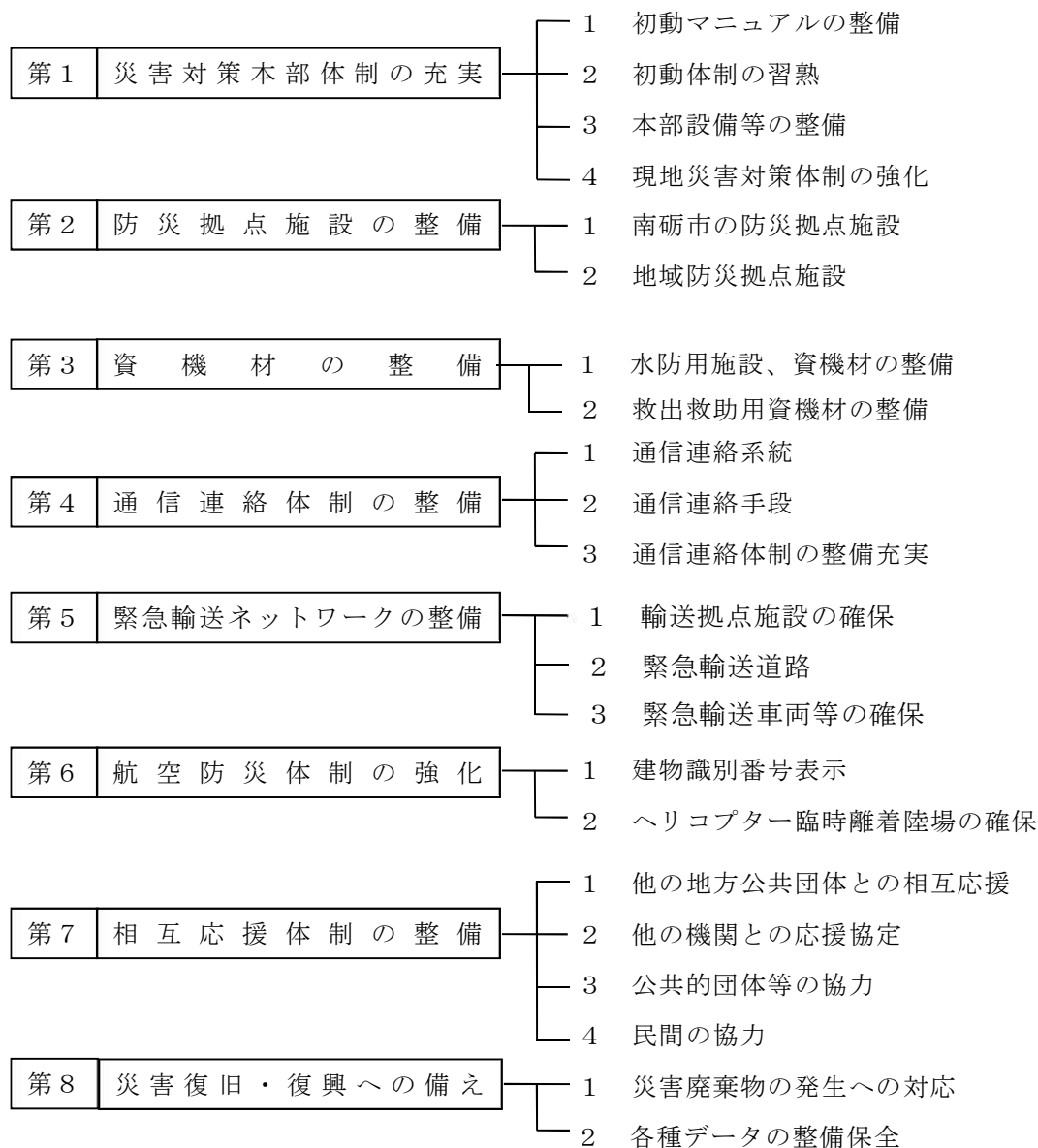
(総合政策部、総務部、ふるさと整備部、消防部)

災害に迅速、的確に対応し、被害を最小限にとどめるには、防災関係機関において速やかに初動活動体制を整え、所管する防災機能を十分に発揮することが重大な使命である。

この使命を遂行するためには、災害対策活動の拠点となる庁舎等の整備を進めるとともに、情報収集や避難誘導、救助・救急活動が広域的にしかもできるかぎり早急に行える体制を確立することが必要である。

今後も防災拠点施設や防災活動の拠点となる庁舎等を整備するとともに、通信ネットワークの強化による通信連絡体制の整備、緊急輸送体制、さらには、相互応援体制の整備等による広域的な支援体制を充実させるなど、防災活動体制の整備に努める。

【対策の体系】



第1 災害対策本部体制の充実（総務班）

1 初動マニュアルの整備

災害発生時、特に初動期における各部・各班の活動を迅速、的確に行うため、各部は初動体制マニュアルの整備に努める。

2 初動体制の習熟

初動段階の成否がその後の応急対策活動に大きく影響することから、特に初動段階の意思決定者、配備基準、指揮命令系統についての習熟を図る。

3 本部設備等の整備

本部が迅速に機能できるよう、また、職員が庁舎内で被災することがないように、以下の本部設備等の整備を進める。

- ア 停電時に備えた非常電源の整備
- イ 無線機器の点検・整備
- ウ 備品の固定及び落下物の防止措置
- エ 市内地図、防災関係機関の連絡簿、その他本部設置に必要な物品の整備
- オ 災害応急対策に従事する職員の食料等の確保

4 現地災害対策体制の強化

特に、発災初期の段階において市民センターは、被害情報の収集、避難所の開設等重要な役割を担う。市が体験した平成20年局地的豪雨災害では、多くの地域が孤立化した。その対策として、「現地対策職員」をあらかじめ指名し、各市民センターに配備させることにより市民センターの体制強化を図る。なお、現地対策職員の配備は発災から概ね3日間とし、その後は災害の状況に応じて現地災害対策本部と総務班と調整のうえ配備職員を指名する。

また、日頃から地域の消防団、自主防災組織、消防団協力事業所との連携を深め、災害時の相互初動体制、情報伝達、指示・要請体制を強化、整備する。

第2 防災拠点施設の整備（総務班）

市は、自主防災活動の拠点、避難施設、備蓄倉庫等を備えた地域防災拠点の整備に努める。

1 南砺市の防災拠点施設（防災センター、基幹消防署）

市は、大規模な災害時には、災害応急活動の拠点や住民の避難場所として、また平常時には、自主防災組織・災害救援ボランティア等の研修の拠点としての機能を有する地域防災拠点施設を整備する。

（1）南砺市防災拠点施設の役割

- ア 災害時における役割・機能
 - （ア）市の災害応急活動拠点
 - （イ）消防団の災害応急活動拠点
 - （ウ）応援部隊の災害応急活動拠点

- (エ) 避難施設（一時避難）
- イ 平常時
 - (ア) 消防団の研修、訓練場
 - (イ) 自主防災組織の研修場
- (2) 南砺市防災拠点施設の施設設備
 - (ア) 情報連絡室
 - (イ) 備蓄倉庫
 - (ウ) 研修室
 - (エ) 広場（訓練スペース）

2 地域防災拠点施設（市民センター、医療施設、指定避難所、道の駅等）

- (1) 災害時の地域防災拠点施設の役割
 - (ア) 現地災害対策拠点
 - (イ) 現地医療拠点
 - (ウ) 現地自主防災組織活動拠点
 - (エ) 現地避難施設
- (2) 地域防災拠点施設の施設整備
 - (ア) 情報伝達設備システム（防災行政無線等）
 - (イ) 備蓄倉庫
 - (ウ) 研修室
 - (エ) 広場

第3 資機材の整備（総務班、建設班、消防本部）

風水害による被害の未然防止及び軽減のためには、気象、河川水位・流量等の状況を的確に把握し、これらの情報に基づく災害未然防止対策や、災害が発生した場合には災害応急対策を速やかに実施することが必要である。このため、市及び防災関係機関は、災害の未然防止及び被害の軽減のため資機材の整備、充実を図る。

1 水防用施設、資機材の整備（建設班）

水防管理者等は、洪水が生じる危険性の高い河川に水防倉庫を設置し、水防に必要な資機材を備蓄しておく。

2 救出救助用資機材の整備（総務班、消防本部）

市及び防災関係機関は、平素から災害の発生に備えて、ロープ・空気呼吸器・エンジンカッター・発電機・投光器などの救助用資機材の整備充実に努めるとともに、災害発生に際し、直ちに使用できるよう点検整備をしておく。

なお、救助活動が円滑に実施できるように他の機関、民間団体・業者等が所有する救出救助用資機材等を借上げできるよう協力体制を確立しておく。

第4 通信連絡体制の整備（総務班、消防本部）

市及び防災関係機関は、災害時の通信連絡手段を確保するため、情報通信施設の耐震性の強化、情報通信施設の非常用電源設備の整備など停電対策、情報通信施設の危険分散、衛星通信等の無線を活用したバックアップ等の通信路の多ルート化の推進に努める。

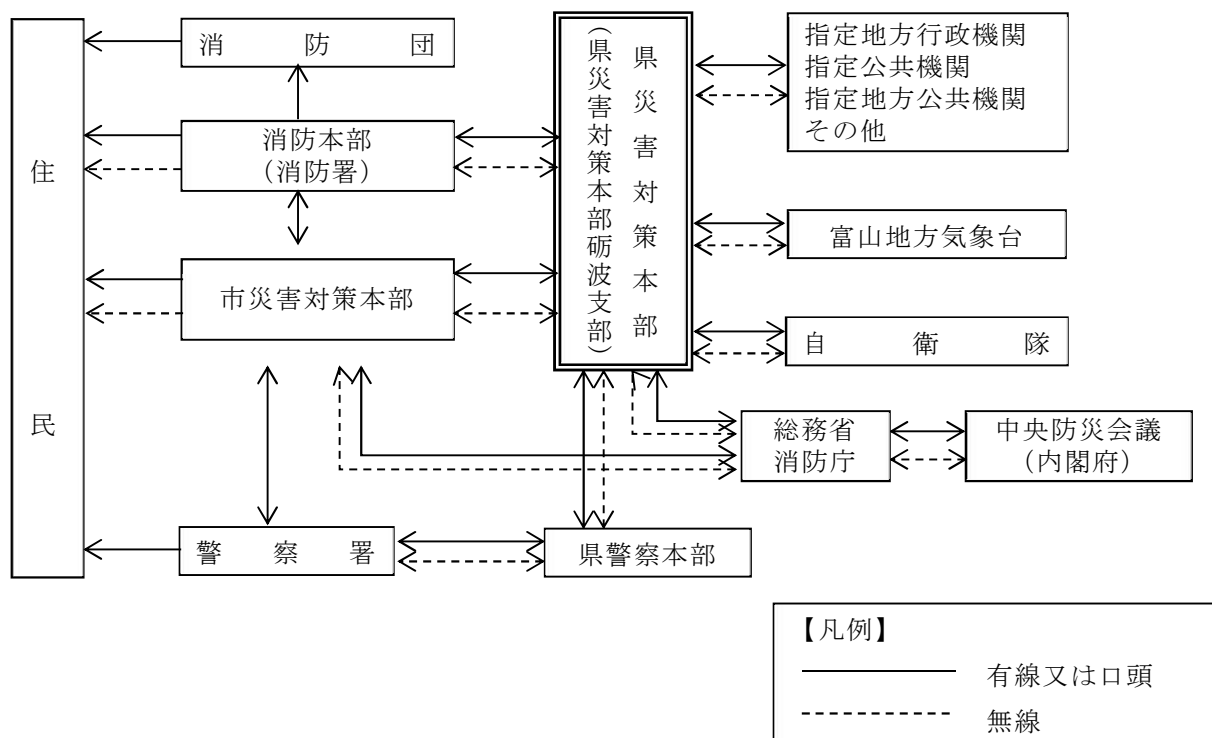
また、緊急情報連絡体制を確保するため、防災行政無線、消防救急無線等の無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワークを強化する。この場合、北陸非常通信協議会との連携にも十分配慮する。

さらに、災害情報の通信及び広報手段として、ケーブルテレビ、インターネット、なんと緊急メール、南砺市防災アプリ、エリア放送、携帯情報端末をはじめとするＩＣＴの積極的な活用を図り、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、Ｌアラート（災害情報共有システム）等の活用による警報等の伝達手段の多重化・多様化に努める。特に、災害時に孤立するおそれのある地域で停電が発生した場合に備え、衛星通信などにより、当該地域の住民と市との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意する。

また、住民から破堤、越水、土砂災害の前兆等の目視情報を収集する仕組みづくりに努める。

1 通信連絡系統

県、市及び関係機関の通信連絡系統については、次のとおりである。



2 通信連絡手段

通信連絡手段としては、次の種類の手段を備えている。

- ア 県防災行政無線
- イ 県総合防災情報システム

- ウ 市防災行政無線
- エ 衛星携帯電話
- オ 電気通信事業者の災害時優先電話
- カ 消防救急無線
- キ ケーブルテレビ
- ク インターネット
- ケ 電子メール
- コ エリア放送

3 通信連絡体制の整備充実

(1) 市防災行政無線の整備充実

市は防災行政無線のデジタル化を進め、避難場所等との連絡網の確保を図る。また、市は、住民に対する災害時の情報の迅速かつ的確な収集伝達を図るため市町村防災行政無線に加えて、孤立化が懸念される山間地集落等地域の事情に応じて衛星携帯電話の整備に努めるとともに、携帯端末の緊急速報メール、Ｌアラート（災害情報共有システム）等による伝達手段の多重化・多様化に努める。

(2) 災害時優先電話の指定をあらかじめ電気通信事業者から災害時優先電話の指定を受け、緊急連絡体制の整備を図る。

(3) F A Xの整備

情報を正確に伝えるために、F A Xの未配備施設への設置に努める。

(4) 非常通信体制の強化

被害情報などの提供を目的としてアマチュア無線団体に災害時の協力を依頼し、また、民間無線従事者からの情報提供を得られるようタクシー無線取扱い者等との協力体制の確立に努める。なお、アマチュア無線の活用は、ボランティアという性格に配慮する。

第5 緊急輸送ネットワークの整備（建設班）

救急・救助要員の派遣、救出された重傷者の搬送、水・食料等生活必需物資の輸送など、災害発生時における緊急輸送ネットワークの確保は、災害応急対策を実施する上で極めて重要である。

このため、市は、物資等の輸送拠点施設や緊急輸送ネットワークをあらかじめ指定するとともに、関係機関と連携を密にし、災害時に都市機能が麻痺しないように、施設代替性の確保や多重化の推進に努める。

さらに、市は、緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、主要な拠点と高規格道路等のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図る。

また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図るものとする。

1 輸送拠点施設の確保

市は、被災地外からの救援物資（水、食料、生活必需物資等）の受入れ、管理、仕分け、搬出や積み換えを行なう輸送拠点施設をあらかじめ指定しておくとともに、災害時には輸送拠点施設、輸送機関と緊密に連携し、救援物資の円滑な受入れ・搬出が行なえるよう体制の整備に努める。

本市における輸送拠点施設は、「福光屋内グラウンド」又は「井口屋内グラウンド等公共施設」に設置する。

2 緊急輸送道路

道路は、災害時において、傷病者の搬送や救急物資の輸送等災害応急対策を実施する上で重要な役割を担っている。

このため、災害時の緊急交通路の候補となる緊急啓開・復旧道路を指定する。

なお、緊急輸送道路の指定にあたっては、県が指定する緊急輸送道路とネットワーク化を図るよう努める。

（1）緊急輸送道路の指定

市では1・2級市道の中から8路線を指定する。

【南砺市緊急輸送道路一覧】・・・資料編「4－1」

（2）緊急通行確保路線の整備

緊急輸送道路（橋梁）については、補強や架け替え等により、災害に強い施設とする。

また、指定路線の周辺環境についても、電柱の地中化を進める等災害に強い道路整備に努める。

（3）緊急復旧体制の整備

災害時の道路パトロール班の編成方法等について検討しておく。

また、建築資機材等を有する関係業者等との間で、あらかじめ、災害時の復旧区間及び役割分担等について定める。

3 緊急輸送車両等の確保

市は、所有する車両等の状態を把握しておくとともに、車両等が不足した場合に備え、緊急時の車両提供（借り上げ）について、バス事業者やトラック輸送機関及びその他の事業所とあらかじめ協定を締結するなど、災害時に車両等が円滑に確保できる体制の整備に努める。

第6 航空防災体制の強化（総務班、消防本部）

災害に的確に対応していくため、上空からの救助、災害状況の把握、救急患者の高次医療機関への搬送など、ヘリコプターを活用した広域的かつ機動的な航空防災活動の体制を強化する。

1 建物識別番号表示

災害時において、応急対策の活動拠点となる庁舎、避難所となる学校及び救急患者等の搬送先である病院などの建物の屋上に特定の番号を表示し、ヘリコプター等の航空機

による上空からの建物の識別を容易にすることにより、迅速かつ的確な活動を展開する。

2 ヘリコプター臨時離着陸場の確保

地域内における緊急輸送を確保するため、災害対策用ヘリコプター臨時離着陸場として設置可能な場所を確保する。

また、中山間地域において、緊急時臨時着陸場所を確保する。

【場外離着陸場一覧】・・・資料編「4－2」

第7 相互応援体制の整備（総務班、消防本部）

市は、市の対応能力を超える大規模災害時の応援要請を想定し、あらかじめ他の地方公共団体や防災関係機関、民間等との間において、災害時における相互応援協定の締結を推進する。

また、応援要請・受入が円滑に行えるよう、「南砺市災害時受援計画」に基づき、情報伝達方法、受入窓口、指揮系統を明確化するなど、体制の整備に努める。

そして、市は、国、県、他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制に整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。

【相互応援協定一覧表】・・・資料編「6－0」

1 他の地方公共団体との相互応援

市は、災害対策基本法第67条第1項の規定に基づき、県内の市町村をはじめ、遠方に所在する市町村等との相互応援協定の締結を推進する。

また、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体から人員・物資の支援や廃棄物処理等の協力が速やかに得られるように相互応援協定の締結に努める。

さらに応急対策職員派遣制度を活用した応援職員受け入れの訓練を実施し、システムの習熟、災害時における円滑な活用の推進に努める。

なお、既に締結している協定は、次のとおりである。

（1）近隣の市町村との災害時相互応援協定

近隣市町村で、地震や洪水、地滑りなどの災害が発生し、被災した行政区独自では十分に被災者の救援などの応急措置が実施できない場合において、相互に支援することにより、災害応急対策及び災害復旧などを円滑に行うことを目的とした協定（砺波市、小矢部市、金沢市）。

（2）遠隔地域との災害時相互応援協定

東日本大震災の教訓を踏まえ、同時被災をしないと考えられる遠隔地域の市町村との相互応援協定

- ①武蔵野市交流市町村協議会（9市町村）
- ②愛知県半田市
- ③福島県南相馬市
- ④全国ボート場所在市町村協議会（27市町村）
- ⑤日本福祉大学友好協力宣言及び包括協定自治体（6町村）
- ⑥中国紹興市友好交流都市（4市）

（3）主に観光客を対象とした災害時相互応援協定

災害時等における観光客の安全な避難に関する支援等を行う市町村との相互応援協定

- ①北陸飛騨3つ星街道防災パートナーシップ協定（3市町村）

（4）富山県消防防災ヘリコプター支援協定（平成16年11月1日調印）

南砺市が富山県の所有する消防防災ヘリコプターの支援を求めるための協定

2 他の機関との応援協定

県内市町村間の消防応援協定については、消防組織法第39条の規定に基づき、富山県市町村消防相互応援協定が締結されている。

また、近隣する砺波市、小矢部市のほか、石川県の金沢市、岐阜県の飛騨市、白川村とも消防相互応援協定を締結している。

3 公共的団体等の協力

市は、区域内における公共的団体及び自主防災組織に対し、平常時から次に掲げる協力が得られるよう努める。

- ア 異常現象、災害危険箇所等を発見した場合に、市その他関係機関に連絡すること。
- イ 災害に関する予警報その他情報を区域内住民に伝達すること。
- ウ 災害時における広報広聴活動に協力すること。
- エ 災害時における出火の防止及び初期消火に協力すること。
- オ 避難誘導、避難所内被災者の救助業務に協力すること。
- カ 被災者に対する炊き出し、救助物資の配分等に協力すること。
- キ 被害状況の調査に協力すること。
- ク 被災区域内の秩序維持に協力すること。
- ケ その他の災害応急対策業務に関すること。

なお、ここでいう公共的団体とは、NPO法人南砺市医師会及び市歯科医師会、市内薬剤師会、市内農業協同組合、富山県西部森林組合、南砺市商工会、市連合婦人会、ボランティア団体をいい、自主防災組織とは、地域住民の自発的な防災組織、施設の防災組織及び事業所の防災組織をいう。

4 民間の協力

市は、災害時における民間の積極的な協力が得られるよう、各種の協定を推進する。

市では、災害時における物資の供給、応急復旧作業、災害緊急放送等に関する協定を締結している。

また、消防団協力事業所制度を推進し、協力体制の強化を行っている。

第8 災害復旧・復興への備え

1 災害廃棄物の発生への対応

市は、災害廃棄物の発生を抑制するため、建築物の耐震化等に努める。

市は、災害廃棄物の処理に係る国の「災害廃棄物対策指針」に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示す。

市は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努める。また、市及び県は、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図る。

市は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努める。また、災害廃棄物に関する情報、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）、災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）、や地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努める。

2 各種データの整備保全

市は、復興の円滑化のため、あらかじめ次の事項について整備しておくよう努める。

- ・各種データの総合的な整備保全（戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等情報及び測量図面、情報図面等データの整備保存並びにバックアップ体制の整備）
- ・不動産登記の保全等

公共土木施設管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

3 男女共同参画の視点

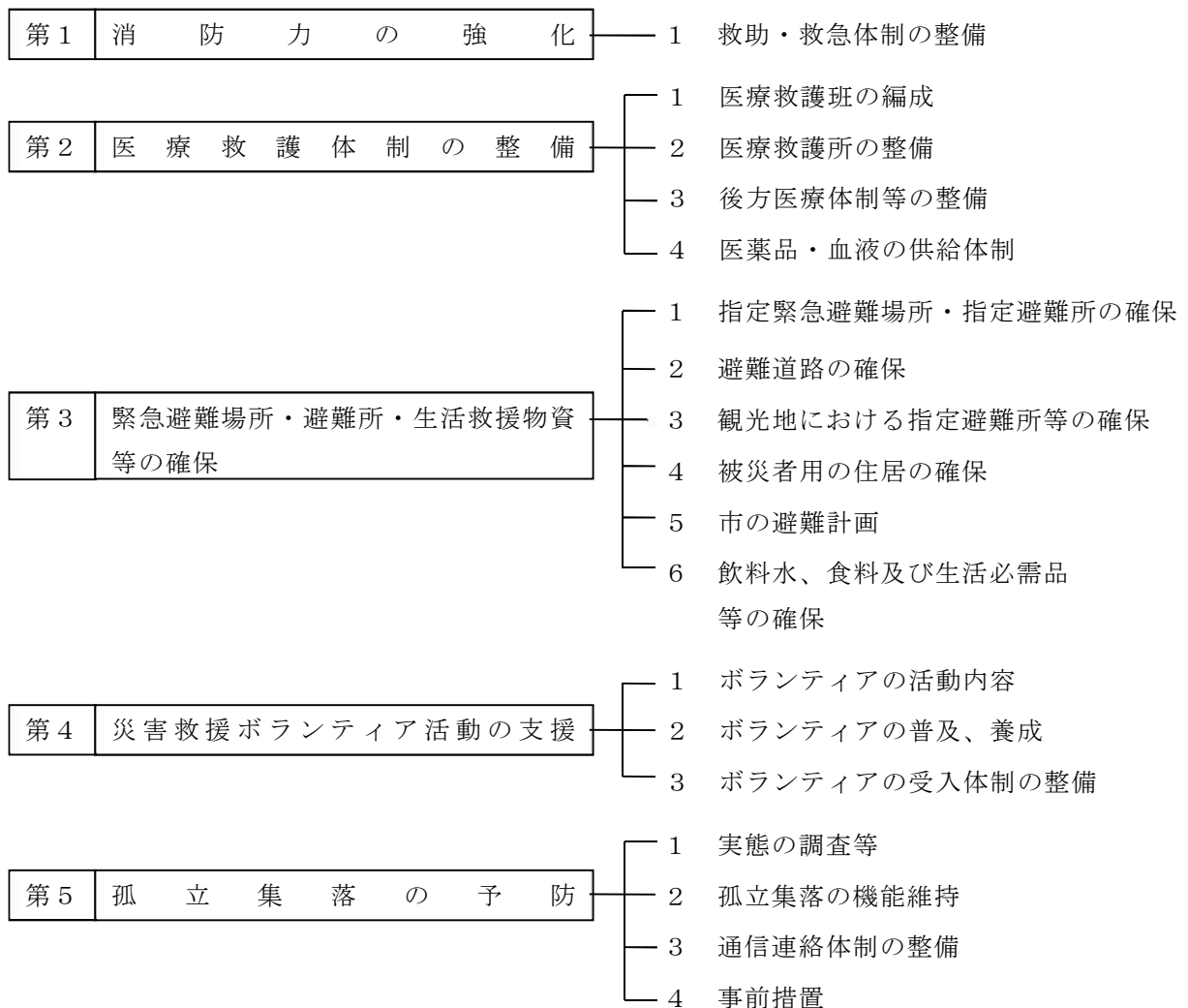
市は、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努める。また、市防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局の役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。

第5節 救援・救護体制の整備

(総務部、市民協働部、ふるさと整備部、地域包括医療ケア部、消防部)

発災直後からの人命の安全確保を最優先におき、消防力の強化、医療救護体制の整備、避難場所・生活救援物資の確保、災害救援ボランティア活動の支援などの救援・救護体制の整備を推進し、被害の可能な限りの軽減に努める。

【対策の体系】



第1 消防力の強化 (総務班、消防本部)

1 救助・救急体制の整備

災害発生時の被災者に対し、迅速な救助・救急活動を行うとともに、負傷者に対し必要な医療活動を確保するために必要な資機材を整備するとともに、住民に対して救急や救助に関する知識、技能の修得を推進する。

（１）救助体制の整備

- ア 自治会や自主防災組織は、地域内の高齢者、障害者、外国人など要配慮者の被災状況の把握に努める。
- イ 消防本部は、救助工作車の整備、簡易画像検索機、エンジンカッターなどの救助用資機材の整備を図る。
- ウ 市は、自治会及び自主防災組織による地域レベルでの防災活動の用に供するため、救助活動に必要な資機材の整備を促進する。
- エ 災害の状況によっては、防災関係機関が保有している資機材だけでは不足する場合も予想されるので、民間団体の協力を得て、重機等の資機材の保有状況を把握しておく。

（２）救急体制の整備

- ア 市及び防災関係機関は、住民に対して、研修会や集会を通じて、AED^{※1}の使用を含む心肺蘇生法^{※2}や止血法^{※3}などの応急手当に関する知識・技能の普及を推進する。
- イ 消防本部は、救急能力を高めるため、救急救命士の技術向上に向けた研修体制を整備する。さらに、救急隊員にトリアージ^{※4}などの応急救護研修の実施に努める。

※1 Automated External Defibrillator（自動体外式除細動器）

心室細動又は無脈性心室頻拍という不整脈が生じて、心臓の全身への血流を流す働きが停止している状態において、強い電流を瞬時に流すことにより心拍を正常化させる治療法を行う機器。

※2 心肺蘇生法 心肺停止した傷病者に対して、脳・心臓・肺の蘇生を目的として、胸骨圧迫と人工呼吸を実施する方法。

※3 止血法 外傷などによる出血を止める方法

※4 トリアージ 多数の負傷者が発生した場合に、負傷者を傷病の程度で分類し、治療及び搬送の優先度を定める技術。

（３）医療機関との連携体制

消防本部は、医療機関と連携して救急搬送体制の整備に努める。

第2 医療救護体制の整備（医療救護班）

市は、被災時に発生する多数の負傷者への迅速かつ適切な医療救護活動が行える体制を平常時から整備する。

1 医療救護班の編成

被災者に対する医療救護活動は、医師会などの協力を得て、医療救護班を編成して行う。

医療救護班の編成を円滑に行うため、平常時からその方法などについて整備しておく。

2 医療救護所の整備

市は、診療所、保健センター及び避難所として指定した施設のうちから医療救護所を、当該管理者とあらかじめ協議して指定し、整備する。

- ア 医療救護所は、既存の診療所、保健センターを活用するほか、安全が確認されている学校校舎の一部又は運動場に設置するテント等とする。
- イ 市は、災害時において直ちに医療救護活動が円滑に開始できるよう定期的に物的施設の点検を行い、また、その設置についても迅速に行う。
- ウ 医療救護所の設備は、概ね次のとおりとする。
 - (ア) テント
 - (イ) 救護用医療機器(創傷セット、熱傷セット、蘇生器等)
 - (ウ) その他(折りたたみベッド、担架、発電機等)

3 後方医療体制等の整備

医療救護所では対応できない重症者や特殊な医療を要する患者を適切な後方医療施設に搬送して治療を行うため、市は公的病院を中心とした後方病院の整備確保に努める。

また、後方医療施設となる医療機関との連携体制の確立と重傷者などの搬送体制の整備、強化に努める。

4 医薬品・血液の供給体制

市及び医療救護施設においては、災害直後の初動期の医療救護活動に必要な緊急用医薬品等の整備に努め、定期的に点検等を行い、不足するものについては適宜補充する。また市は、あらかじめ関係業者との協力体制を確立し、災害時に備える。

(1) 家庭常備薬の避難所等への配置

被災者等が容易に使用できる家庭常備薬をあらかじめ避難所等に配置するとともに、各家庭においても日常から常備薬の個人備蓄を推奨する。

(2) 医薬品の搬送手段と人員の確保

- ア 自動車、バイク、自転車等災害時における搬送手段の確保に努める。
- イ 集積所、避難所等における医薬品の仕分け・管理、服薬指導及び搬送等に当たる人員については、薬業関係団体の協力を得て、あらかじめ医療圏毎に組織化等を図る。

(3) 血液の確保

保存血液と血液製剤については、日本赤十字社富山県支部及び富山県赤十字血液センターが適正在庫に努め、供給要請に応える。

(4) 災害医療情報ネットワークの整備

市、県、薬業関係団体、救護所、医薬品等集積所など関係者間において、連絡体制を整備し、必要な情報を迅速かつ正確に収集・提供できるように努める。

第3 緊急避難場所・避難所・生活救援物資等の確保（現地災害対策班、総務班、避難所班、災害救助班、建設班、上下水道班、救援物資班）

市は、災害発生時における住民避難のため、あらかじめ指定緊急避難場所及び指定避難所の指定を行うなど、住民の安全の確保に努める。

また、被災生活が長期化した場合等の生活を確保するため、あらかじめ生活必需物資の確保等を行う。

さらに、指定緊急避難場所・指定避難所及び周辺道路に案内標識、誘導標識を設置し、平素から関係地域住民に周知を図り、速やかに避難できるようにしておく。指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

保健班は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から総務班との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努める。また、総務班との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。

1 指定緊急避難場所・指定避難所の確保

（1）指定緊急避難場所及び指定避難所の設置

市は、施設の管理者の同意を得たうえで、あらかじめ、必要に応じ、災害対策基本法施行令の定める基準により指定緊急避難場所及び指定避難所を指定しておく。また、市は、一般の避難所では生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、社会福祉施設等の福祉避難所を指定するよう努める。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人口呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等、必要配慮をするよう努める。

なお、指定緊急避難場所及び指定避難所の指定については、地域の人口動態や施設の変更等の状況に応じて適宜見直す。

市及び県は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや導線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努める。また、必要な場合には、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所開設に努める。

さらに、避難生活が必要な住民に対しては、避難所が過密になることを防ぐため、可能な場合には親戚や友人の家等への分散避難を基本とする。ハザードマップ等を踏まえて、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについても検討するよう周知に努める。

（管理体制の整備）

指定緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておく。

（災害種別に避難先を選択すべきことの周知徹底）

指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努める。

（必要に応じて近隣市町村に設置）

市は、災害時には、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。また、災害の想定等により必要に応じ、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設ける。

また、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図るものとする。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するよう努める。

また、前述の公示を活用しつつ、社会福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

（誘導標識の見方の周知徹底）

市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。市は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

（２）指定避難所における施設、設備の整備

市は指定避難所において、避難市民の生活を確保するため、次に掲げるような施設、設備の整備に努める。また、県においても、当該施設、設備等の整備を支援する。

ア 指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、水、食料、非常用電源、常備薬、マスク、消毒薬、炊出し用具、毛布、暖房用器具等避難生活に最低限必要な物資、資機材の整備に努める。なお、備蓄物資の調達に当たっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮する。

イ 井戸、仮設（簡易）トイレ、マット、非常用電源、衛星通信等の通信機器等避難生活に必要な施設、設備の整備に努めるほか、ラジオ、テレビ、無線LAN等災害情報の入手に資する機器を整備する。

また、必要に応じ、換気、照明等、避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるとともに、空調、洋式トイレなど、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努める。さらに、停電時においても、施設・整備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常発電設備等の整備に努めるものとする。

（３）指定避難所における運営体制の整備

指定避難所においては、多種多様な問題が発生することが予想されるため、市は、県の作成する避難所運営マニュアル策定指針に従って、避難所運営マニュアルを作成し、地域ごとの実情を踏まえた避難所運営体制の整備を図り、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。

なお、市は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

また、市及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換に努める。

また、避難所における新型コロナウイルス対策など、新たな課題が生じた場合には、県が改正する策定指針に従い改正するよう努める

【指定避難所一覧】・・・資料編「5-1」

【指定緊急避難場所一覧】・・・資料編「5-3」

2 避難道路の確保

指定緊急避難場所及び指定避難所への距離が長い地域や火災による延焼の危険性が著しく高い地域については、避難者が安全かつ円滑に避難できるよう、避難道路をあらかじめ確保しておく。

(1) 避難道路の選定

市街地の状況に応じて次の基準により避難道路を選定する。

- ア 避難道路は概ね8～10mの幅員を有し、なるべく道路付近に延焼の危険性のある建物、危険物施設がないこと。
- イ 指定緊急避難場所及び指定避難所まで複数の道路を確保すること。
- ウ 地下に危険な埋設物がないこと。
- エ 浸水、がけ崩れ等の危険がないこと。
- オ 落下物の危険性が少ないこと。
- カ 自動車の交通量がなるべく少ないこと。

(2) 避難標識の設置

避難者が指定緊急避難場所及び指定避難所に安全に到達できるよう、避難誘導標識の設置に努める。

市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努める。市及び県は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

3 観光地における指定避難所等の確保

多数の人が集まる観光地においては、帰宅できない一時的滞在者も含んだ安全な指定緊急避難場所及び指定避難所並びに避難道路を確保するとともに、避難誘導のためのわかりやすい避難標識の設置に努める。

4 被災者用の住居の確保

市は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅等の把握に努め、災害時に迅速に斡旋できるよう、体制の整備に努める。

5 市の避難計画

市及び防災上重要な施設の管理者等は、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるよう、あらかじめ避難計画を作成しておく。

市は施設の管理者等と連携して、避難誘導等の体制の確保に努める。

(1) 避難に関する広報

市は、住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、指定緊急避難場所及び指定避難所並びに災害危険地域を明示した防災マップや広報誌等を活用して避難に関する広報活動を実施する。

ア 指定緊急避難場所及び指定避難所の広報

市は、次の事項につき、地域住民に対し周知徹底を図る。

- (ア) 指定緊急避難場所及び指定避難所の名称
- (イ) 指定緊急避難場所及び指定避難所の所在位置
- (ウ) 指定緊急避難場所及び指定避難所への経路
- (エ) その他必要な事項

イ 避難のための知識の普及

市は、住民に対し次の事項の普及に努める。特に、自家用車による避難は、交通渋滞が予想され、消火活動、救急・救助活動、医療救護活動及び緊急物資の輸送活動等に重大な支障をもたらすおそれがあるので、住民にその自粛を呼びかける。

- (ア) 平常時における避難のための知識
- (イ) 避難時における知識
- (ウ) 避難収容後の心得

(2) 避難計画

避難計画は次の事項に留意して作成する。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

ア 避難指示又は指示を行う客観的数値に基づく具体的な基準（降雨量、河川の水位等）及び伝達方法

市は、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定する。また、土砂災害警戒区域等を避難指示等の発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報及び土砂災害警戒情報を補足する情報等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難指示等を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努める。

イ 避難指示等の実施責任者及び不在の場合の代理者

- ウ 指定緊急避難場所及び指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口（一時滞在者を含む）
- エ 指定緊急避難場所及び指定避難所への経路及び誘導方法
- オ 指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項
 - （ア）給水
 - （イ）給食
 - （ウ）毛布、寝具の支給
 - （エ）衣料品、日用品等必需品の支給
 - （オ）負傷者に対する応急救護
 - （カ）避難者に同行した家庭動物の収容
- カ 指定避難所の管理に関する事項
 - （ア）避難収容中の秩序保持
 - （イ）避難者に対する災害情報の伝達
 - （ウ）避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底
 - （エ）避難者に対する各種相談業務
- キ 災害時における広報
 - （ア）広報車による周知
 - （イ）避難誘導員による現地広報
 - （ウ）住民組織を通じた広報
 - （エ）防災行政無線による広報
 - （オ）インターネット、なんと緊急メール、南砺市防災アプリ、ケーブルテレビ等による広報

（３）防災上重要な施設の管理者の留意事項

学校、病院その他防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図るとともに、訓練を実施することにより避難に万全を期する。

- ア 避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示伝達の方法を定める。
- イ 児童生徒を集団的に避難させる場合に備えて、学校及び教育行政機関においては指定避難所の選定、保護者等に対する周知方法、収容施設の確保並びに保健、衛生及び給食の実施方法について定める。
- ウ 病院において患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合において、収容施設の確保、移送の方法、保健、衛生及び入院患者に対する実施方法等について定める。

（４）不特定多数の者が利用する施設の管理者の留意事項

ショッピングセンター、駅、観光施設、その他不特定多数の者が利用する施設の管理者は、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努める。なお、この際必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とする。

6 飲料水、食料及び生活必需品等の確保

大規模な災害が発生した場合、ライフラインや道路等の損壊により、流通機構は一時的に麻痺状態になることが予想されることから、被災者に最低限の食料、飲料水及び生

活必需品等の供給が円滑に行えるよう、現物備蓄や流通備蓄の体制をあらかじめ定めておく必要がある。

市は、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発生時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

なお、市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に国の物資調達・郵送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

また、災害時に必要不可欠な最低限の食料、飲料水及び生活必需品については、「個人で備蓄しておくことが基本である。」という認識により、個人備蓄の啓発・奨励を行う。

(1) 飲料水の確保

市は、水道施設が破損し、飲料水の供給ができなくなる場合に備え貯水槽、応急給水用資機材を活用して飲料水の確保に努める。

なお、家庭において備蓄すべき水量は、一人1日3リットル程度を基準として、給水車等による応急給水対策が開始されるまでの最低3日間分（推奨1週間分）の世帯人数分を確保する。飲料水の備蓄には、衛生的で安全性が高く、水もれや破損のしない容器を用いる。

ア 市は、水道施設の破損等により飲料水の供給ができなくなった場合は、次の方法により飲料水を確保する。

(ア) 直接水源から給水し、給水タンク等を用いて搬水する。

(イ) 各地区のプール貯水や消融雪用井戸水等を浄水機により浄化し、あるいは化学処理を加える。

イ 市は、非常時に利用する予定の貯水、河川及び消融雪用井戸、湧水の水質検査を定期的実施し、実際の利用における適否を常時把握しておく。

ウ 自治会等の自主防災組織は、次により飲料水を確保する。

(ア) 応急給水を円滑に実施するための給水班の編成準備

(イ) ポンプ、貯水槽、ポリタンク、次亜塩素酸カルシウム等、応急給水に必要とされる資機材の整備

(2) 食料の確保

被災者に対する食料の供給は、原則として、炊出し体制が整うまでの間は備蓄してある乾パン等非常食を供給する。

このため、市は、非常食の備蓄・調達先の確保に努める。

ア 非常食の備蓄、調達体制

(ア) 市は、非常食の備蓄を推進するとともに、災害時において、相互に融通するなど隣接市町村と連携を図る。また、被災時における迅速な対応を図るため、指定避難所ごと又はその近傍における分散備蓄を進める。

(イ) 市は、住民の家族構成に応じた非常食最低3日間分（推奨1週間分）分の備蓄を積極的に啓発し、奨励する。

(ウ) 市は、指定避難所に近い企業・事業所に対し、非常食の備蓄を協力依頼する。

(エ) 市は、病院や社会福祉施設等に対し、患者や入所者の実態に応じた非常食の備蓄を奨励する。

(オ) 市は、非常食の公共備蓄を補完するため、流通備蓄を推進するとともに、調達先とあらかじめ協定を締結しておく。

また、流通備蓄による食料の調達を確実にするため、調達先との協定内容の点検及び調達先の拡充に努める。

イ 炊出し計画

(ア) 市は、被災時の炊出しを速やかにできるよう、責任者(市)、現場の責任者(指定避難所)、献立、炊出し方法等の炊出し計画をあらかじめ定めておく。

(イ) 炊出しは、米飯、弁当、パン、即席麺等とする。

ウ 救援要請

(ア) 市は、県を通じて隣接市町村や他の市町村に救援を要請することができる。

(イ) さらに不足する場合には、県が救援するとともに、県が北陸農政局富山地域センターに救援を要請する。

エ 輸送

(ア) 被災時には大量の救援物資の受入れに混乱が予想されることから、市は、ストックヤードとして使用できる集積地をあらかじめ定めておく。
また、集積地を定めた場合は、県、隣接市町村や他の市町村、日本赤十字社富山県支部、北陸農政局富山地域センターに連絡しておく。

(イ) 市は、物資の輸送や保管・管理の手段を確保するため、物流・倉庫等の関係団体と協定を締結し、協力依頼しておく。

(3) 生活必需品の確保

市は、家屋の倒壊破損、焼失による被災者を保護するための寝具類、日用品その他の生活必需品(以下「生活必需品」という。)を供給するものとし、生活必需品の備蓄・調達先の確保に努める。

ア 生活必需品の備蓄、調達

(ア) 市は、生活必需品を備蓄するとともに、災害時において相互に融通するなど隣接市町村と連携を図る。

特に、被災時には輸送手段等が混乱するため、指定避難所ごと又はその近傍における分散備蓄を進める。

(イ) 市は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として有効である、マスク、消毒液等の備蓄を奨励するものとする。

(ウ) 市は、住民の家族構成に応じた最低3日間分(推奨1週間分)の携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパーなど生活必需品の備蓄を積極的に啓発し、奨励する。

(エ) 市は、病院や社会福祉施設に対し、患者や入所者等の日常生活の実態に応じた生活必需品の備蓄を奨励する。

(オ) 市は、生活必需品の公共備蓄を補完するため、流通備蓄を推進するとともに、調達先とあらかじめ協定を締結しておく。また、流通備蓄による生活必需品の調達を確実にするため、調達先との協定内容の点検及び調達先の拡充に努める。

イ 炊飯器等炊事道具、燃料、食器の調達

(ア) 炊出しは、指定避難所の給食設備や給食施設の炊事道具を使用して炊出しをすることとするが、被災時に使用不可能な場合や備えていない指定避難所のため、市は炊事道具の調達先を確保しておく。

(イ) 市は、炊出し用のLPガス、卓上コンロの燃料が不足した場合に備え、これらの調達先を確保しておく。また、災害対応バルク貯槽^{*}の設置により炊き出しや発電が可能となることなどから、新たな災害対策機器の活用等も有効である。

^{*}LPガスの小型の貯槽（バルク貯槽）と、燃焼機器（コンロ、発電機等）及びこれらを接続するためのワンタッチカップリング機器がセットになったもの。平常時のLPガスの供給設備としても使用できる。

ウ 救援及び輸送

「（２）食料の確保」と同様の体制をとる。

第４ 災害救援ボランティア活動の支援（災害救助班）

災害時において、市、県及びその他の防災関係機関は、被災者の救助・救援活動、ライフラインの復旧など、災害対応の中心的な役割を担っており、また、住民は、自主防災という点で各自の行動が期待される。

しかし、行政や自主防災組織（地域住民）の対応力を超える災害においては、被災地の様々なニーズが増大し、ボランティアの迅速かつ、きめ細かな対応が必要とされる。

効果的な災害対策活動を展開するためには、ボランティアの養成とともに、ボランティアと被災者をつなぐ連絡調整機能やボランティア相互の連携が不可欠であり、富山県民ボランティア総合支援センター、富山県社会福祉協議会、市社会福祉協議会、日本赤十字社富山県支部、ボランティア関係機関・団体等の連携により、災害時において、ボランティアの受入れが円滑に行われるよう活動環境の整備を行う。

市、県及び国は、防災ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の第三者で連携し、平常時の登録、研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方法等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

１ ボランティアの活動内容

災害時における救援ボランティア活動には、行政・企業・民間団体から派遣される専門知識、技術を有する者で、通常は関係機関の要請に基づき活動する専門的なボランティア活動と、被災者の生活支援を目的に、専門作業以外の作業に参加する者で、自主的に活動する一般的なボランティア活動とがある。

（１）専門的なボランティア活動

- ア 消防、救助
- イ 医療救護
- ウ 通信の確保
- エ 行方不明者の搜索
- オ 特殊車両等の運転
- カ その他、特殊な技術を要する作業

(2) 一般的なボランティア活動

- ア 高齢者、障害者等の介助、誘導
- イ 手話、外国語の通訳
- ウ 救援物資の仕分け、搬送、配布
- エ 炊出し、水汲み
- オ 家財の搬出、家屋の片付け、瓦礫の処理
- カ その他、被災者の生活支援

2 ボランティアの普及、養成

(1) ボランティア活動の普及・啓発

市は、富山県社会福祉協議会やボランティア関係機関・団体等と相互に連携し、ボランティア活動に対する市民の意識を高めるとともに、社会全体としてボランティア活動を行いやすい環境づくりを進める。

なお、勤労者がボランティア活動に参加しやすい環境づくりを進めるため、企業等に対してボランティア休暇等の必要性について理解を求め、協力を要請する。

(2) ボランティアの養成

市は、富山県社会福祉協議会やボランティア関係機関・団体等と相互に連携を図り、災害時に適切に行動できる知識、技術を身につけてもらうため、社会人や学生等を対象に災害救援ボランティア講習や訓練を実施する。

なお、高齢者等の介護や通訳等として、日頃、活動しているボランティアは、災害時においてもその活動が期待されるところであり、協力が得られるよう努める。

3 ボランティアの受入体制の整備

(1) 災害ボランティアコーディネーター等の養成

市は、ボランティア関係機関・団体等と相互に連携し、ボランティアとして支援したい人と支援を求める人とをつなぐ災害救援ボランティアコーディネーター等の養成を促進する。

(2) 災害救援ボランティア活動マニュアルの運用

市は、富山県災害救援ボランティア活動指針との一体的な運用に配慮しつつ、地域の実情に応じた災害救援ボランティア活動マニュアルを作成しており、災害時にはこのマニュアルを適正に運用し、救援ボランティアの円滑な受け入れと効果的な活動を実現する。

(3) 防災訓練への参加

市は、総合防災訓練等への災害救援ボランティアコーディネーター等及びボランティアの積極的な参加を呼びかける。

第5 孤立集落の予防（総務班、南砺消防署）

市は、土砂災害の発生等による孤立集落の発生を未然に防止するための各種対策を実施するとともに、孤立のおそれのある集落については、日常機能の低下を極力さけるため万全の事前措置を実施する。

1 実態の調査等

市は、孤立のおそれのある集落について、富山県孤立集落予防・応急対策指針に基づき一体的な運用が図られるよう地域の実態調査をもとに台帳を作成するとともに、万一に備えた救助計画を策定しておく。

【孤立の可能性のある集落】・・・資料編「9－4」

2 孤立集落の機能維持

市は、孤立する集落の機能の維持を図り、住民の安全を確保するため、次の必要な施設、資機材の整備を行う。

- ア 土木作業機械及び管理棟
- イ 危険箇所照明施設
- ウ 通信施設設備
- エ 負傷者搬送用資機材

3 通信連絡体制の整備

（1）集落と市役所等との連絡体制の整備

市は、孤立のおそれのある集落との通信を確保するため次のとおり連絡体制の整備に努め、運用等について具体的に定めておく。

- ア 防災行政無線の整備
- イ 電話による住民との情報連絡網の確立
- ウ 非常通信の確保
- エ 他の機関の通信手段の活用
- オ 衛星通信の配備
- カ 孤立防止用無線電話の整備

（2）交番等への携帯無線の配置

警察は、孤立のおそれのある集落については、有線施設の障害に備え、地元交番等へ携帯無線機の配置に努めるほか、防災無線等を最大に活用できる体制を確保する。

4 事前措置

（1）食料等生活必需物資の確保

山間地集落等、物流ネットワークから遠隔地にあたる地域では、土砂災害の発生等により孤立化し、生鮮食料品等の確保が困難な場合があるため、市は、各家庭単位での食料、燃料及び医薬品等の備蓄について奨励する。

（2）救急、救助実施計画

- ア 救急、救助部隊の編成等

南砺消防署、警察等は、孤立した集落での土砂災害等に伴うけが人等の発生に備え、救助部隊の編成、輸送手段等について事前に計画を作成しておく。

イ ヘリコプターによる救急・救助体制の整備

孤立集落への救急、救助活動には、消防防災ヘリコプターや県警ヘリコプター、富山県ドクターヘリの活用が有効である。

県は、ヘリコプターの運航体制を確立しておくとともに、市は孤立のおそれのある集落の緊急時臨時着陸場所の適地を選定し、受入体制を整備しておく。

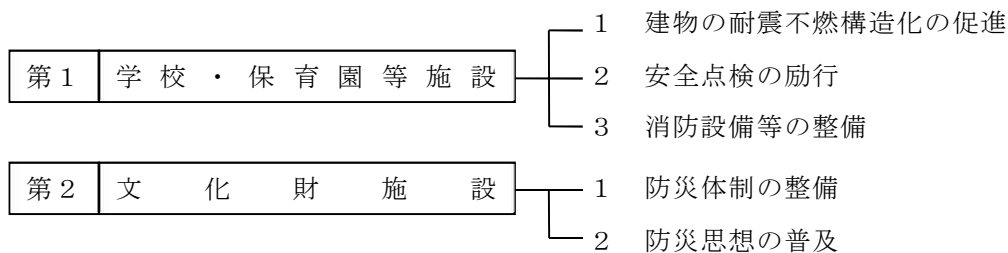
【場外離着陸場等一覧】・・・資料編「4－2」

第6節 学校・保育園・文化財施設等の災害予防

(ブランド戦略部、教育部)

不特定かつ多数の者が利用し、かつ災害時には避難の拠点ともなる学校・保育園、文化財施設等の風水害等による被害を未然に防止し、また、被害の拡大防止を図るため、校舎等の建物の耐震不燃構造化を促進するとともに、消防、避難及び救助のための施設、設備等の整備に努める。

【対策の体系】



第1 学校・保育園等施設（教育総務班、生涯学習スポーツ班、保育園班）

災害時における児童・生徒及び保育園児等の安全確保と市民の避難施設としての機能を確保するため、老朽化及び耐震性に問題のある校舎・園舎・公民館等の改築・補強に努める。

1 建物の耐震不燃構造化の促進

不燃材の使用促進に努め所管する文教施設の耐震不燃構造化に努める。

2 安全点検の励行

学校・保育園・公民館等施設における消火、避難及び救助のための施設、設備並びに児童・生徒等の通学路の定期的な安全点検を管理責任者のもとに実施する。

3 消防設備等の整備

消防関係機関等との連携を密にし、消火設備等消防、避難及び救助設備の整備を行う。

第2 文化財施設（文化財班）

市及び文化財所有者又は管理者は、文化財施設の災害予防対策として、次の事項について積極的な推進を図る。

1 防災体制の整備

(1) 防災計画の作成

文化財所有者又は管理者は、防災管理者を置き、当該防災管理者は、防災関係機関の指導のもとに防災計画を作成し、その維持管理に万全を期する。

(2) 火気等の使用制限区域の設定

文化財は貴重な国民的財産であり、その保全に万全の配慮が必要なことから、市は所有者又は管理者に対し、火気等の使用制限区域、禁煙区域の設定について助言指導を行う。

(3) 保存施設等の整備の促進

市は、文化財を風水害等による被害から守るため、文化財所有者又は管理者が収蔵庫、保存庫等の文化財保存施設の整備及び消火設備器具、各種警報装置、排水設備等の整備を行うことを促進する。

(4) 安全点検の励行

市は、文化財及び消防等の施設、設備の点検が明確な基準と責任体制のもとで行われるよう所有者又は管理者に対し、助言指導する。

(5) 自衛消防組織の確立

文化財所有者又は管理者は、当該地域住民の理解と協力のもとに自衛消防組織の育成を図るとともに、防災に関する知識及び技術等の習得に努める。

2 防災思想の普及

市及び文化財所有者又は管理者は、住民に対し、文化財保護強調週間並びに文化財防火デー等あらゆる機会を通じ、防災思想の普及に努める。

第7節 防災営農体制の確立

(ブランド戦略部)

災害による農林業の被害を最小限に食い止めるため、地域ぐるみ、集落ぐるみの営農体制を整え、組織的な防災活動を展開する必要がある。このため、農協、営農組合等を通じ、防災営農体制の促進を図るとともに、被害防止の指導を徹底する。

【対策の体系】

第1	水 稻 及 び 畑 作 物
----	---------------

第2	育苗施設及び乾燥調整施設
----	--------------

第3	園 芸 作 物 及 び 果 樹
----	-----------------

第4	家 畜 及 び 畜 産 施 設
----	-----------------

第5	林 産 物
----	-------

第1 水稻及び畑作物 （農政班）

- ア 集落営農等組織的な生産体制を強化し、適期作業の確実な実施を推進する。
- イ 倒伏に耐える健全な栽培技術の普及を図る。
- ウ 災害に対応するため、水稻では、早、中、晩生種の適正配分による作付を推進し、大豆では単作大豆と麦跡大豆との組合せによる作期の調整を図る。
- エ 気象に応じた栽培管理の徹底を図る。
- オ 災害に備えた種子の備蓄の徹底を図る。

第2 育苗施設及び乾燥調整施設 （農政班）

- ア 消火器具、防火水槽等の施設、設備の整備充実を図る。
- イ 電気配線の定期点検、乾燥機の火炉等の始業前点検の徹底を図る。

第3 園芸作物及び果樹 （農政班）

産地ぐるみの災害防止を促進するため、組織的な防災施設の導入や防止対策と確実に実施できる体制づくりを推進する。

第4 家畜及び畜産施設（農政班）

市は、畜舎及び家畜の安全を図るため、土砂崩れ等のおそれのある畜産団地等を点検しておくとともに、家畜避難場所を選定し、畜産農家への周知徹底に努める。

第5 林産物（林政班）

- ア 火災の延焼、拡大を防止するため、防火道、防火林の造成と保護樹帯を設ける。
- イ 深根性樹種の導入を図るなど風水害に強い樹種、品種を選定する。
- ウ 過度の枝打ちを避け、林縁木には枝打ちを行わない。
- エ 除、間伐にあたっては、立木密度に大きな疎密を生じさせない。
- オ 林地に空地をつくらないため、災害、病虫害等でできた空地には造林する。
- カ 造林地内に、耐風力がより大きい樹種を帯状又は団地状に植栽して混交林に仕立てる。
- キ 大面積皆伐を避け、小面積皆伐、伐区の分散を図り、水害の発生を未然に防止する。

第8節 防災行動力の向上

(総務部、教育部、地域包括医療ケア部、消防部)

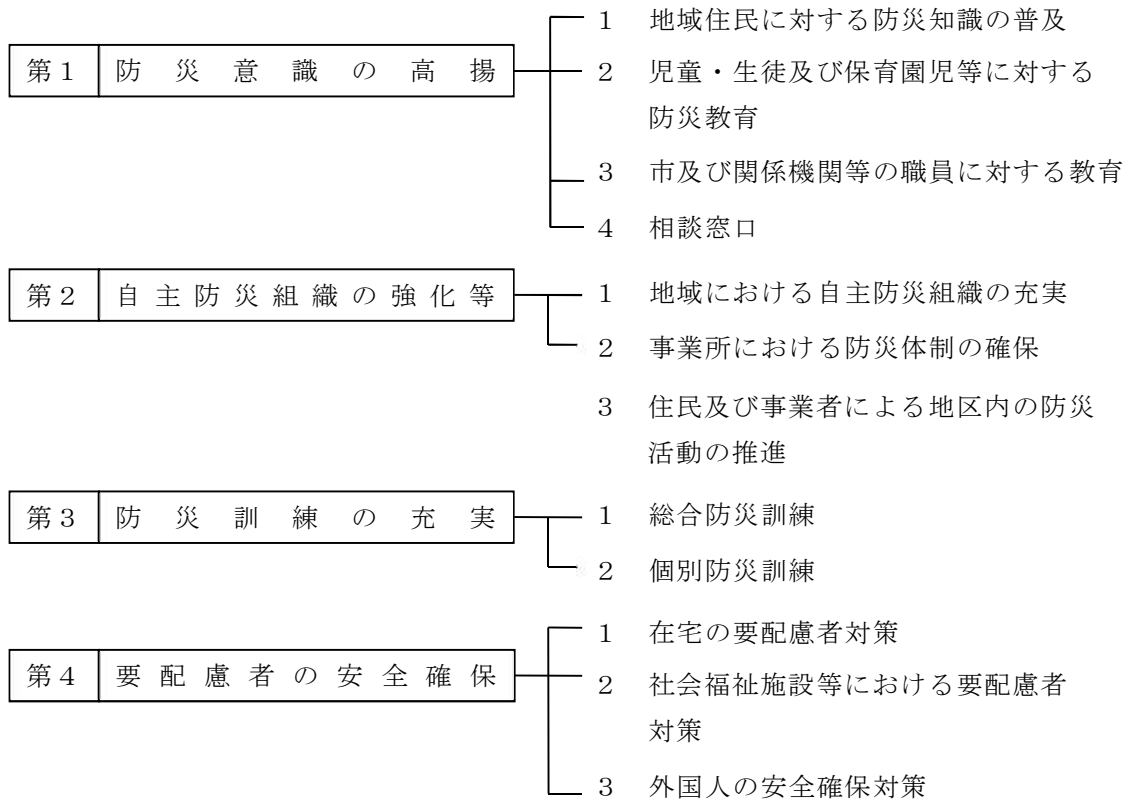
大規模な風水害は、広い地域にわたり、交通混乱、被災者の発生等各種の被害をもたらすことから、行政の的確な対応にあわせ、地域住民や事業所の迅速な活動が不可欠である。

しかも、大規模な災害時には行政自体も被災することから防災対応に限界がある。

地域住民は、『自分の身は自分で守る、みんなのまちはみんなで守る。』ことを認識するとともに、市をはじめ防災関係機関は、地域の防災行動力の向上に努め、被害の未然防止や軽減を図ることが必要である。

このため、防災広報、防災教育などの防災意識の高揚、地域住民・事業所等による自主防災組織の強化、防災関係機関を中心とする防災訓練の実施及び要配慮者の安全確保などを通じて、防災行動力の向上に努める。

【対策の体系】



第1 防災意識の高揚 (総務班、教育総務班、生涯学習スポーツ班、保育園班)

風水害による被害を最小限にとどめるためには、地域住民をはじめ防災関係機関等が、風水害に関する知識と各自の防災対応について、日頃から習熟しておくことが不可欠である。

このため、市をはじめ防災関係機関は、地域住民の防災意識の高揚を図るとともに、家庭や職場、学校・保育園などにおける地域の防災行動力を向上させるため、気候変動の影響も踏まえつつ、防災知識の普及啓発、防災教育の推進に努める。その際、高齢

者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等双方の視点に十分配慮する。

さらに、過去の災害の教訓を踏まえ全ての住民が災害から自らの命を守るためには、住民一人一人が確実に避難できるようになることが必要である。このため、地域づくり協議会や防災こころえ隊等、地域の関係者の連携の下、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練の実施に努める。

また、防災への関心を低下させないためにも、継続的な啓発活動に努める。

1 地域住民に対する防災知識の普及（総務班、生涯学習スポーツ班）

地域住民に対し、専門家の知見も活用しながら、最低3日間分（推奨1週間分）の食料・飲料水等の個人備蓄、非常持出品の準備等家庭での予防・安全対策及び災害発生時にとるべき行動など防災知識の普及啓発を図る。また、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、災害時のシミュレーション結果等を示し、その危険性を周知する。

また市は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る。

なお、市及び県は、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの開示に努める。

（1）普及の方法

ア 社会教育、各種団体を通じての普及・啓発

P T A、青年団体、女性団体、自治会、事業所団体等各種団体を対象とした研修会、講習会、集会等の開催や資料の提出、ビデオ、映画フィルムの貸出等を通じて、被害防止に関する知識を普及啓発し、地域住民がそれぞれの立場から社会の一員としての自覚を持ち、地域の防災活動に寄与する意識を高める。

また、事業所団体では、構成員の組織内部における防災知識の普及を促進させる。

イ 広報媒体による普及

市は、多様な広報により、防災知識の普及に努める。

（ア）市のホームページによる普及

（イ）ラジオ、ケーブルテレビ等による普及

（ウ）新聞、雑誌による普及

（エ）その他の印刷物による普及

（オ）映画、スライド、ビデオ、疑似体験装置による普及

（カ）図画、作文の募集による普及

ウ 防災センター的機能を有する施設による普及

防災に関するP R、教育、訓練等の活動を通じて、実際的な体験による知識の普及及び技術の向上を図るため、展示室、防災ライブラリー及び研修室を有する防災拠点施設等を整備する。

エ 防災訓練を通じての防災意識の啓発

市は、総合防災訓練等への住民の積極的参加を呼びかけ、訓練を通じて実際の体験による知識の普及、意識の啓発を行う。

(2) 普及の内容

ア 各機関の防災体制

イ 台風、集中豪雨、土砂災害等の風水害に対する一般的知識

ウ 過去の主な被害事例

エ 普段からの心がけ

(ア) 住宅の点検

(イ) 屋内の整理点検

(ウ) 出火の防止

(エ) 応急救護

(オ) 最低3日間分（推奨1週間分）の非常食料・飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の準備

(カ) 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の確認

(キ) 非常持出品の準備

(ク) 自動車へのこまめな満タン給油

オ 災害発生時の心得

(ア) 場所別、状況別の心得

(イ) 出火防止及び初期消火

(ウ) 避難の心得

(エ) 家族間の連絡方法（NTTの伝言ダイヤル「171」、NTTドコモの災害用伝言板等）

カ 警報等発生時や緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令時取るべき行動

避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動をとるべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認・広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方、家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動など

キ マイ・タイムラインの作成

災害の危機が迫った際の避難行動について、あらかじめ時系列で整理計画するマイ・タイムラインの作成を通じ、防災意識を高める。

2 児童・生徒及び保育園児等に対する防災教育（教育総務班、保育園班）

児童・生徒及び保育園児等に対する防災教育については、学校及び保育園等の行事の一環として、火災、地震・風水害などの緊急時に起こる様々な危険とその際の安全な行動について理解させ、状況に応じて適切に行動できるようにすることをねらいとした防災訓練等を実施することにより、学校及び保育園、家庭、地域等における防災の実践活動と避難行動の習得を図る。

(1) 防災教育の充実

ア 学校教育及び保育園等における防災教育

- (ア) 各校長及び保育園長は、年度初めに防災に関する安全計画を立案し、その効果的な実現のため風水害等の緊急時に起こる様々な危険とその際の安全な行動について理解させ、状況に応じて適切に行動できるよう、防災教育を教育活動の全体を通して計画的、組織的に行う。
- (イ) 防災に関する安全計画の内容は、児童生徒の発達段階、学校及び園舎の立地条件、建物の構造などの環境に対応するとともに、消防署と連絡を密にし、災害の種別に応じて適切に設定する。
- (ウ) 学校及び保育園等には、消防団・自主防災組織等が参画した防災教育の実施体制を構築し、消防団員等による講演や体験学習、防災訓練等の防災教育を行うよう努める。
- (エ) 学校及び保育園等には防災管理者を置き、関係法現に定める防災知識普及業務を行う。
- (オ) 防災に関する安全教育は、各教科（道徳を含む。）に加え、総合的な学習の時間の活用により災害に対応する能力を高める学習や特別活動の学校行事及び学級活動、ホームルーム等において、PTA や地域住民、消防団員等も参加した実践的な避難訓練等を行うよう努める。
- (カ) 防災教育は、避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動がとれるようにする。
- (キ) 防災教育は、火気取扱い指導、防災関係施設の見学、体験発表等あらゆる機会を通じ、徹底を図る。
- (ク) 防災教育の推進にあたっては、児童・生徒の理解が進むよう、県で作成した児童・生徒用防災ハンドブックなど、わかりやすい教材を活用する。
- (ケ) 災害時におけるボランティアの重要性について事例教育を含めるなど、その理解を深めさせる。

イ 登下校時の安全指導

各校長及び保育園長は、台風、フェーン現象時などの天候状況を踏まえ、気象情報や防災機関が発する警報に注意し、道路、河川、橋梁等の状況を的確に把握し、登下校の方法や時間について、事前に十分指導する。また、防災関係機関及び市教育委員会等との連絡を密にしておく。

ウ 教職員・保育職員・保護者に対する防災教育

(ア) 講習会・講演会

学識経験者並びに関係機関の専門職員を講師として招き、風水害の原因、対策等の科学的、専門的知識を深める講演会を開催するほか、防災資機材の取り扱いや応急救護の実技、メンタルヘルス等についての講習会を行う。

(イ) 研修会

校長をはじめ教職員、保育職員の安全教育、安全管理に関する指導力やマルチメディアの活用等情報管理能力などを向上させるため、研修を計画的に実施する。

3 市及び関係機関等の職員に対する教育（総務班）

災害の発生時には、市職員個々の正確な状況判断が要求され、市職員をはじめとした防災関係機関の職員が自発的に責任を持って行動できるよう、次により防災教育の普及徹底を図る。

（１）教育の方法

- ア ロールプレイング方式による図上訓練の実施
- イ 講習会、研修会の実施
- ウ 見学、現地調査の実施
- エ 防災活動マニュアル等印刷物の配布

（２）教育内容

- ア 各機関の災害時初動体制、防災体制と各自の任務分担
- イ 非常参集の方法
- ウ 風水害の特性
- エ 防災知識と技術
- オ 防災関係法令の運用
- カ その他必要な事項

4 相談窓口

市は、それぞれの機関において所管する事項について、地域住民の災害対策の相談に応ずる。

第2 自主防災組織の強化等（総務班、南砺消防署）

災害から地域住民の生命、身体及び財産を守るためには、行政機関をはじめとする防災関係機関の防災対策のみでなく、地域住民の一人一人が「自分の身は自分で守る、みんなのまちはみんなで守る。」と認識し行動することが必要である。また、防災活動を行うにあたり、各自がばらばらに行動するのでは、その効果は期待できない。住民が団結し、組織的に行動することが必要である。

市は、地域における防災活動の中心として、住民による防災組織が自主的に結成されるよう指導するとともに、防災活動を有効に実施するための防災資機材の配備等を進め、地域における防災行動力の向上に努める。

また、事業所は、地域社会の一構成員としてその社会的責任を自覚し、事業所単位での防災体制の充実強化及び地域の自主防災組織と相互に協力、連携できる体制を整備するよう努める。

1 地域における自主防災組織の充実

（１）自主防災組織の結成

市は、防災士を活用するなどして、自治会等を単位とする自主防災組織の結成、組織化を促進する。

- ア 自主防災組織の編成基準
 - （ア）自主防災組織の編成

自主防災組織がその機能を十分に発揮できるよう、あらかじめ組織の編成を定めておくこととする。なお、組織の編成にあたっては、地域の実情に応じ、次の点に留意する。

- a 自主防災組織は、地域住民相互の緊密な連携のもとに活動することが必要とされるので、住民が連帯感をもてるよう適正な規模で編成する。
- b 昼夜間に町内に居る住民が異なることに留意しながら、昼間に活動できる人員、夜間に活動できる人員で組織を編成する。
 なお、災害時の安否確認のためにも、日頃から昼夜間それぞれにおける町内に居る住民の名簿の作成に努める。

(イ) 自主防災組織の規約

自主防災組織を運営していくうえで、基本的な事項については、規約を設けて明確にする。

イ 自主防災組織の活動基準

(ア) 平常時の活動

- a 防災知識の普及活動
- b 各種訓練の実施
 - ①情報収集伝達訓練 ②初期消火訓練 ③避難訓練
 - ④救出救護訓練 ⑤給食給水訓練
- c 防災点検の実施(地域内の危険箇所等の点検)
- d 防災用資機材等の整備点検

(イ) 災害時の活動

- a 情報の収集伝達
- b 出火防止及び初期消火
- c 救出、救護活動
- d 避難及び避難誘導の実施
- e 給食、救護物資の配布及びその協力

(2) 防災士の養成と自主防災組織の育成

災害時において重要な役割を担う自主防災組織の育成充実を図るため、市は各自主防災組織にきめこまやかな指導・助言ができる防災士を配置する養成事業を行うとともに、地域において、防災リーダーとなる南砺市防災こころえ隊と連携し、地域防災力の強化に努める。また、防災活動に必要な各種マニュアルの作成配布、リーダー養成講習会の実施、防災講習会等の開催など、教育訓練を受ける機会の提供に努める。

また、自主防災意識の高揚を図るため、自主防災組織による地域の被災・防災の歴史の発掘・普及活動等を促進する。

(3) 自主防災組織の活動環境の整備

市は、自主防災組織を活性化し、災害時に効果的な活動をするために、活動に使用する資機材の整備や各種訓練を行うための広場、消防水利を整備する。

市は、可搬式動力ポンプ、発電機、テント、毛布、無線機、スコップなど自主防災組織が使用する資機材を整備するための支援を行う。

(4) 自主防災組織の訓練の充実

災害時における迅速、的確な防災行動力を身につけるには、防災訓練を繰り返し行うことが必要である。このため、自主防災組織にあっては、平素から初期消火訓練、応急救護訓練、避難訓練等の各種訓練を行い、災害時の防災活動に必要な知識、技術を習得しておくとともに、防災機関等が行う各種訓練に積極的に参加する。

また、市は、自主防災組織が行う各種訓練を充実させるため、積極的に訓練の技術指導を行う。

(5) 小学校区単位、市全体の連絡協議会の設置

自主防災組織相互の協議・交流を深めることが、組織率の向上と既存組織の活性化に資することから、小学校区単位、市全体の連絡協議会の設置を推進する。

(6) 自主防災組織と地域の様々な団体との連携

自主防災組織は、住民の防災意識を高め、自発的な参加を促すだけでなく、更なる地域防災力の向上を図るため、地域の消防団、学校、福祉団体、企業等の様々な団体との連携を進める。市は、自主防災組織と様々な団体が連携する取組みに対して支援する。

(7) 地区防災計画の策定

市は、自主防災組織等による地区防災計画の策定促進に努める。

2 事業所における防災体制の確保

市は、事業所に設置された自衛消防隊が実践的な消火・救助活動や避難活動の訓練を行うなど、地域防災活動の推進への協力を要請するとともに、災害時の活動マニュアルの整備を行うことができるよう支援する。

また、事業所は、災害時において、地域の防災活動と歩調を合わせて、効果的に次の防災活動を行うよう努める。

(1) 事業所防災計画の作成

事業所で使用する火気及び危険物等は一般家庭に比べ規模が大きく、それだけ、発災の危険性や地域に与える影響が大きいと予想される。このため、各事業所は被害の防止及び被害の拡大防止を図るため防災計画を策定し、自主防災体制の確立を図る。

(2) 自衛消防組織

ア 自衛消防隊の設置

ホテル、ショッピングセンター、観光施設など多数の収容人員を有する事業所をはじめとして、各事業所においては、自衛消防の活動に必要な人員及び装備を有する自衛消防隊を設置し、講習及び訓練を実施して防災行動力の向上に努める。

イ 危険物施設の防災組織

危険物施設は、災害が発生した場合、周囲に及ぼす影響が大きいため、事業所の自主防災体制を強化するため、自衛消防組織の結成が不可欠であり、その結成に努める。

(3) 事業所防災訓練の実施

事業所の自主防災組織が、災害時において迅速、的確な防災活動を行うためには、日頃から防災訓練を積み重ね、組織構成員一人一人が必要な知識・技能を身につけておくことが必要であり、事業所は地域住民と一体となって防災訓練を実施するとともに、防災機関等が行う各種訓練に積極的に参加する。

また、消防機関は、事業所が定期的に行う初期消火、通報、避難等の訓練の指導や消防技術の講習を実施する。

(4) 柔軟な勤務形態の構築

事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

3 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、要配慮者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行う。

また、市は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定める。

第3 防災訓練の充実（総務班）

災害発生時には、防災関係機関等は、災害応急対策活動を実施することとなるが、これらの応急対策活動が円滑に行われるためには、平常時から各種の防災訓練を実施し、災害に備えておくことが必要である。

このため、市をはじめとする防災関係機関等は、自主防災組織、事業所、ボランティア団体並びに住民と緊密に連携し、総合訓練及び個別訓練を実施する。

1 総合防災訓練

市は、様々な条件を想定し、地域住民と一体となって、初動活動訓練など災害応急対策について実践的かつ実効性のある総合的な防災訓練を実施する。これにより、各機関相互の緊密な協力体制を確立するとともに、地域防災計画の内容の理解と防災意識の高揚を図る。

(1) 訓練項目

- ア 非常参集訓練
- イ 情報収集・伝達訓練
- ウ 災害対策本部設置・運営訓練
- エ 実地訓練

(2) 訓練への参加

総合防災訓練には、地域住民や多くの機関が参加して実施することが効果的であることから、地域住民や関係機関は積極的に参加し、自らの役割や行動要領の習得に努める。

2 個別防災訓練

(1) 非常参集訓練

市は、災害発生時における応急対策の万全を期するため、必要な職員の動員体制を整備し、各機関の配備計画に基づき非常参集訓練を実施する。

(2) 災害対策本部の設置・運営訓練

市は、発災直後における災害対策本部の円滑な立ち上げと初動対応に関する的確な情報収集・伝達、判断力等の養成を図り、また、本計画等に定める応急対策活動の習熟と検討・検証の機会とするため、ロールプレイング方式などによる図上訓練を実施する。

(3) 避難訓練

学校、病院、社会福祉施設、介護老人保健施設等では、避難訓練計画を作成して、定期的又は随時実践的な避難訓練を実施し、児童・生徒・患者等に行動要領を習熟させる。市は、水防団等と協議し、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行うものとする。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「緊急安全確保」の安全確保措置を講ずべきことにも留意するものとする。

(4) 水防訓練

市は、水防思想の普及徹底を図るため、各種水防工法等の実地訓練を実施する。

なお、水防訓練は、次の項目について行うものとし、実施にあたっては特に住民の協力を得て、水防思想の高揚に努める。

- ア 観測(水位、雨量、風速)
- イ 通報(電話、無線、伝達)
- ウ 動員(消防団、住民の応援)
- エ 輸送(資材、機材、人員)
- オ 工法(各水防工法)
- カ 樋門、角落しの操作
- キ 避難、立ち退き(危険区域居住者の避難)

(5) 非常通信訓練

災害時においては、有線設備が壊滅的な被害を受けるほか、無線設備においても少なからぬ被害を受けることが考えられ、通信が途絶する事態が予想される。

このような事態に対処し、通信の円滑な運用を確保するため、各機関に有事の際における情報の収集及び伝達の要領、通信設備の応急復旧活動要領等についての訓練を繰り返し実施する。

なお、これらの訓練は、同一機関が設備する通信施設及び複数の他機関が設備する通信施設の相互において実施するよう努める。

(6) 観光施設等における防災訓練の実施

観光施設等の管理者は、日頃から災害についての認識を深めるとともに、災害発生時に迅速、的確に行動するため、市等防災関係機関と連携しながら、観光客等の協力を得て、適宜防災訓練、避難訓練等を実施する。

(7) その他の訓練

防災関係機関は、それぞれ定めた防災応急対策に基づき、図上訓練を含めた各種訓練を実施する。

3 防災訓練における要配慮者への配慮

市、県、防災関係機関、地域住民等が防災訓練を実施する際には、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女ニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。市及び県は、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識普及、徹底を図られるよう努める。

4 防災行動計画（タイムライン）の効果的な運用

国、県及び市等の防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、関係機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努める。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。

第4 要配慮者の安全確保（災害救助班、要介護者班）

自力で避難することが困難な高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人、旅行者等の要配慮者を災害から守るため、安全の確保対策を講ずる。

1 在宅の要配慮者対策

（1）避難行動要支援者の支援

避難行動要支援者の避難支援体制を整備するため、市は防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。また国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を踏まえ、全体計画の策定及び避難行動要支援者一人ひとりの支援方法、避難経路などを盛り込んだ個別避難計画を策定するよう努める。市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られる努めるものとする。

作成した名簿情報は、避難支援等に携わる関係者として定めた機関等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援、安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講ずる。

ア 避難行動要支援者の把握

要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者を避難行動要支援者という（災害対策基本法第49条）。

市は、避難行動要支援者に対して、災害発生時に的確な対応ができるよう、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努める。そして、市は、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域づくり協議会、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないように、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

また、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援者等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

市は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

イ 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲、情報取得先は以下のとおりとする。

区分	要件		情報取得先
ひとり暮らし高齢者	75 歳以上の者		地域包括ケア課
高齢者のみ世帯			
要介護認定者	要介護認定区分 3、4 又は 5 に該当する者		
障害（児）者	視覚障害者	1 級又は 2 級	福祉課
	聴覚障害者		
	上肢機能障害		
	下肢機能障害	1 級、2 級又は 3 級	
	体幹機能障害		
	精神障害	1 級	
	知的障害	A	
難病患者	特定疾患医療需給者証の交付を受けている者		富山県
その他	上記に掲げる者以外で、支援を希望する者		本人又は避難支援関係者等

ウ 避難支援等関係者

災害時において避難行動要支援者の避難を支援する避難支援等関係者は以下のとおりとする。

- (ア) 管内消防署、消防団
- (イ) 管内警察署
- (ウ) 自主防災組織
- (エ) 自治会、町内会
- (オ) 民生委員児童委員
- (カ) 南砺市社会福祉協議会
- (キ) その他避難支援等の実施に携わる関係者

エ 避難行動要支援者名簿作成に必要な個人情報

避難行動要支援者名簿に記載する内容は以下のとおりとする。

- (ア) 氏名
- (イ) 生年月日
- (ウ) 性別
- (エ) 住所
- (オ) 電話番号
- (カ) 緊急連絡先（氏名、電話番号）
- (キ) 避難支援等を必要とする事由（ひとり暮らし高齢者、高齢者のみ世帯、要介護度3以上、障害のある方、難病患者、その他）
- (ク) 健康状態（健康、歩行困難）

オ 避難行動要支援者の名簿情報の提供

市は、市地域防災計画に定めるところにより、消防機関、警察、福祉専門職、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、地域づくり協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者等に対し、避難行動要支援者本人の同意、または、市の条例の定めがある場合には、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供する。

カ 避難行動要支援者名簿の更新

常に変化する避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、名簿情報は毎年定期的に更新する。

避難行動要支援者に関する個別情報は福祉課が更新する。更新の基準日は毎年4月1日とし、7月末日までに更新を完了する。

更新した情報は、平常時から避難支援等関係者間で共有できるよう、避難支援等関係者へ周知を図る。

キ 名簿情報の提供に際し情報漏洩を防止するために講ずる措置

避難行動要支援者名簿の提供に際しては、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、市において適切な措置を講ずる。

- (ア) 名簿情報は、避難支援等関係者が担当する当該地域分に関し提供する。
- (イ) 名簿情報が無用に共有、利用されないよう、また施錠可能な場所への保管を行うよう指導するとともに、災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する。

ク 多様情報伝達手段の確保

市は、視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者など様々な障害をもつ避難行動要支援者自身が情報を取得できるよう、多様な手段を活用して情報伝達を行う。

ケ 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者の避難支援に当たっては、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提である。そのため市は、避難支援等関係者の安全確保のため、避難支援等関係者が地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等が行えるように、地域住民合意で支援のルールをあらかじめ決めておくよう地域に働きかける。

コ 自主防災組織の連携・協力体制の整備

(ア) 自主防災組織は、市から提供される避難行動要支援者名簿を活用し、民生委員児童委員、社会福祉協議会、消防機関、警察等との連携により、個人のプライバシーに配慮しつつ、避難行動要支援者の実態を把握しておくとともに、事前に複数の避難支援者を定めておく。

(イ) 災害発生後、直ちに避難行動要支援者の安全確保や避難行動を手助けできるのは家族や近隣の住民であるので、身近な地域において(自治会等を単位として)、迅速に安否確認や避難誘導、救助活動が行えるよう、自主防災組織の活動を強化する。

(ウ) 自主防災組織は、市と連携し、在宅の避難行動要支援者の安全確保や避難誘導、救助活動に十分配慮した地域防災訓練を実施する。

(2) 要配慮者の支援

ア 社会福祉施設への緊急入所

市は、災害により居宅で生活することが困難な要配慮者の生活を支援するため、社会福祉施設への緊急入所の手順等必要な事項をあらかじめ関係施設と協議し、定めておく。

イ 在宅の要配慮者対策

市は、在宅の高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦などの要配慮者が、災害時に速やかに避難できるよう日頃からの防災知識の普及、啓発に努める。

2 社会福祉施設等における要配慮者対策

(1) 防災応急計画の策定

社会福祉施設及び介護保険施設の管理者は、災害予防対策について、次の措置を講ずるよう努める。

ア 現行の防災計画中に風水害対策など必要な事項を盛り込み、防災応急計画の策定に努める。

イ この応急計画の策定にあたっては、特に次の事項に留意する。

(ア) 入所者、職員及び施設の安全(被害)確認に関すること。

(イ) 施設の立地条件及び耐久性等に適応した安全性の確保に関すること。

(ウ) 入所者の態様に配慮した避難誘導に関すること(指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路、避難誘導方法、避難実施責任者等)。

(エ) 施設の被災状況等に関する市、関係機関への情報伝達に関すること。

(オ) 施設と入所者の保護者の情報連絡に関すること。

(カ) 防災教育・訓練の実施に関すること。

(2) 施設間の応援協力体制の確立

市は、施設の倒壊等による入所者の他施設への移送等、施設相互の応援協力体制について、あらかじめ必要な事項を定めておく。

3 外国人の安全確保対策

(1) 防災知識の普及・啓発

市は、日本語が不自由な外国人のために、外国語による情報提供など日頃からの防災知識の普及・啓発に努める。また、防災訓練の実施に際しては、外国人住民の参加を呼びかける。

(2) 災害時の支援体制の整備

市は、災害時における外国語による災害情報の伝達方策や指定避難所での外国人支援体制の検討及び外国人住民支援のボランティアの育成に努める。なお、在日外国人と訪日外国人は、行動特性や情報ニーズが異なることに留意する必要がある。

また、県及び市町村は、国が行う研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成に努める。

(3) 案内表示板等の整備

市は、指定避難所や避難道路の表示等災害に関する案内板について外国語の併記表示を進め、外国人にも分かりやすい案内板の設置に努める。

第9節 調査研究

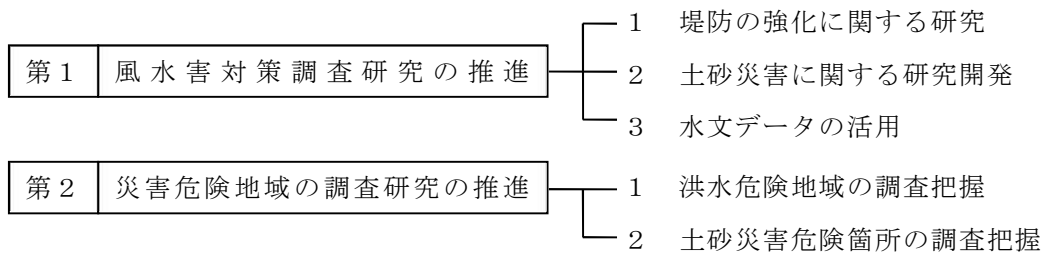
(ふるさと整備部)

風水害の態様は複雑多様である。人命、財産に直接被害を与える洪水、土石流をはじめ、がけ崩れ、地すべり、暴風など、今日においてもその社会的影響は計り知れないものがある。

市及び防災関係機関は、各種の被害とその対策を総合的、科学的に調査・研究することが必要である。

また、市においては、これら各種の調査による成果を利用し、災害の危険性を地域の実情に即して的確に把握するための防災アセスメントを積極的に実施する。

【対策の体系】



第1 風水害対策調査研究の推進 (建設班)

1 堤防の強化に関する研究

- ア 地震、越水、浸透水、表面浸食に対する堤防の強度を向上させる技術の開発
- イ 堤防破壊の事例分析
- ウ 体系的な堤防の強度評価方法
- エ 漏水やすべりによる堤防破壊の発生予測手法
- オ 強度向上のための対策工法に関する研究及び開発

2 土砂災害に関する研究開発

土砂災害対策を有効、適切に推進するため、次の事項を重点として、土砂災害に関する各種の研究開発及びその成果の普及、活用を推進する。

- ア 土砂移動メカニズムの解明
- イ 地形・地質条件及び気象条件等、土砂災害発生の素因、誘因となる諸条件の解明及び発生時期、場所、規模の予測技術の開発
- ウ 土砂災害危険箇所及び土砂移動による危険が及ぶ範囲の確定技術、危険度評価技術の開発
- エ 豪雨の発生をきめ細かく予想するための降水短時間予測の精度向上、大雨の降る可能性を予測する大雨ポテンシャル予報の精度向上及び地面現象注意・警報の充実のための技術開発
- オ 土砂移動の発生監視技術の開発
- カ 土砂災害に関する情報の収集伝達システムの確立
- キ 土砂災害防止・復旧技術の高度化

また、これらの土砂災害に関する研究開発の効率的な推進に資するため、官・学・民の連携を強化するとともに、専門家の充実強化等、災害発生時の機動的な調査研究体制の整備を図る。

3 水文データ※の活用

風水害、土砂災害等の自然災害を防ぐために水文データ等の観測機器の整備及びデータの蓄積等を推進する。

また、河川情報システムや土砂災害情報システム等により収集蓄積したデータを活用した洪水予測等の調査研究を進める。

※ 水文データ

国土交通省、農林水産省、地方自治体、水力発電ダムを擁する各電力会社などが観測する河川の水位や雨量を始めとしたさまざまな水に関するデータ。

第2 災害危険地域の調査研究の推進（建設班）

1 洪水危険地域の調査把握

浸水実績及び浸水想定区域等に基づき、溢水、湛水等による災害発生のおそれのある土地の区域について都市的土地利用を誘導しないほか、災害発生時における危険区域の調査の実施の推進、地区別防災カルテの作成等に努める。

特に、水害ハザードマップ※については、避難等にきめ細かく役立てるためには、より正確に個々の場所における浸水深、浸水経過等の予測を行う必要があり、今後さらに計算精度を上げるべく計算方法の開発やデータの更新を図っていく。

（過去の浸水実績等の把握・周知）

市長は、洪水予報河川等以外の河川のうち、地域の実情に鑑みて洪水時の住民等の円滑かつ迅速な避難の確保が特に必要と認める河川について、浸水実績等を把握するよう努める。また浸水実績等を把握したときは、住民等の円滑かつ迅速な避難の確保に資するため、これを水害リスク情報として住民等に周知する。

※ 水害ハザードマップ

破堤、氾濫等の水害時における被害を最小限に食い止めることを目的として、浸水情報、避難情報等の各種情報を分かりやすく図面等に表示したもので、市町村を基本的な単位として作成するもの。

2 土砂災害危険箇所の調査把握

土砂移動の可能性が高く、これによる被害が発生するおそれのある地域を予め調査し、土砂災害危険箇所を把握しておくことは、防災工事の実施、土地利用の適正化等のために不可欠だけでなく、具体的な土砂災害対策を推進するうえで基本となるものである。このため、市や関係機関は、相互の緊密な連携の下に、防災パトロールを行うなど土砂災害危険箇所の調査、把握の充実を図り、土砂災害ハザードマップ、地区別防災カルテの作成等により住民に周知するよう努める。

第2章 災害応急対策

風水害等による大規模な災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合、市、県及び防災関係機関は、法令及び当計画並びに各機関の防災に関する計画の定めるところに基づき、その組織及び機能の総力をあげて、災害応急対策にあたる。

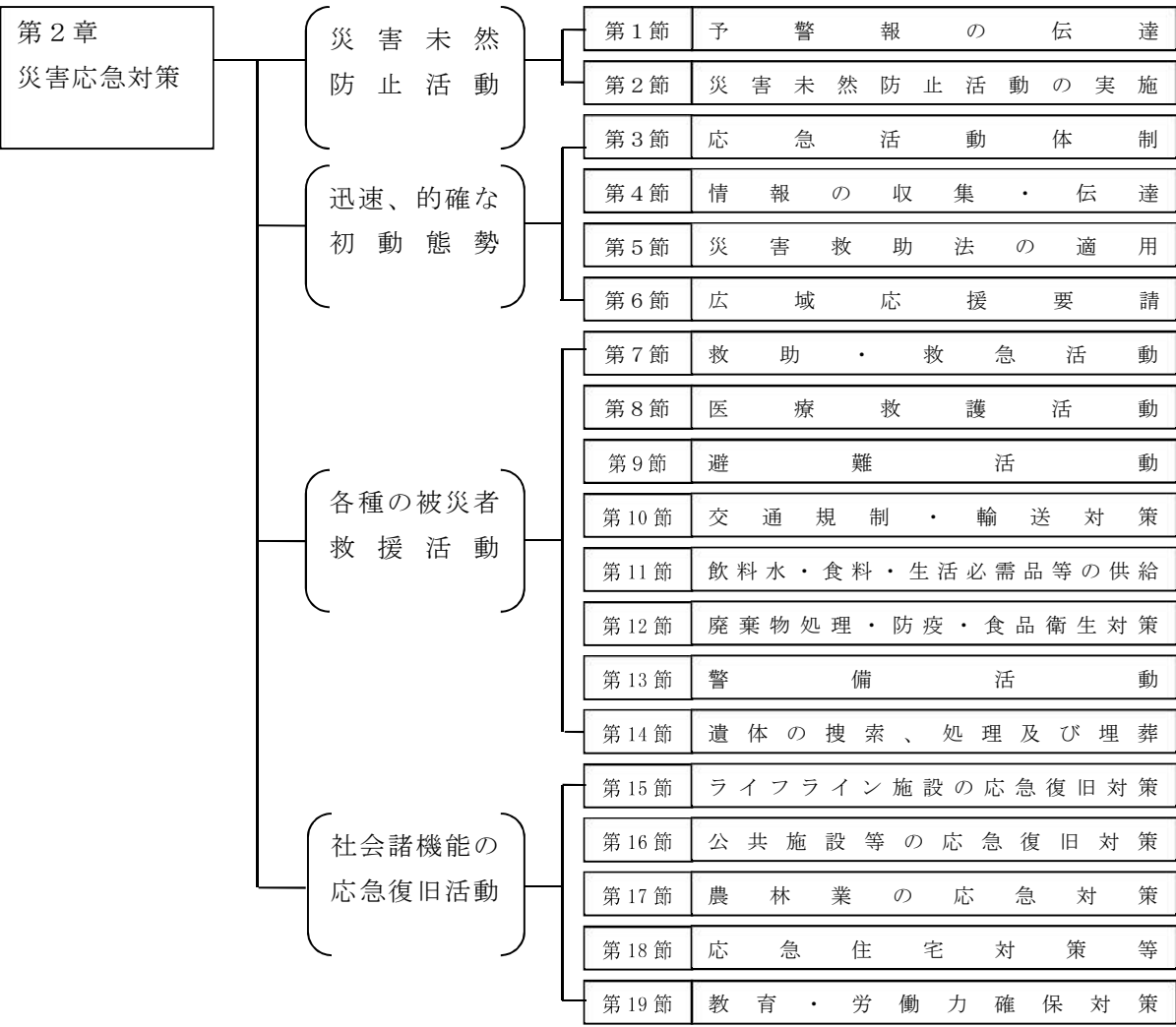
応急対策としては、まず、予警報等の防災関係機関への伝達及び住民への周知徹底、水防活動や土砂災害危険区域における警戒及び避難体制の徹底など、災害未然防止活動を迅速、的確に行う。

災害が発生した場合には、まず、被害規模や被害拡大の危険性についての情報を収集し、その情報に基づき災害対策本部の設置や広域的な応援要請を行うなど、迅速、的確な初動態勢をとり、一刻も早く、人命の救助・救急、医療救護及び消火等の緊急救護活動を行う。

また、被害状況及び拡大の危険性に応じて、避難活動、交通規制、緊急輸送対策を進めるとともに、被災者に対して必要な生活支援（飲料水・食料・生活必需品等の供給等）を行う。

当面の緊急事態に対処した後は、廃棄物処理・防疫・食品衛生対策、警備活動等による社会生活の維持を図るとともに、二次災害による被害拡大の防止、ライフライン・公共施設等の社会諸機能の応急復旧活動を行っていくこととする。

【計画の体系】



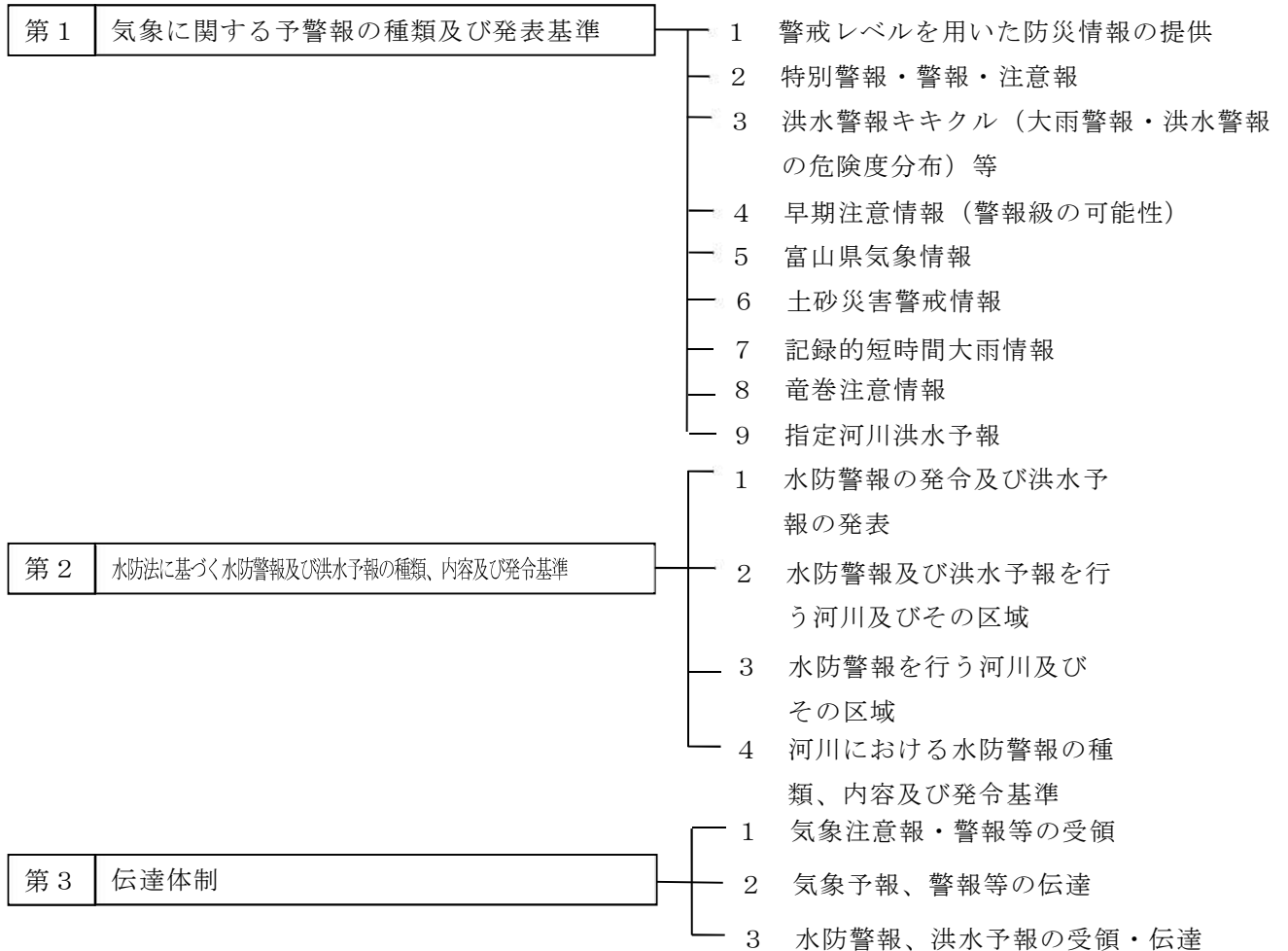
第1節 予警報の伝達

(総務部、ふるさと整備部、消防部)

気象及び水防等に関する予警報の種類、発表基準を明らかにするとともに、これらの伝達系統、手段等の伝達体制の周知徹底を図る。

なお、雪に関する予警報は「雪害編」に再掲し、火災に関する警報等は「火災編」に掲載する。

【対策の体系】



第1 気象に関する予警報の種類及び発表基準（総務班）

気象業務法等に基づいて富山地方気象台の発表する予警報は、次の基準による。

1 警戒レベルを用いた防災情報の提供（富山地方気象台）

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。「居住者等がとるべき行動」、「当該行動を居住者等に促す情報」及び「当該行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。

居住者等には、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難指示等が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

2 特別警報・警報・注意報（富山地方気象台）

大雨や強風等の気象現象によって、災害が発生するおそれがあるときには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれがあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに明示して、県内の市町村ごとに発表される。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所が「キキクル（危険度分布）」や「雷ナウキャスト」、「竜巻発生確度ナウキャスト」等で発表される。なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

（1）特別警報の種類及び発表基準

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温	暴風が吹くと予想される場合
波浪	帯低気圧により	高波になると予想される場合

（2）警報・注意報の種類及び発表基準

警報・注意報発表基準一覧表

南砺市	発表官署		富山地方気象台	
	府県予報区		富山県	
	一次細分区域		西部	
	市町村をまとめた地域		西部南	
警報	大雨	（浸水害）	表面雨量指数基準	10
		（土砂災害）	土壌雨量指数基準	96
	洪水	流域雨量指数基準		小矢部川流域＝22.7、洪江川流域＝7.1、旅川流域＝12.2、山田川流域＝14.6、大井川流域＝9.6、池川流域 8
		複合基準		小矢部川流域＝（7，20.4）、山田川流域＝（6，13.3）、池川流域＝（7，7.2）
		指定河川洪水予報による基準		庄川〔小牧〕、小矢部川〔津沢〕
	暴風		基準気象要素：平均風速	20m/s
	暴風雪		基準気象要素：平均風速	20m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平地	6 時間降雪の深さ 25cm
			山間部	12 時間降雪の深さ 50cm

注意報	大雨	表面雨量指数基準	8	
		土壌雨量指数基準	68	
	洪水	流域雨量指数基準	小矢部川流域＝18.1、洪江川流域＝5.6、 旅川流域＝9.7、山田川流域＝11.6、大井 川流域＝7.6、池川流域＝6.4	
		複合基準	小矢部川流域＝（5，18.1）、旅川流域＝ （7，7.8）、山田川流域＝（5，11.6）、大 井川流域＝（5，7.6）、池川流域＝（5， 6.4）	
		指定河川洪水予報による 基準	小矢部川 [津沢]	
	強風	基準気象要素：平均風速	12m/s	
	風雪	基準気象要素：平均風速	12m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平地	6 時間降雪の深さ 15cm
			山間部	12 時間降雪の深さ 30cm
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪	1.積雪地域の日平均気温が 12℃以上 2.積雪地域の日平均気温が 9℃以上かつ日平均風速が 5 m/s 以上か 日降水量 20mm 以上		
	濃霧	基準気象要素：：視程	100m	
	乾燥	最小湿度 40%で実効湿度 65%		
	なだれ	1.24 時間降雪の深さが 90cm 以上あった場合 2.積雪が 100cm 以上あって日平均気温 2℃以上の場合		
	低温	夏期：最低気温 17℃以下の日が継続 冬期：最低気温－6℃以下		
	霜	早霜・晩霜期に最低気温 2℃以下		
	着氷・着雪	著しい着氷(雪)が予想される場合		
記録的短時間大雨情報		基準：1 時間雨量	100mm	

＊1（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせにより基準地を表しています。

【警報・注意報基準一覧表の解説】

- (1) 本表は、気象・高潮・波浪・洪水に関する警報・注意報の発表基準を一覧表に示したものである。特別警報及び地震動・津波・火山に関する警報の発表基準は、別の資料を参照のこと。
- (2) 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は、気象要素が本表の基準に達すると予想される市町村等に対して発表する。
- (3) 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報及び記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。
- (4) 表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。
- (5) 表中において、対象の市町村等で現象が発現しない警報・注意報についてはその欄を斜線で、また現

象による災害が極めて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報（洪水を除く）についてはその欄を空欄で、大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準及び洪水警報・注意報の流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を定めていないもの、又は、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない場合についてはその欄を“－”で、それぞれ示している。

- (6) 大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表するため、大雨警報の欄中、（浸水害）は「大雨警報（浸水害）」、（土砂災害）は「大雨警報（土砂災害）」の基準をそれぞれ示している。
- (7) 大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。ただし、暫定基準を設定する際に市町村等の一部地域のみ通常より低い基準で運用する場合がある。この場合、本表には市町村等の域内による基準の最低値を示している。
- (8) 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準は 1km 四方毎に設定しているが、本表には市町村等の域内における基準の最低値を示している。1km四方毎の基準値については気象庁ホームページ参照のこと。
- (9) 洪水の欄中、「〇〇川流域=10.5」は、「〇〇川流域の流域雨量指数 10.5 以上」を意味する。
- (10) 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、本表には主要な河川における代表地点の基準値を示している。欄が空白の場合は、当該市町村等において主要な河川は存在しないことを表している。主要な河川以外の河川も含めた流域全体の基準値は気象庁ホームページを参照のこと。
- (11) 洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示している。その他の地点の基準値は気象庁ホームページ参照のこと。
- (12) 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「〇〇川 [△△]」は、洪水警報においては「指定河川である〇〇川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。
- (13) 高潮警報・注意報の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面（TP）を用いるが、島嶼部など一部では国土地理院による高さの基準面あるいは MSL（平均潮位）等を用いる。
- (14) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとらわれない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

（3）気象警報・注意報の発表地域

一次細分区域	市町村等をまとめた地域	市町村
東部	東部北	朝日町・入善町・黒部市・魚津市・滑川市
	東部南	富山市・立山町・上市町・舟橋村
西部	西部北	高岡市・射水市・氷見市・小矢部市
	西部南	砺波市・南砺市

3 キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

種 類	概 要
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

流域雨量指数の予測値	指定河川洪水予想の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予想を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。
------------	--

4 早期注意情報（警報級の可能性）（富山地方気象台）

5日先までの警報級の現象の可能性が〔高〕、〔中〕の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（富山県東部など）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（富山県）で発表される。大雨に関して、〔高〕又は〔中〕が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

5 富山県気象情報（富山地方気象台）

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する富山県気象情報」という表題の気象情報が府県気象情報等として発表される。

「顕著な大雨に関する気象情報」の発表基準を満たすような線状降水帯による大雨の可能性が程度高いことが予想された場合に、半日程度前から、気象情報において、「線状降水帯」というキーワードを使って呼びかける。この呼びかけは、警戒レベル相当情報を補足する解説情報として発表される。

6 土砂災害警戒情報（県土木部、富山地方気象台）

大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる発表地域を特定して警戒を呼びかける情報で、県と富山地方気象台から共同で発表される。

市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

発表対象地域名
滑川市、魚津市、黒部市、入善町、朝日町、富山市平地、富山市山間部東、富山市山間部西、立山町、上市町高岡市、射水市、氷見市、小矢部市、砺波市、南砺市

※震度5強以上の地震が発生した場合、土砂災害警戒情報の発表基準を低く設定した基準（暫定基準）を適用する。

※土砂災害警戒情報の解除は、これまでの実績降雨量が基準を下回り、かつ短時間で再び超過しないと予想される場合など、土砂災害の危険性が低くなったときに行う。

※土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、降雨に基づいて判定し発表するもので、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を反映したものではないため、土砂災害警戒情報の利用にあたっては、個別の災害発生箇所・時間・規模等の詳細を特定するものではないことに留意する。

7 記録的短時間大雨情報（気象庁）

県内で、大雨警報発表中に、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつキキクル（危険度分布）の「危険」（紫色の警戒レベル4相当）が出現している場合に、気象庁から発表される。

8 竜巻注意情報（気象庁）

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（富山県東部、富山県西部）で発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位（富山県東部、富山県西部）で発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

9 指定河川洪水予報（富山地方气象台、富山河川国道事務所、黒部河川事務所）

河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表する警報及び注意報であり、常願寺川・神通川・庄川及び小矢部川洪水予報については、富山河川国道事務所と富山地方气象台が共同で、黒部川洪水予報については、黒部河川事務所と富山地方气象台が共同で発表する。警戒レベル2～5に相当する。また、令和2年3月にとりまとめられた河川・気象情報の改善に関する検証報告書に基づき、国土交通省と共同で指定河川洪水予報を実施する河川においては、大雨特別警報の解除後の氾濫への警戒を促すため、大雨特別警報を警報等に切り替える際、切り替え以降に河川氾濫の危険性が高くなると予測した場合等に臨時の指定河川洪水予報を発表する。この情報は、府県気象情報のページに掲載する。

種類	標題	概要
洪水予報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	氾濫危険情報	氾濫危険水位に達したとき、氾濫危険水位以上の状況が継続しているとき、または3時間先までに氾濫する可能性のある水位に到達すると見込まれるときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示等の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

洪水予報	氾濫警戒情報	氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
洪水注意報	氾濫注意情報	氾濫注意水位に達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 ハザードマップによる災害リスク等を再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

第2 水防法に基づく水防警報及び洪水予報の種類、内容及び発令基準（建設班）

1 水防警報の発令及び洪水予報の発表

市長は、国土交通大臣、気象庁長官、又は知事から発表された水防警報あるいは洪水予報を受けたときは市水防計画の定めるところにより関係機関及び住民に対し、防災行政無線、広報車、電話等により周知徹底する。

2 水防警報及び洪水予報を行う河川及びその区域

河川名	実施区域	観測所名	指定
小矢部川	左岸 小矢部市鴨島 186 番の 1 地先から海まで 右岸 南砺市本江 116 番地先から海まで	津沢 石動 長江	国土交通 大臣

3 水防警報を行う河川及びその区域

河川名	実施区域	観測所名	指定
小矢部川 (上流部)	左岸 南砺市天神から小矢部市鴨島 186 番地先まで (豊栄橋) 右岸 南砺市高宮から同市本江 116 番地先まで	川崎橋 新福光大橋	富山県 知事
旅川	南砺市池田字干谷川 2597 番地（砂防堰堤）から 小矢部川合流点まで	柴田屋橋	
山田川	左岸 南砺市野口字下大島から小矢部川合流点まで (城南橋) 右岸 南砺市城端字向川原島から小矢部川合流点まで	桜橋	

4 河川における水防警報の種類、内容及び発令基準

(1) 国の基準等

種類	内容	発令基準
準備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備点検、水門等の開閉の準備、水防機関に出動の準備を通知するもの	雨量・水位・流量その他の河川状況により、必要と認められるとき。 水防団待機水位（指定水位）に達し、氾濫注意水位（警戒水位）を超えるおそれがあるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を通知するもの	水位・流量その他河川の状況により、水位が氾濫注意水位（警戒水位）以上に上昇するおそれがあるときで、氾濫注意水位（警戒水位）に達すると予想される時刻の1時間前。
解除	水防活動の終了を通知するもの	水位が氾濫注意水位（警戒水位）以下に復したとき。氾濫注意水位（警戒水位）以上であっても、水防活動を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。
状況	水位の上昇・降下・滞水時間・最高水位の大きさ、時刻等、水防活動上必要な状況を明示するとともに越水、漏水、崩壊、亀裂その他河川状況により、特に警戒を必要とする事項を通知するもの	適宜河川の状況を通知する必要があるとき。

※ 地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。

(2) 県の基準等

種類	内容	発令基準
準備	第1段階 水防資機材の整備点検、水門等の開閉準備、水防団幹部の出動等を通知するもの。	雨量、水位、その他の河川状況により必要と認められるとき。 または水防団待機水位（指定水位）に達し、氾濫注意水位（警戒水位）を超えるおそれがあるとき。
出動	第2段階 水防団員の出動を通知するもの。	氾濫注意水位（警戒水位）に達し、なお水位が上昇するおそれがあるとき。
状況	第3段階 出動が長時間にわたるとき、または気象条件、水防活動の変化等が生じたとき、その状況を通知するもの。	出動後の状況に変化を認めたとき。
解除	第4段階 水防活動の終了を通知するもの。	水位が氾濫注意水位（警戒水位）を下回り、かつ水防活動を必要とする河川状況が解消したと認められるとき。 または、準備体制に入った後、出動体制に入らないまま水位が水防団待機水位（指定水位）を下回り、その後水位が上昇するおそれがないとき。

※1 これらの指令は、予想される事態の規模が小さく全面出動を必要としないと認められるときは、準備指令までとし、出動指令を発しないことがある。

※2 地震による堤防の漏水、沈下等または津波、高潮による災害が起こるおそれがあるときは、上記に準じて水防警報を発表する。

※3 水防警報を発令する河川に指定されていない河川については、県の水防計画に準じて、水防管理者において、あらかじめ計画を定め自主的に行うものとする。

なお、これらの指令は、事態に応じ待機命令から直ちに出勤命令を発令する場合もあり、また、予想される事態の規模が小さくて全面出勤を必要としないと認められるときは、準備指令までとし、出勤命令を発令しないことがある。地震による堤防の漏水、沈下等による災害がおこるおそれがある場合には、上記に準じて水防警報を発令する。

第3 伝達体制（総務班、消防本部）

1 気象注意報・警報等の受領

気象台、その他関係機関が発する予警報は、災害対策本部が設置されているときは本部が、その他の場合は総務課あるいは警備員が受領し、内容に応じた適切な措置をとる。

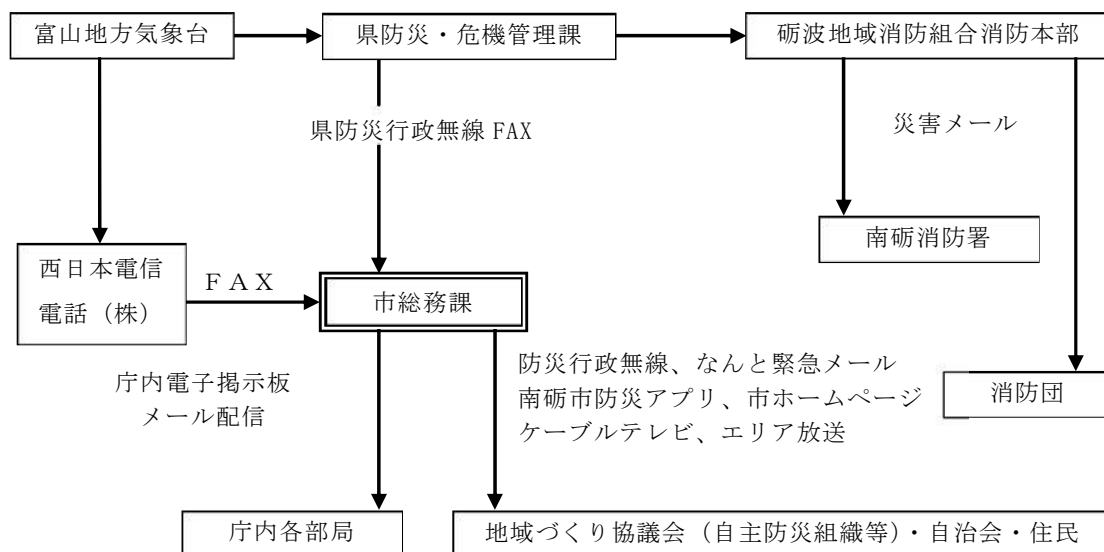
ア 警備員は、気象台発表の情報が気象注意報、気象警報であった場合、又は県から非常配備基準に該当する情報等を受けた場合、直ちに総務課長にその旨を報告し、その指示を受ける。

イ 総務課長は前記の予警報を受領し、必要と認める場合には速やかに関係各課長に報告する。

この場合、伝達の確実を期するため、警報及び注意報については伝達された原文のとおり伝達する。

ウ 総務課長から伝達を受けた関係各課長は、速やかにその内容に応じた適切な措置を講ずるとともに関係機関等へ伝達する。

【気象情報（警報）連絡体制】



2 気象予報、警報等の伝達

特に災害の発生が予知され危険である場合又は必要と認められる場合は、必要に応じて消防団及び関係団体へ連絡し、周知を図るとともに、市民センターは防災無線、広報車等により通報する。

消防団においては、各分団の担当者に連絡し、各担当者は、地域住民に周知させる。

なお、さまざまな環境下にある住民等及び職員に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、全国瞬時警報システム（JALERT）、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図る。

また、夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合における、エリアを限定した伝達について、地域の実情に応じて、エリア限定の有効性や課題等を考慮した上で検討する。

3 水防警報、洪水予報の受領・伝達

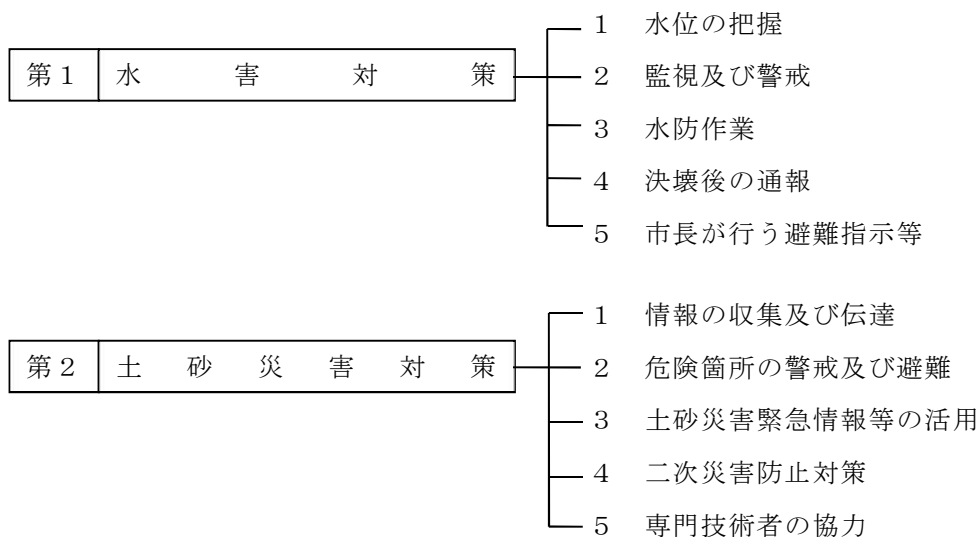
水防警報の発令及び解除並びに洪水予報の受領・伝達系統等については、市水防計画で定めておく。

第2節 災害未然防止活動の実施

(ふるさと整備部)

水害及び土砂災害の被害を未然に防止し被害を最小限にするため、市及び防災関係機関は、迅速かつ的確な活動を行う。

【対策の体系】



第1 水害対策（建設班）

洪水、内水氾濫等で大規模な水害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、水防管理者である市長が消防関係機関や警察機関との連携を図り市水防計画に定めるところにより、水防活動を行う。

また、現場の秩序維持のため必要があるときは南砺警察署長に対して警察官の出動、その他緊急の必要があるときは消防団の出動、他の水防管理者の応援、自衛隊の派遣要請等を行う。

1 水位の把握

【洪水予報指定河川の基準地点と基準水位一覧表】

単位：(m)

河川名	観測所名	水防団 待機水位	氾濫 注意水位	避難判断 水位	氾濫 危険水位	計画高 水位
小矢部川	津沢	4.7	5.2	6.2	6.6	7.77
	石動	1.7	2.5	4.8	5.3	5.80
	長江	5.0	5.8	6.9	7.3	9.13

【水位情報周知河川及びその区域】

河川名	区 域
小矢部川 (上流部)	左岸 南砺市天神 (豊栄橋) から 小矢部市鴨島 186 番先地 右岸 南砺市高宮 南砺市本江 116 番先地 まで
旅川	南砺市池田字干谷川 2597 番地 (砂防堰堤) から小矢部川合流点まで
山田川	左岸 南砺市野口字下大島 (城南橋) から 小矢部川合流点まで 右岸 南砺市城端字向川原

【水位情報周知河川の観測所及び各水位】

単位：(m)

河川名	観測所	平水位	水防団 待機水位	氾濫 注意水位	避 難 判 断水位	氾濫 危険水位	量水標 管理者
小矢部川	川崎橋	0.5	1.5	2.0	2.3	3.1	県
小矢部川	新福光大橋	0.4	1.1	1.5	1.9	2.2	
山田川	桜橋	0.3	1.0	1.5	1.6	1.9	
旅川	柴田屋橋	0.3	1.3	1.5	1.5	1.9	

2 監視及び警戒

水防管理者は、出動命令を出したときから水防区域の監視及び警戒を厳重にし、既往の被害箇所、その他重要な箇所を中心に巡回し、異常を発見したときは、直ちに水防作業を開始するとともに、砺波土木センター、県水防本部並びに国土交通省富山河川国道事務所に対して、その状況及び見通し等を連絡する。

(1) 河川施設

- ア 河川水位が警戒水位に近づいている箇所
- イ 過去に洪水被害が生じた箇所
- ウ 土地利用上からの弱堤箇所
- エ 二次災害防止の観点からの低標高箇所
- オ 主要河川構造物の設置箇所

(2) 土砂災害危険箇所

- ア 土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所
- イ 砂防関係施設

3 水防作業

水防管理者は、水防作業を必要とする異常状態とその各々に適する水防工法並びに水防作業上の注意事項について市水防計画に定めるところにより、迅速かつ的確な水防活動を実施する。

4 決壊後の通報

堤防その他の施設が決壊し又はこれに準ずる事態が発生したときは、水防管理者は、直ちにその旨を国土交通省富山河川国道事務所小矢部出張所及び砺波土木センター、並びに氾濫が予想される方面の隣接水防管理団体等にその旨を通報する。

5 市長が行う避難指示等

市長は、避難指示等の発令については、以下の河川情報を参考に気象状況等も含め総合的に判断し行う。

【避難指示等の発令の参考となる情報】

避難情報	河川の種類		
	洪水予報指定河川 (洪水により相当規模以上の損害が発生する河川で、洪水予測が可能な河川)	水位情報周知河川 (洪水により相当規模以上の損害が発生する河川で、洪水予測が困難な河川)	左記以外の中小河川等 (左記以外のリアルタイムの水位観測ができない中小河川等)
高齢者等避難	・避難判断水位に達し、かつ氾濫危険水位に達すると見込まれる場合	・避難判断水位に達し、かつ特別警戒水位（氾濫危険水位）に達すると見込まれる場合（※1） ※1 上流の降雨状況や降雨予測等による洪水発生の可能性にも考慮	・近隣での浸水や、河川の増水、当該地域の降雨状況や降雨予測等により浸水の危険が高い
避難指示	・破堤につながるような漏水等の発見があった場合 ・氾濫危険水位に到達した場合	・破堤につながるような漏水等の発見があった場合 ・特別警戒水位（氾濫危険水位）に到達した場合	・近隣で浸水が拡大 ・排水先の河川の水位が高くなり、ポンプの運転停止水位に到達することが見込まれる
緊急安全確保	・堤防が決壊した場合 ・破堤につながるような大量の漏水や亀裂等の発見があった場合 ・水門等の施設状況に変化（水門が閉まらない等の事故）があった場合		・近隣で浸水が床上に及んでいる ・排水先の河川の位が高くなり内水ポンプの運転停止、水門閉鎖

【避難の段階と行動】

段階	行 動
高齢者等避難	高齢者等は危険な場所から避難を開始し、市は避難所を開設する。
避難指示	周辺住民は危険な場所から避難を開始し、市は避難所を開設する。
緊急安全確保	全ての周辺住民は直ちに安全を確保する。

高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保は、市防災行政無線（同報系）、ケーブルテレビ、市及び消防団の広報車、サイレン、インターネット、なんと緊急メール、南砺市防災アプリ等多様な情報伝達手段を使用し、あるいは報道機関等を通じて、迅速かつ安全に避難できるよう周知徹底を図る。

第2 土砂災害対策（建設班）

市長は、気象庁より大雨注意報が発表されたときは、関係機関等より雨量情報を随時収集して土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等の巡視及び警戒に万全を期す。

また、急傾斜地崩壊危険箇所等が崩壊、又は崩壊のおそれが生じたときは、警戒員の配置や避難誘導員の派遣など必要な措置を講ずる。

1 情報の収集及び伝達

集中豪雨、融雪等により、土砂災害の発生が予想される場合及び土砂災害が発生した場合においては、市及び防災関係機関は次のことに留意しつつ迅速、的確な情報の収集、伝達を行う。

- (1) 土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等の存する地域においては、富山県総合防災情報システム等を活用し局地的な降雨等の情報把握に努めるとともに、現地との連絡通報体制を確保し、土砂災害の前兆現象及び発生時における災害の状況の早期把握に努める。
- (2) 土砂災害の発生が予想される場合は、住民及びライフライン管理者、交通機関等に対し、早急に注意を喚起し、又は警戒避難等の指示、伝達を行うものとし、特に具体的に危険が予想される土砂災害警戒区域等周辺の住民に対しては、極力個別伝達に努める。

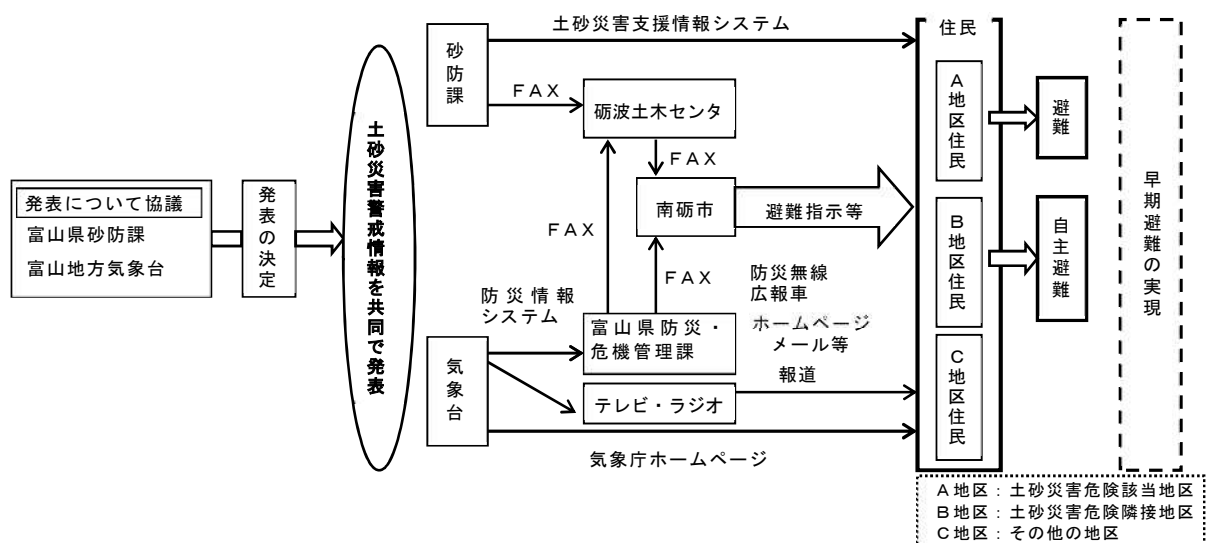
① 収集すべき情報の内容

収集すべき情報の内容は、概ね次の通りとする。

- ア 警戒区域等及びその付近の降水量
- イ 急傾斜地の地表水、湧水の状況
- ウ 警戒区域等及びその付近の亀裂の有無
- エ 森林(立木)等の傾倒状況
- オ 人家(建築物)等の倒壊状況
- カ 住民及び滞在者の数
- キ その他災害に関する状況

② 情報の伝達系統図

【土砂災害警戒情報の運用図】



※土砂災害警戒区域内に、要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の種として防災上配慮を要するものが利用する施設）がある場合で、同施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる場合にあっては、当該要配慮者利用施設の名称及び所在地を、市地域防災計画に記載し、これらの施設ごとに、土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定めるとともに、その内容を住民等へ周知する。

【要配慮者利用施設】・・・資料編「5－4」

2 危険箇所の警戒及び避難

豪雨等によって災害が発生するおそれがある場合や、治山、砂防施設、ため池等灌漑施設等による二次災害の危険性のある箇所に対しては、市は関係防災機関と協力して警戒にあたる。

市長は、富山県総合防災情報システム等から得られる以下の情報及び溪流・斜面の状況や気象情報等も含め総合的に判断し、住民避難の要否、時期を決定する。

【避難指示等の発令の参考となる情報】

避難情報	土砂災害警戒区域（もしくは土砂災害危険箇所）
高齢者等避難	・大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ土砂災害警戒判定メッシュ情報で大雨警報の土壌雨量指数基準を超過した場合 ・数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 ・大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間から翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及されている場合 ・強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
避難指示	・土砂災害警戒情報が発表された場合 ・大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ土砂災害警戒判定メッシュ情報の予測値で土砂災害警戒情報の判定基準を超過し、さらに降雨が継続する見込みである場合 ・大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合 ・土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合
緊急安全確保	・土砂災害が発生した場合 ・山鳴り、流木の流出の発生が確認された場合 ・避難指示等による立ち退き避難が十分でなく、再度、立ち退き避難を住民に促す必要がある場合

※ただし、発令の決定に際しては、該当区域内の住居の有無及び以後の降雨予測等を総合的に勘案する。

3 土砂災害緊急情報等の活用

土砂災害防止法に基づく重大な土砂災害の急迫した危険が予想される状況において、国や県からの土砂災害緊急情報及び土砂災害の前兆現象等の情報を収集し、土砂災害に関する住民の避難指示の判断等にあたり活用する。

※ 土砂災害緊急情報

次に掲げるア～ウのいずれかの状況になった場合、市町村が適切に住民の避難指示の判断等を行えるよう緊急調査を実施（アについては県が、イ、ウについては国が実施）

し、国、県はそこで得られた情報をもとに、土砂災害が想定される区域及び時期に関して、土砂災害緊急情報として関係自治体の長に通知するとともに一般へ周知することになっている。

ア 地すべりにより、地割れや建築物等の外壁のき裂が生じ、又はそれらの幅が広がりつつあり、被害が予想される土地の区域に人家がおおむね 10 戸以上の場合

イ 河道閉塞による湛水の発生によってたまる水の量が増加すると予想され、堆積した土石等の高さがおおむね 20m 以上であるとともに、被害が予想される土地の区域に人家がおおむね 10 戸以上の場合

ウ 噴火による降灰等が、河川の勾配が 10 度以上の流域のおおむね 5 割以上の土地において、1 cm 以上堆積していると推計され、被害が予想される土地の区域に人家がおおむね 10 戸以上の場合

4 二次災害防止対策

土砂災害は、地形、地質、降雨状況等により、同一箇所又はその周辺において断続的に発生し、又は崩壊により堆積した土砂が移動する等により、二次災害をひき起こすおそれがある。このため、土砂災害発生時においては、市及び防災関係機関は、以下の事項に留意して必要な措置を講ずる。

- ア 引き続き降雨等の気象状況に十分な注意、監視を行うとともに、崩壊面及びその周辺斜面、堆積土砂等について、安全に留意しつつ監視を行う。
- イ 安全が確認されるまで、崩壊危険箇所周辺の居住者の避難指示を継続するとともに、警戒区域の設定、立入規制等必要な措置を行う。
- ウ 行方不明者等の搜索活動、応急工事等にあたっては、特に十分な注意、監視を行う。
- エ 降雨継続時においては、作業の安全を確保したうえで、崩壊箇所及びその周辺へのシート被覆、応急排水路等の簡易な応急措置により、再崩壊等の防止に努める。
- オ 安全が確認されれば、直ちに二次災害防止のため堆積土砂等の除去、土留工事等の工事を実施する。

5 専門技術者の協力

（１）ＮＰＯ法人富山県砂防ボランティア協会^{※１}との連携

二次災害発生の可能性の判断、適切な応急対策工事の実施等については、必要に応じて「ＮＰＯ法人富山県砂防ボランティア協会」へ協力を要請する。

（２）その他の機関との連携及び制度の活用

市は、必要に応じて地元在住のコンサルタント、斜面判定士^{※２}及び全国的な砂防関係ボランティア団体等へ協力を要請するほか、国の災害復旧技術専門家派遣制度^{※３}や災害支援技術強化対策事業^{※４}を活用し、早期の対応に努める。

※１ ＮＰＯ法人富山県砂防ボランティア協会

土砂災害から県民の生命や財産を守るため、土砂災害防止に係わるボランティア活動を行い、もって県民の福祉に寄与することを目的とする団体。

※2 斜面判定士

砂防ボランティア全国連絡協議会により認定される。災害時に土砂災害が起きそうな斜面を緊急的に判断する。

※3 災害復旧技術専門家派遣制度

(公社)全国防災協会が、災害復旧制度を熟知した者を災害復旧技術専門家として認定、登録し、災害発生時等に地方公共団体等の求めに応じて派遣し、災害復旧活動の支援、助言をボランティア活動として行う制度。

※4 災害技術強化対策事業

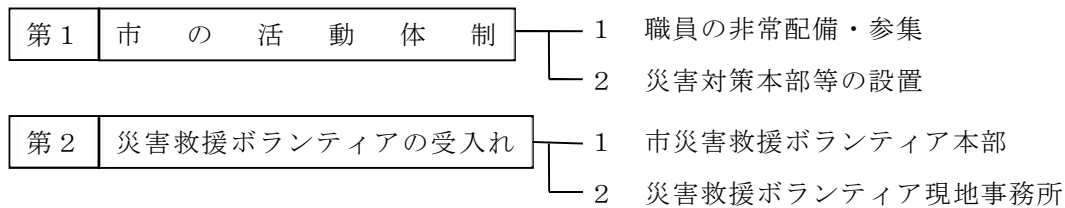
(一社)農業農村整備情報総合センターが、農林水産省、農業工学研究所、県OB等の専門技術者を登録・派遣し、農地・農業用施設に関する災害対策等の助言を行う事業。

第3節 応急活動体制

(全部局共通)

災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、平素から所要の組織及び出動体制を確立しておくとともに、非常の際にはこれに基づき動員を命令し、又は要請する場合は対象者、時期、方法などを明らかにして応急対策に必要な人員を確保しておき、速やかに動員する。

【対策の体系】



第1 市の活動体制 (全部局共通)

市域に災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合には、その情報連絡、発生災害の状況集約、総合対策の樹立並びに災害応急対策の推進を図るため、市長は南砺市災害対策本部を設置する（災害対策基本法、南砺市災害対策本部条例に基づく）。

1 職員の非常配備・参集

災害が発生し又は発生するおそれのあるとき、市長は、迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するため、必要に応じ職員の非常配備を行う。

なお、市長に事故あるときの代行順位は次のとおりとする。

第1順位 副市長、第2順位 教育長、第3順位 総務部長

(1) 配備基準

職員の配備基準は、次のとおりとする。ただし、第1非常配備のふるさと整備部、消防部の消防職団員配置は、それぞれ南砺市水防計画、砺波地域消防組合消防計画に定めるとおりとする。

	配備基準	配備内容
第1非常配備 【警戒配備】	①大雨・洪水及び暴風等の警報の1つ以上が発表され、危険な状態が予想されるとき、また、その他の状況により市長が指令したとき。 (被災状況に応じて、即座に第3非常配備に移行することがある。)	①情報収集及び連絡活動を主とし、関係部署（総務部、市民センター、ふるさと整備部、ブランド戦略部）は所要の人員をもって待機し、情報収集と連絡活動が円滑に実施出来る体制をとる。 ②第2非常配備に円滑に移行し得る体制をとる。

	配備基準	配備内容
第2 非常配備 【警戒体制】 【災害対策本部・現地災害対策本部の設置】	①局地的災害が発生し、又は発生の恐れがあるとき。（雨量、河川水位、土砂災害警戒情報の監視に基づく。） ②その他の状況により市長が指令したとき。	①災害対策本部を設置する。 ②各部長、が指定する職員をもって体制をとる。 ③災害応急対策に関係ある部署の所要人員で情報収集、連絡活動及び応急措置を実施する。 ④災害の状況によって災害対策本部長が現地災害対策本部長を選任し、現地災害対策本部を設置する。 ⑤状況によって第3 非常配備に直ちに移行できる体制とする。
第3 非常配備 【非常体制】 【災害対策本部・現地災害対策本部の設置】	①市全域にわたって大規模な災害が発生すると予想されるとき。 ②市全域でなくとも、その災害が特に甚大であると予想され、かつ市長が指令したとき。 ③市域に「大雨」、「暴風」特別警報が発表されたとき。	①災害対策本部・現地災害対策本部を設置する。 ②災害対策に万全を期するため全職員があたる。 ③時間外の場合は近隣の被害状況を把握し、まず人命救助を行った後登庁する。この際被害の状況を収集し本部に報告する。

（2）配備指令

- ア 市長は、被害の種類、規模によって、特に必要と認めるときは、（1）の基準と異なる配備体制を指令することができる。
- イ 各所属長は、災害の種類、規模、発生の時期によって、特に必要と認めるときは、独自の配備体制を発することができる。

（3）動員体制の確立

- ア 各部長は、各部の動員計画を事前に作成し、部内の職員に周知しておく。
- イ 各所属長は、災害対策本部設置前の災害対策の活動に従事する職員をあらかじめ指定しておく。
- ウ 各所属長は、夜間、休日等時間外の災害発生に備えて、連絡体制を整備する。

（4）動員の方法

ア 勤務時間内における動員

総務課長は、大雨、洪水、大雪等の注意報、警報、特別警報が発表されたとき又は災害が発生したとき各部主管課へのFAX、パソコンのお知らせ欄、庁内放送等により当該情報を伝達する。

関係所属長は、総務課長或いは報道機関の情報に基づき、あらかじめ指定した職員を配備につかせ、災害対策に従事させる。

イ 勤務時間外における動員

(ア) 大雨、洪水、暴風、大雪等の注意報、警報、特別警報が発表されたときは警備員及び宿日直者から総務課長へ、災害に関する情報を覚知した場合は、警備員及び宿日直者から当該地区市民センター統括へ、市民センター統括から総務課長へ伝達し、総務課長から関係所属長へ電話等で当該情報を伝達する。

(イ) 関係所属長は、総務課長或いは報道機関の情報に基づき、あらかじめ指定した職員を配備につかせ、災害対策に従事させる。

(ウ) あらかじめ指定された職員は報道機関からの情報により災害の発生を知ったときは、自主的に参集する。

(エ) 参集する場所は、原則として各自の勤務場所とする。周辺地域の被害状況を把握し、まず人命救助を行った後速やかに登庁する。

登庁後は直ちに所属長に被害状況を報告するとともに、その指揮のもとに災害応急対策にあたる。

ただし、交通の途絶・混乱等により登庁することが困難な場合は、市民センターや指定避難所等の最寄りの公共施設に一時的に参集するとともに、その旨を直ちに所属長へ連絡し、必要な指示を受ける。なお、庁舎への登庁が可能となったときは、別途指示がある場合を除き、速やかに登庁する。

ウ 災害対策本部設置時における動員

(ア) 災害対策本部の動員は、総務班から各部主管課を通じて行い、主管課から各課へ、各課から職員へ連絡する。

(イ) 動員を行った場合、各班長は職員の動員状況を速やかに把握し、総務班に連絡する。

(5) 動員要請

災害の状況や応急対策の推移によって、各班の業務量のアンバランスが生じた場合は、必要に応じ各班に所属する職員を他の班に応援させる。また、各班長は応援を必要とする場合は総務班に要請する。

2 災害対策本部等の設置

(1) 設置基準

市は、次の場合に災害対策本部を設置する。

- ・ 局地的災害が発生し、又は発生の恐れがあるとき。
- ・ 市全域にわたって災害が発生すると予想されるとき。
- ・ 市全域でなくともその災害が特に甚大であると予想され、かつ市長が指令したとき。

(2) 設置場所

ア 南砺市庁舎に、影響がなかった場合
「南砺市庁舎内」に設置する。

イ 南砺市庁舎が被災し、庁舎に本部を設置できない場合
「南砺市防災センター」に設置する。

(3) 災害対策本部の組織

ア 本部長

市長を本部長とし、災害対策本部の事務を総括し職員を指揮監督する。
なお、本部長に事故あるときの代行順位は次のとおりとする。

- ・第1順位 副市長
- ・第2順位 教育長
- ・第3順位 総務部長

イ 副本部長

副市長、教育長を副本部長とし本部長を補佐する。

ウ 本部員

- (ア) 本部員は、本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。
- (イ) 本部員は、総合政策部長、総務部長、市民協働部長、ブランド戦略部長、ふるさと整備部長、議会事務局長、教育部長、地域包括医療ケア部長、消防長（消防長が出席できない場合は、南砺消防署長）及び消防団長をもって充てる。

エ 本部会議

- (ア) 本部長は、災害対策に関する重要な事項を協議決定し、その推進を図る為必要に応じ本部会議を招集する。
- (イ) 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。
- (ウ) 本部会議には必要に応じ自衛隊その他関係機関の出席を求めることができる。

オ 本部会議の主な所掌事務は次のとおりとする。

- (ア) 本部の動員配備体制に関すること。
- (イ) 重要な災害情報の収集・分析による対策の基本方針の決定に関すること。
- (ウ) 避難情報に関すること。
- (エ) 災害救助法の適用に関すること。
- (オ) 県、他市町村及び防災関係機関への応援要請に関すること。
- (カ) その他重要な災害対策に関すること。

カ 本部事務局

- (ア) 災害対策本部の事務を処理するため、本部に事務局を置き、事務局は総務班とする。
- (イ) 事務局長は総務課長とし、本部長の命を受け、事務局の事務を掌理する。

キ 部

- (ア) 災害対策本部の全庁的な推進を図るため、災害対策本部に部を置き、部には班を置く。
- (イ) 各部、各班の組織及び分掌事務は別表【南砺市災害対策本部各部・班の分掌事務】（総則 第1章 第4節 別表）のとおりとする。
- (ウ) 部長は本部長の命を受け、部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

なお、部長に事故あるときは、当該部の次長等の職にあるものがその職務を代理する。

ク 現地災害対策本部

本部長は、激甚な災害を受けた地区における災害応急対策の迅速かつ的確な実施を図るため、必要に応じ現地災害対策本部長を選任し現地災害対策本部を設置する。

ケ 組織体制の特例

本部長は災害が局地的で、災害対策本部の機能を現地に集約させたほうが効率的に対策にあたれる場合など、特に必要と認めるときは異なる組織体制を指令することができる。

(4) 災害対策本部の設置及び解散の通知等

本部長は、災害対策本部を設置及び解散したときは、ラジオ、テレビ、新聞等を通じて公表するとともに、県、防災関係機関にその旨を通知する。

(5) 災害対策本部の解散

本部長は、市域において、災害が発生するおそれが解消したと認めたとき又は、災害応急対策が概ね完了したと認めたときは災害対策本部を解散する。

第2 災害救援ボランティアの受入れ（災害救助班）

大規模な災害が発生したときは、県の内外から救援ボランティアとして多数の参加が予想される。

このため、市及び県は、ボランティア関係機関・団体と連携し、市災害救援ボランティア本部を設置して、災害救援ボランティアの円滑な受入と活動が効果的に行われるよう努める。

ただし、災害救援ボランティアの受け入れ対象地域については新型コロナウイルス感染症等の感染状況を踏まえ適宜判断するものとし、受け入れの際は必要な感染防止措置を講じるものとする。

1 市災害救援ボランティア本部

市災害対策本部が設置された場合は、市及び市社会福祉協議会は、連携して、速やかに市災害救援ボランティア本部を設置する。

市災害救援ボランティア本部は、設置後速やかに報道機関等を通してボランティアの受入窓口や連絡先等を広く広報するとともに、地域協力団体又は県ボランティア本部にコーディネーター等運営スタッフの派遣協力を要請し、運営体制を整備する。

(1) 設置場所

市災害救援ボランティア本部は、市社会福祉協議会本所内に設置する。

(2) 機能・業務

- ア 市災害対策本部、県災害救援ボランティア本部及び現地事務所との連絡調整
- イ 現地事務所間の災害救済ボランティアコーディネーターやボランティア等の連絡調整
- ウ 地域協力団体との情報交換及び運営スタッフ等の派遣協力要請

- エ 相談窓口(電話)の設置
- オ ボランティア活動参加申出者への対応
- カ ボランティアの受入れ
- キ 活動用資機材の調達(市災害対策本部との連携)
- ク 救援物資の仕分け、搬送
- ケ 地域内への広報

2 災害救援ボランティア現地事務所

市災害救援ボランティア本部は、被災地の状況に応じて必要がある場合には、ボランティア活動の拠点となる現地事務所を設置するものとし、速やかにその旨を地域住民に広報する。

なお、現地事務所を設置しない場合には、この機能は市災害救援ボランティア本部が担う。

(1) 設置場所

現地事務所は、ボランティア活動が円滑に行える場所(施設)に設置する。

(2) 機能・業務

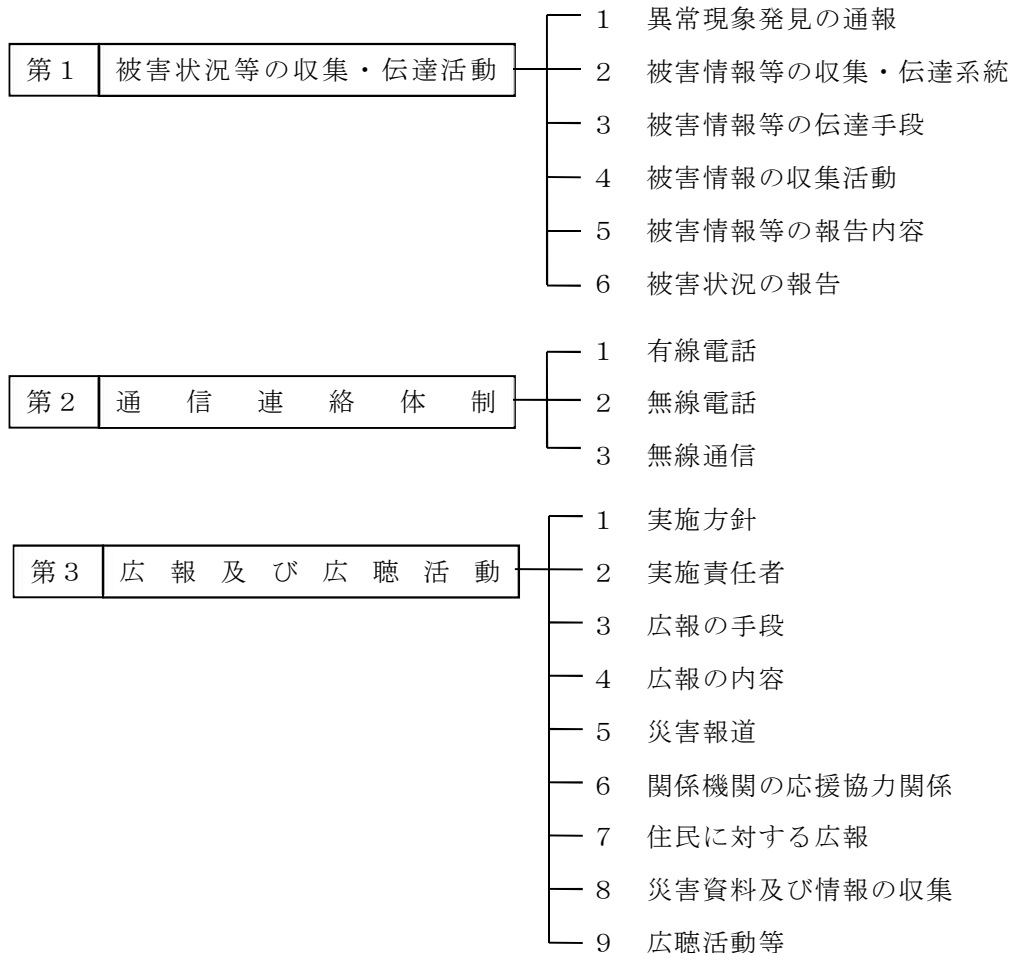
- ア 市災害救援ボランティア本部との連絡調整
- イ ボランティアニーズ及び被災状況の把握
- ウ ボランティアの受入
- エ コーディネート
- オ 救援物資の整理配布
- カ 活動用資機材の配布
- キ 現地での支援活動
- ク ボランティアの健康管理

第4節 情報の収集・伝達

(全部局共通)

市及び防災関係機関は、被害情報、応急措置の情報を一元化することにより、迅速な指揮命令体制を確立するとともに、適時適切に関係機関に情報を提供する。

【対策の体系】



第1 被害状況等の収集・伝達活動 (全部局共通)

被害情報の迅速かつ的確な把握は、災害対策要員の動員、災害救助法適用の要否、応援要請、救援物資・資機材の調達など、あらゆる災害応急対策の基本となる重要な事項である。

市をはじめ防災関係機関は、災害の発生に際して、速やかに管内又は所管業務に関する被害状況等を迅速かつ的確に把握し、関係機関に伝達する。

1 異常現象発見の通報

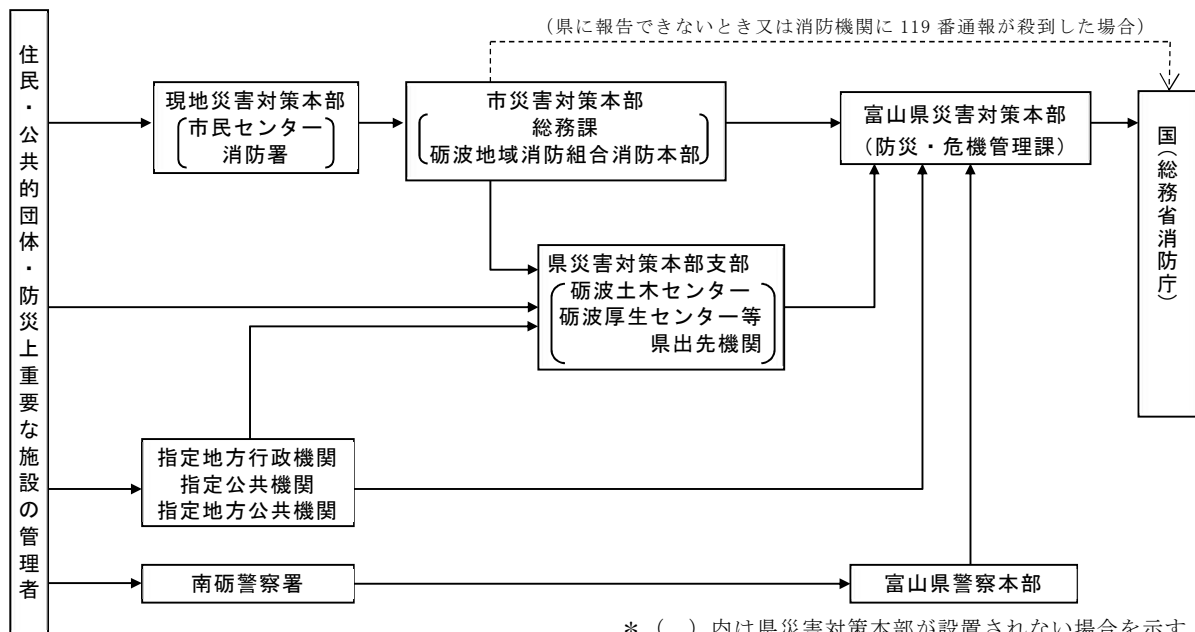
被害が発生し、又は発生のおそれのある異常な現象を発見した者は、直ちに市又は南砺警察署に通報する。

この場合において、通報を受けた警察署は、速やかに市に通報する。

また、市は、必要な関係機関に通報する。

2 被害情報等の収集・伝達系統

被害情報等の収集・伝達系統は次のとおりである。



3 被害情報等の伝達手段

市及び防災関係機関は、次の手段により被害情報等を伝達する。

- ア 電話、FAX、県総合防災情報システム等。
- イ 有線が途絶した場合は、県防災行政無線、防災行政無線（移動系）、消防救急無線、警察無線等他機関の無線通信施設等を利用する。
- ウ すべての通信施設が不通の場合は、通信可能な地域まで職員を派遣するなど、あらゆる手段を尽くして情報を伝達するよう努める。
- エ 被害情報の迅速かつ正確な把握には、映像による把握が特に有効である。このため、ヘリコプターテレビ電送システムや高所監視カメラ画像伝送システム等による映像伝送のほか、可搬型衛星地球局等による映像伝送についても有効に活用する。
- オ 携帯電話、インターネット等の有効利用のほか、アマチュア無線の協力も得られるよう体制の整備を図る。
- カ 無線通信が輻輳し、又は無線通信設備が不足して被害情報等の伝達に支障をきたした場合は、北陸総合通信局に衛星携帯電話等の無線通信設備の貸与を要請する。

4 被害情報の収集活動

概括的な情報も含め多くの被害情報を収集し、被害規模を早期に把握することは、災害応急対策を効果的に実施するうえで不可欠であり、次の方法のほか、可能な限り多様な方法により情報収集に努める。

- ア 県総合防災情報システムや消防本部から情報収集する。
- イ 参集職員から自宅周辺や参集途上で得た被害情報を収集する。
- ウ 県消防防災ヘリコプター及び自衛隊、国土交通省等の航空機の上空からの目視情報やヘリコプターテレビ電送システムにより情報収集する。
- エ 被災地、避難所、二次災害等の危険箇所へ職員を派遣し情報を収集する。
- オ ライフライン事業者、公共交通関係機関、報道機関等が把握する情報を電話、無線等により収集する。また、市内の指定公共機関（電力会社など）が、発電設備・送電線などの災害時に行うヘリコプター上空点検調査で得られた目視情報などを必要に応じて市へ提供するなど、相互の情報提供協力体制の整備・強化に努める。
- カ テレビ、ラジオを視聴し、情報を収集する。
- キ 市内アマチュア無線団体の協力を得て情報を収集する。なお、アマチュア無線の活用は、ボランティアという性格に配慮する。
- ク インターネットにより情報を収集する。

5 被害情報等の報告内容

被害状況に関する内容は次のとおりである。

- ア 災害の原因
- イ 災害が発生した日時
- ウ 災害が発生した場所又は地域
- エ 被害状況
- オ 応急措置状況
- カ その他必要な事項

6 被害状況の報告

市、県、その他関係機関は、当該区域内に被害が発生したときは、迅速に被害の状況の情報を収集し、関係機関に連絡する。

市は要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、「災害時における安否不明者等の公表に関するガイドラインに」に基づき市町村等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。

（１）災害即報

総務班は市域内に被害が発生したときは、人的被害の状況、建築物の被害状況及び水害、土砂災害等の発生状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、被害が大規模であると認められるときは、被害規模及び概括的な被害情報を県災害対策本部（防災・危機管理課）に報告するとともに、119番の通報の殺到状況についても、併せて国（総務省消防庁）及び県災害対策本部（防災・危機管理課）に通報する。

また、被害状況、災害対策本部の設置状況、応急対策の活動状況について、随時、県災害対策本部（防災・危機管理課及び防災担当課）に報告する。

なお、被災により県に報告できない場合にあつては、国（総務省消防庁）に直接報告する。

(2) 災害確定報告

総務班は、応急措置が完了した後、10日以内に、県災害対策本部（防災・危機管理課）に報告する。

第2 通信連絡体制（全部局共通）

総務班は、災害応急対策に必要な情報収集・伝達を迅速、的確に行うため、加入電話や専用線電話など、通常の通信手段を利用するほか、特に必要があるときは、県防災行政無線、テレビ・ラジオ、インターネット、衛星携帯電話等を利用し、防災機関相互の通信連絡体制を緊密にし、応急活動を円滑に遂行する。

1 有線電話

(1) 災害時優先電話

電話回線が異常に輻輳した場合においても、電気通信事業者が行う発信規制や輻輳している所への通話規制の対象とならない加入電話であり、あらかじめ電気通信事業者の指定を受けるとともに、着信防止対策をとり、災害対策上支障がないようにしておく。

(2) 非常・緊急電話

電話交換手扱いで優先的に行う非常・緊急電話の場合は、次の方法による。災害時優先指定電話のうち直通回線の電話から、市外局番なしの「102」をダイヤルし電気通信事業者所轄支店のオペレーターを呼び出し、次のことを告げ通話を申し込む。

非常扱い通信又は緊急扱い通話の申込みであること。

「災害時優先電話」に登録された電話番号と機関名称。

相手の電話番号及び通話内容。

(3) 専用電話

災害時の通信連絡を行うにあたり、緊急を要するときは、各機関の所有する専用電話を利用して行う。

利用できる施設としては、消防電話等がありその利用方法としては、一般電話に準じて行う。

2 無線電話

(1) 県防災行政無線

県防災行政無線が有する電話、FAXの一斉通報機能、映像伝送機能を活用するとともに、可搬型衛星地球局による災害現場からの音声、ファクシミリ、画像伝送機能を活用する。

県災害対策本部 8-111-3360, 3361, 3363～3366, 3369

消防庁危機管理センター 8-048-500-7510

(2) 携帯電話

市は携帯電話の一部を災害時優先電話として登録し、積極的に活用する。

(3) 衛星通信

市は、孤立の可能性の高い地域へ衛星通信を順次配備し、積極的に活用する。

(4) エリアメールや緊急速報メール等の移動体通信事業者が提供するサービス

市は、エリアメールや緊急速報メール等の移動体通信事業者が提供するサービスを導入し、積極的に活用する。

※エリアメール、緊急速報メール

国や地方公共団体が発表する災害・避難情報等を、携帯電話利用者へ一斉配信するサービスで、移動体通信事業者によってサービスの名称が異なる。

3 放送

市長は、緊急を要する場合で、かつ特別の必要があるときは、県があらかじめ放送各社と締結している「災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定について」及び「通信設備の優先利用等に関する協定」に定めた手続きにより、放送機関に災害に関する通知、要請、伝達、警告及び予警報等の放送を依頼することができる。なお、市長は、知事を通じて依頼する。ただし、市は、となみ衛星通信テレビ（株）に対しては、同社と締結している「災害緊急放送に関する相互協定」に基づき、直接依頼することができる。

(1) 依頼の手続き

次の事項を明記のうえ、文書をもって依頼するが、特に緊急を要する場合は、口頭、電話により依頼し、後刻速やかに文書を提出する。

- ア 放送を求める理由
- イ 放送の内容
- ウ 発信者名及び受信の対象者
- エ 放送の種類

(2) 放送の依頼先

- ア 日本放送協会富山放送局
- イ 北日本放送株式会社
- ウ 富山テレビ放送株式会社
- エ 株式会社チューリップテレビ
- オ 富山エフエム放送株式会社
- カ 富山県ケーブルテレビ協議会

4 無線通信

(1) 防災行政無線（移動系）、消防救急無線

防災行政無線（移動系）や消防救急無線のデジタル化更新を推進し、各地域に効果的に配備し、災害時の活用を推進する。

(2) 無線通信による通信

市内に有するアマチュア無線団体については、非常の場合における非常通信に協力を要請する。なお、アマチュア無線の活用は、ボランティアという性格に配慮する。

第3 広報及び広聴活動（情報調整班、現地災害対策班）

1 実施方針

災害時において民心の安定、秩序の回復を図るため、災害の状況、災害応急対策実施状況及び各種の生活情報等を住民に迅速かつ的確に周知するよう、積極的に広報活動を実施する。

また、速やかな復旧を図るため、防災関係機関が連携をとりながら広聴活動を実施し、被災者要望事項の把握に努める。

2 実施責任者

災害時の広報活動は、情報調整班が行う。ただし勤務時間外に突発的大災害が発生し緊急を要する災害情報は、関係部において積極的に関係機関への通報に努め、事後情報調整班に報告する。

3 広報の手段

防災行政無線、広報車、電話、インターネット等を通じて迅速に広報するとともに、被害の概要、応急対策の実施状況等については、広報誌やチラシの配布、掲示板への掲示を通じて周知する。また、多様な媒体へ迅速に情報を伝達するためＬアラート（災害情報共有システム）等による伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。

報 道 機 関	口頭、文書、電話
各 関 係 機 関	電話、広報車、連絡員の派遣、県防災行政無線
一 般 住 民 、 被 災 者	広報車、広報誌、サイレン、口頭、防災行政無線、ケーブルテレビ、インターネット、なんと緊急メール、南砺市防災アプリなど
そ の 他 必 要 と す る も の	掲示板、チラシ(新聞折込)

4 広報の内容

被災者等への広報内容の主なものは、次のとおりとする。

- ア 災害発生状況
- イ 気象情報
- ウ 災害応急対策の状況
- エ 交通状況
- オ 地域住民のとるべき措置
- カ 避難の指示、準備情報及び避難上の注意事項
- キ 医療機関の開設状況
- ク 救護所の設置状況
- ケ 生活必需品の配布状況その他生活に密着した情報
- コ 被災者の安否情報
- サ 各種ボランティア情報
- シ 義援金・救援物資の受入れに関する情報
- ス 被災者への相談サービスの開設状況
- セ その他必要事項

5 災害報道

災害時においては、災害情報を迅速に伝達するとともに、情報の混乱から生じるパニックを防止することも大切である。

また、ライフラインの復旧状況等、住民が知りたい生活情報をより速く、的確に伝えることで人心を安定させ、社会的混乱を最小限にとどめることが必要である。

特に、放送による災害報道は、広範囲にしかも迅速に伝達されるため、災害時の情報伝達にあたって積極的に活用する。

(1) 報道機関への発表

市及びその他防災関係機関は、報道機関に対して、災害の規模等に応じて、定期的又は随時に、被害状況、応急活動状況等必要事項を発表するとともに、積極的に資料を提供する。

ア 災害に関する情報の報道機関への発表は、災害情報、被害状況及び応急活動等状況の報告に基づいて収集されたもののうち、災害対策本部が必要と認める情報について、速やかに実施する。

イ 発表は、原則として情報調整班長が実施する。なお、必要に応じ各部において発表する場合は、あらかじめ情報調整班長に発表事項及び発表場所について連絡するものとし、発表後速やかにその内容について報告する。

ウ 防災関係機関は、報道機関に対して災害に関する情報を発表した場合は、発表後速やかにその内容を情報調整班長へ報告する。

(2) 災害報道の実施

報道機関は、災害関係記事又は番組を編成して報道する場合は、耳、目の不自由な人や高齢者、在住外国人に十分配慮するよう努める。

6 関係機関の応援協力関係

ア 報道機関は、各防災関係機関から災害広報を実施することについて依頼があった場合、積極的に協力する。

イ 各防災関係機関は、報道機関から災害報道のための取材活動を実施するにあたり、資料の提供について依頼を受けた場合、できる限り迅速かつ積極的に協力する。

7 安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名公表

災害時の安否不明者の氏名等公表については、県「災害時における安否不明者等の氏名等の公表に関するガイドライン」に基づき、対応する。

8 住民に対する広報

民心の安定を図るため、被害の状況（停電、断水及び交通機関の運行等の状況）とその対策の実施状況並びに注意事項及び協力要請について、具体的に分かりやすくまとめ広報する。

また、広報車を利用する際は、各地区毎に分担を定め、効果的な広報を行うとともに、地区毎の被害状況や電気、ガス、水道等の復旧状況に応じた広報に留意する。

9 災害資料及び情報の収集

各部長は、必要に応じ現場に職員を派遣して災害写真撮影等の現地取材を行う。また、災害写真等の資料を収集したとき速やかに情報調整班に連絡する。

10 広聴活動等

市及び関係機関は、災害時の被災者又は関係者からの家族の消息、医療、生活必需品、住居の確保や融資等についての相談、要望、苦情に応ずるため、次のとおり広聴活動等を実施する。

(1) 総合窓口の設置

現地災害対策班に被災者等からの相談、要望、苦情等を受付ける総合窓口を設置し、専任職員を配置する。

(2) 広聴活動の実施

被災者のための相談所を設け、苦情又は要望事項を聴取し、関係機関と連絡を取りながらその解決を図るとともに、地域住民の安否情報の収集に努めるなど、広聴活動を実施する。

(3) 住民等からの問い合わせに対する対応

市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することがないように配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

この場合において、市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、県、消防機関、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがあるもの等が含まれる場合は、その加害者に居所を知られることのないよう当該被害者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第5節 災害救助法の適用

(全部局共通)

一定規模以上の災害が発生し、その災害が災害救助法の適用を受ける場合には、県との緊密な連携のもと、災害救助法に基づいた迅速かつ的確な応急救助を実施する。

災害救助法に基づく救助のうち、知事から委任を受けた救助については、市長が実施する。

また、委任を受けない救助であっても、市長は知事が行う救助に対し補助をするとともに、災害が突発し、知事の指示を待ついとまがない場合には、市長が救助を開始し、事後、すみやかに知事に報告する。

【対策の体系】

第1	災害救助法の適用基準	
第2	災害救助法の適用手続	
第3	救助実施体制	1 災害救助法の実施機関及び市の役割 2 救助の程度、方法、期間

第1 災害救助法の適用基準（災害救助班）

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条に定めるところによるが、本市における適用基準は次のとおりである。

- ア 市の区域内で住家の滅失した世帯数が60世帯以上であるとき。
- イ 被害世帯数が上記アの基準に達しないが、県内の滅失世帯※数が1,500世帯以上で、市における滅失世帯数が30世帯以上であるとき。
- ウ 被害世帯数が上記ア又はイの基準に達しないが、県内の滅失世帯数が7,000世帯以上に達したこと、又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合であって、多数の住家が滅失したとき。
- エ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当するとき。

※「滅失世帯」の算定について

- ・全壊、全焼、流失した世帯・・・滅失1世帯
- ・半壊、半焼した世帯・・・・・・2世帯を持って滅失1世帯
- ・床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住ができなくなった世帯
・・・・・・3世帯を持って滅失1世帯

第2 災害救助法の適用手続（災害救助班）

- ア 市長は、市における災害による被害の程度が、前記第1の災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、直ちに被害状況を知事に報告する。
- イ 知事は市長からの報告又は要請に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めたときは、直ちに法に基づく救助の実施について市長に指示するとともに内閣府に情報提供する。
- ウ 知事は、災害救助法を適用したときは、富山県災害救助法施行規則第3条により、告示する。

第3 救助実施体制（全部局共通）

1 災害救助法の実施機関及び市の役割

- ア 災害救助法が適用された場合の救助は、県が実施機関となる。
- イ 災害救助法第13条第1項の規定により、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、救助実施に関するその権限に属する事務の一部を市長が行うことができる。この場合、市長が行う事務の内容及び当該事務を行う期間を市長に通知する。
- ウ 救助の委任をしない事項についても、災害が発生し、知事の指示を待ついとまがない場合には、市長が救助を開始し、事後、知事に報告する。

2 救助の程度、方法、期間

救助の程度、方法、期間は応急救助に必要な範囲内において、内閣総理大臣が定める基準に従い、あらかじめ知事が定める。

内閣総理大臣が定める基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、厚生労働大臣に協議し、その同意を得たうえで定めることができる。

【救助の種類・期間】

救 助 の 種 類	実 施 期 間
避難所の供与	被害発生の日から7日以内（おそれ段階においては、救助の実施が認められる期間）
応急仮設住宅の供与	被害発生の日から20日以内に着工、完成の日から2年以内
炊出しその他による食品の給与	被害発生の日から7日以内
飲料水の供給	被害発生の日から7日以内
被服・寝具その他生活必需品の給	被害発生の日から10日以内
医療	被害発生の日から14日以内
助産	分娩した日から7日以内
被災者の救出	被害発生の日から3日以内
被災した住宅の応急修理	被害発生の日から3月以内（国の特定災害対策本部等が設置された災害にあつては6月以内）
生業に必要な資金の貸与	被害発生の日から1月以内
学用品の給与（教科書）	被害発生の日から1月以内

救 助 の 種 類	実 施 期 間
学用品の給与（文房具）	被害発生の日から 15 日以内
埋葬	被害発生の日から 10 日以内
死体の搜索	被害発生の日から 10 日以内
死体の処理	被害発生の日から 10 日以内
障害物の除去	被害発生の日から 10 日以内
輸送費及び賃金職員等雇上費	救助の実施が認められる期間内

※ 救助の適切な実務が困難な場合には、知事は内閣総理大臣に協議し、その同意を得て期間を延長することができる。

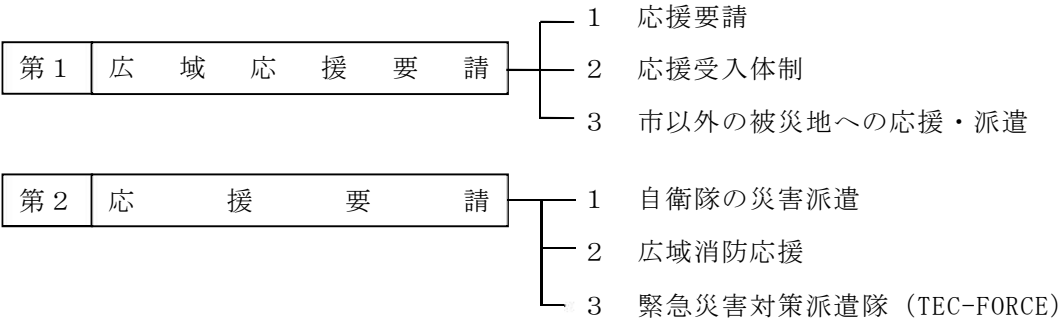
また、医療、助産、死体の処理（死体の縫合・洗浄）については、日本赤十字社富山県支部に委託している。

第6節 広域応援要請

(総務部、消防部)

災害対策活動は市の責任において実施することとなっているが、災害の規模、状態によっては一自治体の防災体制では対応できないことも予想されるため、相互応援体制を整える。

【対策の体系】



第1 広域応援要請 (総務班)

(1) 他市町村への要請

市長は、必要があると認めるときは、あらかじめ締結した相互応援協定に基づき、他の市町村長に対し応援要請を行う。

(2) 県への要請

ア 県への応援要請

市長は、災害応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めるときは、知事に対し、次の事項を記載した文書をもって県の応援を要請する。ただし、緊急を要する場合にあつては、とりあえず電話又は口頭をもって要請し、事後速やかに文書を送達する。

- (ア) 災害の状況及び応援を求める理由
- (イ) 応援を希望する人員、物資等
- (ウ) 応援を必要とする場所、期間
- (エ) 応援を必要とする活動内容
- (オ) その他必要な事項

イ 知事に対する職員派遣のあつせん要請

市長は、災害応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めるときは、知事に対し、次の事項を記載した文書をもって、指定地方行政機関又は特定公共機関※の職員の派遣についてあつせいを求める。

- (ア) 派遣のあつせいを求める理由
- (イ) 派遣のあつせいを求める職員の職種別人員数
- (ウ) 派遣を必要とする期間
- (エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件

(オ) その他職員の派遣のあっせんについて必要な事項

※特定公共機関

指定公共機関のうち、その業務の内容その他の事情を勘案して市町村の地域に係る災害
 応急対策又は災害復旧に特に寄与するものとしてそれぞれ地域を限って内閣総理大臣が
 指定するもの。

(3) 国等の機関に対する職員派遣の要請

市長は、市域における災害応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めるとき
 は、指定地方行政機関又は特定公共機関の長に対し、次の事項を記載した文書をもって
 当該機関の職員の派遣を要請する。

- ア 派遣を要請する理由
- イ 派遣を要請する職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ その他職員の派遣について必要な事項

(4) 公共的団体、民間団体等に対する要請

市長は、必要があると認めるときは、公共的団体、民間団体に協力を要請する。

2 応援受入体制

(1) 連絡体制の確保

市は応援要請が予測される災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、速や
 かにその状況を把握し、県、近隣市町村等に連絡、情報交換を行う。

(2) 受入れ体制の確保

市は、派遣要請が決定された場合は、応援を速やかに受け入れるための施設を指定す
 るなど、受入れ体制を確立する。また、市及び県は、会議室のレイアウトの工夫やテレ
 ビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとす
 る。

(3) 経費の負担

応援に要した費用は、原則として応援を受けた市の負担とする。また、事前に応援協
 定等相互に協議して定めたものについては、それに従う。

3 市以外の被災地への応援・派遣

南砺市以外の地域で、大規模災害が発生した場合、市は県と連絡を密にしながら、そ
 の応援体制について検討を行うこととする。

また、市は県、指定地方行政機関又は特定公共機関等から要請があった場合、被災地
 への物資の供給、職員派遣等の応援を実施する。その際、相互協力のもと、職員は派遣
 先で援助を受けることのないよう、食料及び衣料から情報伝達手段にいたるまで各自が
 賄うことができる体制とする。

第2 応援要請（総務班、警防班）

甚大な災害が発生したときは自衛隊等の災害派遣要請を行い、円滑な応急対策を図
 る。

1 自衛隊の災害派遣

自衛隊の災害派遣要請は、人命又は財産の保護のため必要がある場合に、知事に依頼する。

(1) 災害派遣の活動内容

区分	活動内容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行って被害の状況を把握する。
避難の援助	避難の命令が発令され、避難立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、速やかに捜索救助活動を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作製、運搬、積みこみ等の水防活動を行う。
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火資機材（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火にあたるが、消火薬剤は、関係機関の提供するものを使用する。
道路又は水路の啓開	道路もしくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去にあたる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う。薬剤等は、関係機関の提供するものを使用する。
人員及び物資の救急輸送	緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
給食及び給水	被災者に対し、給食及び給水を実施する。
入浴支援	被災者に対し、入浴支援を実施する。
救援物資の無償貸付または譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令1号）に基づき、被災者に対し、救援物資を無償貸付し又は譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。

(2) 実施方法

ア 市長は、知事に対して自衛隊の災害派遣を依頼しようとするときは、次の事項を明記した文書をもって行う。ただし、緊急を要する場合で文書をもって行うことができないときは、電話等により依頼する。この場合においては事後速やかに文書を提出する。

なお、市長に事故あるときの代行順位は次のとおりとする。

第1順位 副市長、第2順位 教育長、第3順位 総務部長

自衛隊災害派遣要請依頼先

知事政策局 防災・危機管理課

（富山市新総曲輪1-7 TEL 076-444-3187）

イ 派遣要請書の記載事項等

- (ア) 災害等の状況及び派遣を要請する理由
- (イ) 派遣を希望する期間
- (ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (エ) その他参考となるべき事項
- (オ) 提出部数2部

ウ 自衛隊に対する通知

市長は、通信の途絶等により知事に対して自衛隊の派遣要請をできない場合には、その旨及び市域に係る災害の状況を直接部隊に通知することができる。

この場合、当該通知を受けた部隊は、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、人命又は財産保護のため要請を待たないで、部隊等を派遣することができる。

市長は、前記の通知をしたときは、事後速やかに、その旨を知事に報告する。

※派遣要請の通知先

陸上自衛隊第14普通科連隊長

(〒921-8520 石川県金沢市野田町 1-8 TEL 076-241-2171)

海上自衛隊舞鶴地方総監部総監

(〒625-8510 京都府舞鶴市字余都下 1190 TEL 0773-62-2250)

航空自衛隊第6航空団司令

(〒923-8586 石川県小松市向本折町戊 267 TEL 0761-22-2101)

※災害発生の通報先

陸上自衛隊第382施設中隊

(〒939-1338 富山県砺波市鷹栖出 935 TEL 0763-33-2392)

エ 連絡所の設置

自衛隊との連絡調整は総務部が行う。また、情報連絡及び措置の迅速化を図るため市役所庁舎内に自衛隊連絡所を設置する。

(3) 受入体制

ア 被災地に自衛隊を速やかに到着させるため、誘導業務を警察官等に要請する。

イ 作業に必要な資材を確保し、自衛隊が到着と同時に作業が実施できるよう次の基準により計画を立てる。

- (ア) 作業箇所及び作業内容
- (イ) 作業の優先順位
- (ウ) 作業に要する資材の種類別保管(調達)場所
- (エ) 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

ウ 自衛隊の作業中は連絡員を同行させ、作業状況を把握するとともに随時市長に報告する。

エ 自衛隊の作業が1日を超えて実施される場合は、宿泊及び食糧計画等により作業が円滑に進むように配意し、次の活動拠点を確保する。

(被災地近傍の公園、グラウンド等が適切で、連隊(千人規模)で約15,000㎡の地積が必要)

- (ア) 宿舎（テント設営敷地を含む。）
- (イ) 資機材置場、炊事場（野外の適当な広さ）
- (ウ) 駐車場（車1台の基準は3 m×8 m）
- (エ) ヘリコプター発着場（二方向に障害物のない広場）

（４）撤収要請

市長は、災害派遣要請の目的を達成したとき、又はその必要がなくなったときは、速やかに知事に文書で自衛隊の撤収要請依頼を行う。ただし、文書による報告に日時を要するときは、口頭又は電話等で要請依頼し、その後文書を提出する。

（５）経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた機関が負担するものとし、その内容はおおむね次のとおりである。

なお、2以上の地域にわたって活動した場合の負担区分は、関係機関が協議して定める。

- ア 救援部隊が救援活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入費、借上料及び修繕料
- イ 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- ウ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、電話料等
- エ 派遣部隊の救援活動実施の際生じた損害の補償
- オ その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義ある場合は、自衛隊と派遣を受けた機関が協議する。

2 広域消防応援

市長は、自らの消防力のみでは対応できないときは、他の消防に応援、支援を要請する。

（１）市町村消防相互の応援

市長は、自らの消防力のみでは対応できないときは、県下の他の消防に対し、富山県消防相互応援協定に基づく応援要請を速やかに行う。

（２）緊急消防援助隊

市長（消防部）は、大規模災害時に緊急消防援助隊に対して、県知事を通じ直ちに応援要請を行う。

【応援消防機関の活動拠点】

名称	所在地	連絡先
指揮隊活動拠点 ・ 砺波地域消防組合消防本部	砺波市大辻 501	TEL 32-4957
消防集結地 一次集結場所 砺波地域消防組合南砺消防署	南砺市天池 99	TEL 52-0119
砺波地域消防組合南砺消防署 東分署	南砺市高瀬 795-1	TEL 82-0119
東海北陸自動車道城端 S A	南砺市立野原東	
南砺市上平市民センター	南砺市上平細島 879	TEL 67-8119
二次消防集結場所 道の駅福光駐車場 城南パーク	南砺市中ノ江 16 南砺市泉沢 1721	TEL 52-4100 TEL 62-1212
臨時宿泊施設 旅川会館 城南パーク	南砺市院林 82-3 南砺市泉沢 1721	TEL 22-1115 TEL 62-1212

(3) 大規模特殊災害における広域航空消防応援

市長（消防部）は、大規模な地震、風水害、林野火災等大規模特殊災害時に消防ヘリコプター等の活用が必要と考えられる時は、「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づき県知事に要請する。

3 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）（国土交通省）

緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）は、大規模な自然災害に際して、被災地方公共団体等が行う、被災状況の把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施することを目的として、国土交通省に設置されている。

市長は、大規模自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、国土交通省（北陸地方整備局又は各事務所）に対し、派遣要請を行うことができる。

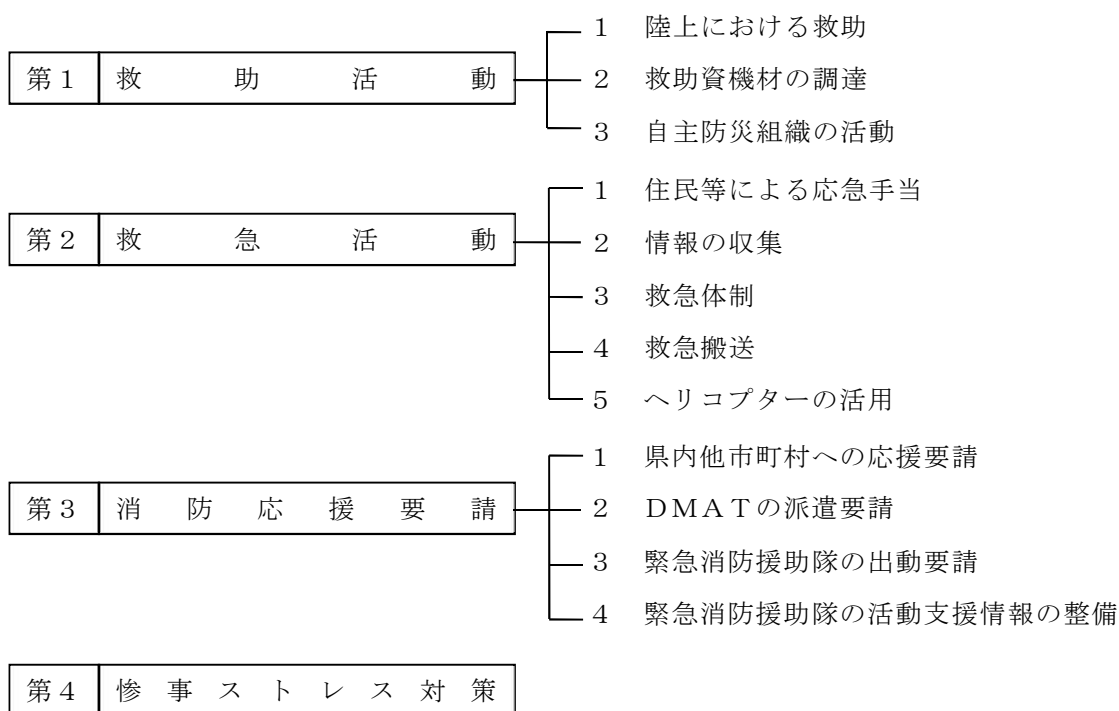
第7節 救助・救急活動

(総務部、市民協働部、消防部)

集中豪雨、台風等のときには、風水害により、早急に救助、救急を必要とする事象が多数発生することが予想される。

このため、消防、警察、自衛隊、施設等の管理者、関係防災機関等は緊密な連携をとりながら、救助、救急活動を迅速に行う。

【対策の体系】



第1 救助活動 (現地災害対策本部、消防署班、消防団班、他全部局)

1 陸上における救助

(1) 担当部班

現地災害対策本部、消防署班、消防団班、他全部局

(2) 救助の対象

救助の対象は、災害によって生命又は身体に危険が及んでいる者でおおむね次のような場合とする。

- ア 火災時に火中に取り残された場合
- イ 倒壊家屋の下敷きになった場合
- ウ 流出家屋及び孤立したところに取り残された場合
- エ 山崩れ、雪崩等の下敷きになった場合
- オ 大規模な爆発、自動車等による大事故が発生した場合

(3) 救助の活動

救助活動は消防部が主体となり、救助に必要な部隊編成、車両その他資機材を準備し、それぞれの状況に応じた救助作業を実施する。

(4) 関係機関等への応援要請

市長は、災害が甚大な場合あるいは同時に発生した場合、消防部により救助が困難なときは、県、警察、隣接市町村の消防機関に対し、応援を要請するとともに、必要に応じて県、警察や自衛隊ヘリコプターの派遣要請も考慮する。

また、住民、事業所等の組織する自主防災組織の協力を求める。

(5) 危険区域の監視

災害の発生と同時に警戒区域を設定し、消防団員、警察官等により区域内の監視に努め、救助活動の迅速化を図る。

2 救助資機材の調達

防災関係機関は、自らが保有している救助資機材では対応が困難な場合は民間の建設業者の協力を得て重機等の資機材を確保し、迅速な救助活動を行う。

3 自主防災組織の活動

ア 自主防災組織及び自衛消防隊は、まず、自分たちの住んでいる地域ないし事業所内の被害状況を調査把握し、生存者の確認、要救助者の早期発見に努め、消防に連絡する。

イ 被災状況に応じて自主的に被災者の救助活動を行うとともに、救助活動を行う消防に協力する。

4 感染症対策

災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

第2 救急活動（消防署班、消防団班）

消防部等は、災害時に大量に発生する傷病者に迅速、的確な応急処置を施し、必要に応じてヘリコプターを活用するなど医療機関への効率的な搬送に努める。また、住民等は、できる限り応急手当を行い救急活動に協力する。

1 住民等による応急手当

住民、自主防災組織及び消防団等は、救急車等が到着するまでの間、止血、心肺蘇生（AEDを含む）等の応急手当を行い、被害の軽減に努める。

2 情報の収集

傷病者の発生状況、病院等受入れ体制、通行可能の道路等について速やかにその実態を把握し、救急体制を整える。

3 救急体制

- ア 救急隊は、消防法施行令第44条の規定により救急車1台及び救急隊員3名をもって編成する。
- イ 救急車が不足する場合は、砺波地域消防組合消防計画に基づき、車両を動員する。さらに不足する場合は、近隣市町村の応援を求めて実施する。
- ウ 傷病者が多数発生し、救急能力が不足する場合は、消防団員、自主防災組織等に応急救護所への搬送を求めるなど、効率的に活動できるよう考慮する。
- エ 迅速な医療救護活動を行うため、必要に応じて、医療関係機関と連携のうえ、災害現場に応急救護所を設置し、負傷者の応急手当等を行う。
- オ 消防機関は、救急医療情報システムを活用して災害時後方病院の被災状況や重傷者の受け入れ状況を確認し、迅速、的確に負傷者の搬送を行う。

4 救急搬送

傷病者の救急搬送は、救命処置を要する重傷者を最優先し、救護所等から後方医療施設への移送は、被災状況の推移を勘案して他機関との協力体制のもと行う。

5 ヘリコプターの活用

道路・橋梁の冠水・流失、交通渋滞、土砂崩れ等による交通の途絶等により救急車が使用できない場合又は遠隔地から高次医療機関等への搬送の必要がある場合など、救急搬送にヘリコプターが有効なときは、消防防災ヘリコプター、警察ヘリコプター又は富山県ドクターヘリを要請する。

ただし、傷病者が多数いるため、これらのヘリコプターだけで対応できない場合は他縣市、自衛隊に応援を要請する。

第3 消防応援要請（総務班、警防班）

市長（消防部）は、自ら救助・救急活動を実施することが困難な場合、県内他市町村や県へ応援要請を行う。

1 県内他市町村への応援要請

県内他市町村への応援要請は「富山県市町村消防相互応援協定」又は消防組織法第43条による知事の指示により行う。

2 DMATの派遣要請

市長は、大規模災害時において、市域内の医療体制では多数の負傷者に対応出来ない場合は、県に対しDMAT※の派遣要請を行う。

※ DMAT（災害派遣医療チーム）

医師、看護師、業務調整員（医師、看護師以外の医療職以外の医療職員及び事務員）で構成され、大規模災害や多数傷病者が発生した事故現場に、急性期（概ね48時間以内）に活動できる機動性を持った専門的な訓練を受けた医療チーム。

3 緊急消防援助隊の出動要請

市長は、緊急消防援助隊※の出動要請を行うときは、次の事項を明らかにして県に要請する。ただし、書面による要請のいとまがないときは、口頭による要請を行うものとし、事後、速やかに書面を提出する。

- ア 災害発生日時、災害発生場所、災害の種別・状況、人的・物的被害の状況
- イ 応援要請日時、必要応援部隊
- ウ その他の情報（必要資機材、装備等）

※ 緊急消防援助隊

緊急消防援助隊とは、日本における全国的な消防応援の制度及び同制度に基づく消防部隊である。被災地の消防力のみでは対応困難な大規模・特殊な災害の発生に際して、被災地の市町村長・都道府県知事あるいは消防庁長官の要請により出動し、現地で都道府県単位の部隊編成がなされた後、災害活動を行う。

4 緊急消防援助隊の活動支援情報の整備

砺波地域消防組合消防本部は、次に掲げる活動支援情報について、被災地に到着した緊急消防援助隊に対して速やかに提供できるよう、あらかじめ資料等を準備しておく。

- ア 地理の情報（広域地図、住宅地図等）
- イ 水利の情報
 - （ア）水利の種類（消火栓、防火水槽、プール、河川等）
 - （イ）水利の所在地
 - （ウ）水利地図（広域地図、住宅地図等）
- ウ ヘリコプターによる医療機関への搬送体制に係る情報（ヘリコプター離着陸場所位置図、救急搬送医療機関位置図等）
- エ 住民の避難場所の情報
- オ 野営可能場所、燃料補給可能場所、食料等物資の補給可能場所の情報

第4 惨事ストレス対策（各防災関係機関）

救助・救急活動を実施する機関は、惨事ストレスに係る相談会の開催等、惨事ストレス対策の実施に努める。

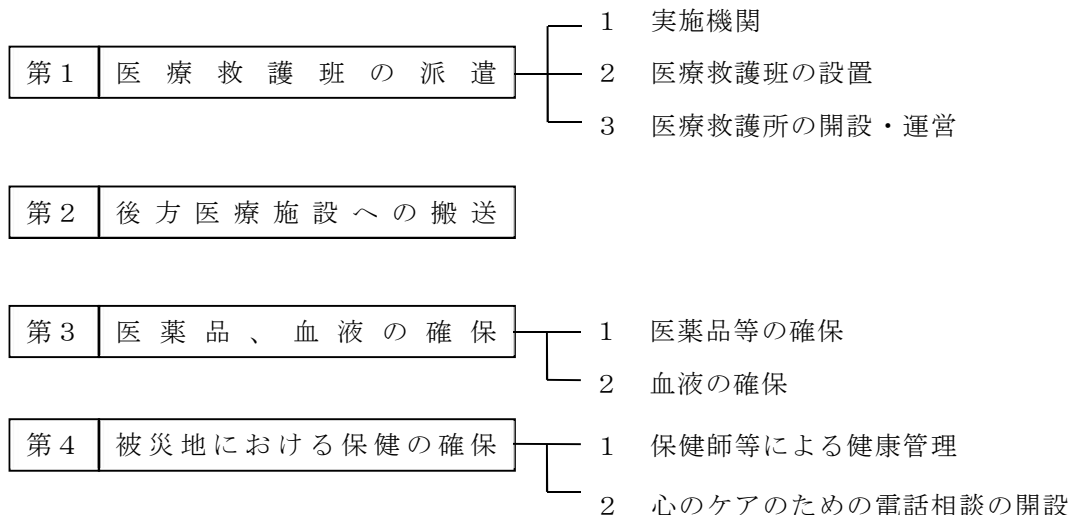
なお、消防機関については、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

第8節 医療救護活動

(地域包括医療ケア部)

災害により通常の医療機関の機能が停止したとき、または不足、混乱のため、被災地の住民が医療の途を失うような状態になった場合、応急的な医療及び助産の体制をとる。

【対策の体系】



第1 医療救護班の派遣 (医療救護班)

1 実施機関

災害救助法が適用され、知事の委任を受けた場合又は、事態が急迫している場合は、市長（医療救護班）が実施する。

2 医療救護班の設置

(1) 医療救護班の編成

災害時の医療救護活動は、地域包括医療ケア部が主体となり、砺波厚生センター、NPO 法人南砺市医師会等医療関係機関の指導、助言、協力のもとに救護活動を行うものとし、医療救護班は原則として医師1名、看護師2名、その他2名をもって編成する。

(2) 医療救護班の派遣要請

大規模な災害が発生し、市内医療機関等における医療需要が増大し、医療救護班の編成が困難になった場合は、市長は知事に対して医療救護班の派遣を要請する。

3 医療救護所の開設・運営

ア 医療救護班による医療救護活動は、最寄りの市内医療機関又は被災地住民の利用しやすい学校、公民館、保健センター等に救護所を開設して行う。

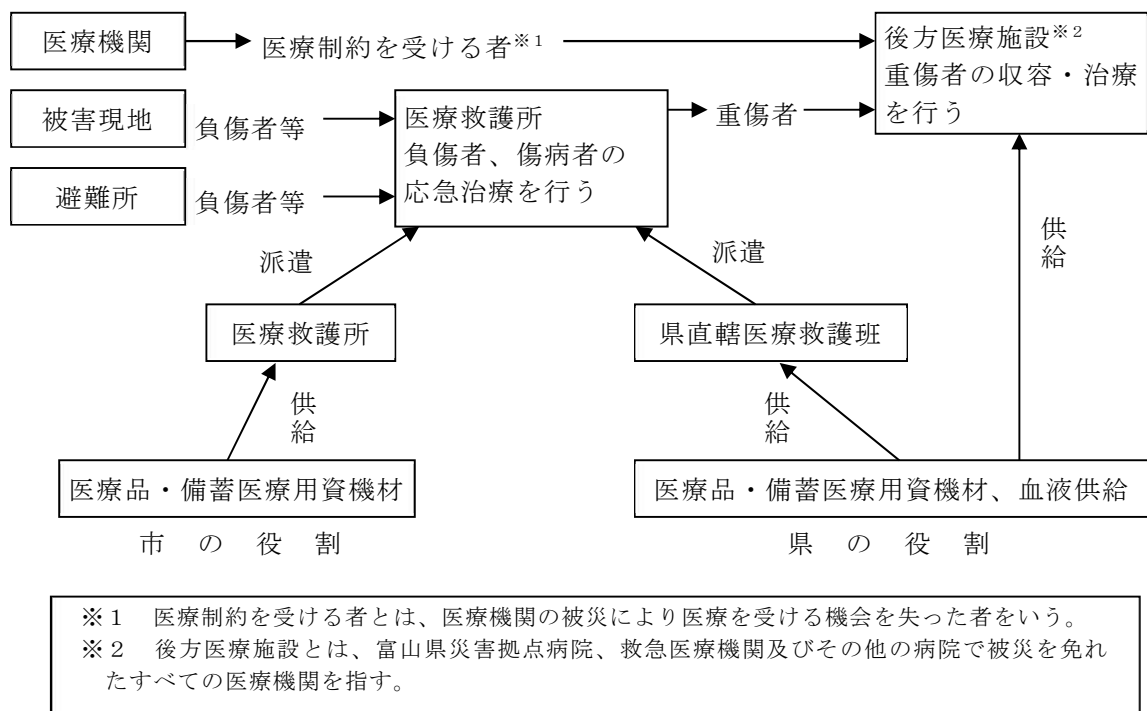
イ 救護所の管理者は、市災害対策本部の指示により活動する。

- ウ 避難所の設置が長期間と見込まれる場合には、避難所に救護所を併設し、被災者に医療を提供するものとし、当初は内科系を中心とした編成に努め、その後精神科医を含めた編成に切り替える等、避難所及び周辺地域の状況に合わせ、適時適切な対応を行う。また、必要に応じ、歯科巡回診察車、携帯用歯科診療機器の確保等を行う。

第2 後方医療施設への搬送

医療救護班による医療救護活動ができない場合、病院等の後方医療施設へ搬送して適切な対応を図る。

【医療救護の流れ】



第3 医薬品、血液の確保（医療救護班）

1 医薬品等の確保

被災者に対する医療又は助産を実施するために必要な医薬品及び衛生材料は、市内医療機関のものを使用し、なお不足する場合は県へ要請する。もしくは市内薬局・薬店、医薬品卸売業者等から迅速に調達する。

2 血液の確保

保存血液と血液製剤については、富山県赤十字血液センターに要請する。不足する場合は、基幹センター（東海北陸ブロック血液センター）に要請する。

第4 被災地における保健の確保（保健班、災害救助班）

1 保健師等による健康管理

- ア 市は、災害時の保健活動マニュアルに基づき、保健師等により、被災者のニーズに的確に対応した健康管理（保健指導及び栄養指導等）を行う。なかでも、エコノミークラス症候群やインフルエンザ等の感染症、高齢者の心身機能の低下等について、保健・医療・福祉等関係機関と連携をとり予防に努める。
- イ 被害が長期化する場合、避難所が多数設置されている場合等においては、被災者の健康管理のための実施計画を策定することにより、計画的な対応を行う。

2 心のケアのための電話相談の開設

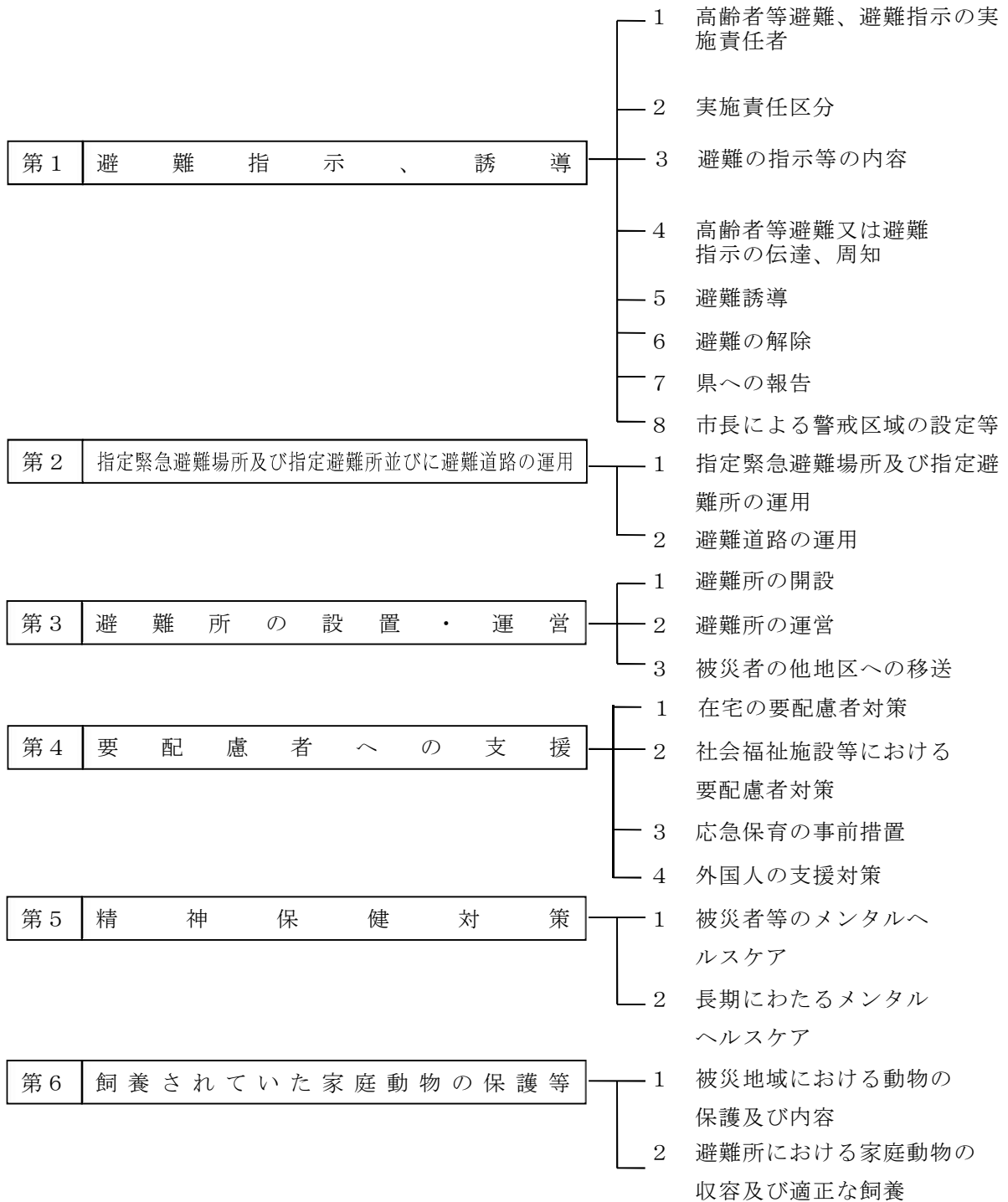
被災者が気軽に相談できるように、心のケアのための電話相談を行う。

第9節 避難活動

(総務部、市民協働部、ふるさと整備部、地域包括医療ケア部、消防部)

集中豪雨、台風等の風水害や火災のときには、住民の避難を要する地域が生じることが予想される。洪水、がけ崩れ、地すべり、火災等の災害から人命、身体を守るとともに、災害の拡大防止のため特に必要がある場合、地域住民に対して避難の指示を行う。

【対策の体系】



第1 避難指示、誘導（総務班、避難所班、消防署班、消防団班）

1 高齢者等避難、避難指示の実施責任者

避難の指示等の実施責任者は下表のとおりである。実施責任者が不在の場合に備え、あらかじめ代理者の規定を整備しておく。実際に指示が行われたとき、あるいは自主避難が行われたときは、関係機関は相互に連絡を行う。

市長は、住民主体の避難行動を支援するため、避難指示の発令の際には、それに対応する警戒レベル（※）や発令の対象者を明確にするとともに、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達するものとする。警戒レベルと避難情報等の関係は原則として次のとおりである。

警戒レベル (発令主体)	行動を居住者等に促す情報	居住者がとるべき行動
警戒レベル5 (市)	緊急安全確保	命の危険 直ちに安全確保
警戒レベル4 (市)	避難指示	危険な場所から全員避難
警戒レベル3 (市)	高齢者等避難	危険な場所から高齢者等は避難
警戒レベル2 (気象庁)	注意報	自らの避難行動を確認
警戒レベル1 (気象庁)	早期注意情報	災害への心構えを高める

※災害発生のおそれの高まりに応じて住民等がとるべき行動と当該行動を住民等に促す情報とを関連付けるもの。

要配慮者等、特に避難行動に時間を要する住民が余裕をもって適切な避難行動ができるよう、「避難指示」の発令には至らないが、今後、現状の気象状況が継続すると避難を要する状況になる可能性があるかと判断される場合には、「高齢者等避難」を発令する。

市長は、避難指示を行った場合、また高齢者等避難を発令したときは速やかに知事に報告する。

また、市は、高齢者等避難、避難指示等において必要となる避難すべき区域や判断基準を明確にした避難指示等の判断・伝達マニュアルの事前作成に努める。

なお、市長は、避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、居住者等に対し、屋内での待避等の安全確保措置を指示することができる。

また、県及び指定行政機関、指定地方行政機関は、市から求めがあった場合には、避難指示の対象地域、判断時期等について助言する。さらに、市は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて富山地方気象台、気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

2 実施責任区分

	実施責任者	措置	実施の基準
高齢者等避難	市長	要配慮者へ避難行動の開始を求める	要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まったとき。
避難指示等	知事及びその命を受けた職員又は水防管理者（水防法第29条）	立退きの指示	洪水、雨水出水、により著しい危険が切迫していると認められるとき。
	知事及びその命を受けた職員（地すべり等防止法第25条）	立退きの指示	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。
	市長又は知事（災害対策基本法第60条）	立退き及び立退き先の指示及び屋内での待避等の安全確保措置	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特別な必要があると認められるとき。 〔知事の場合は市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。〕
	警察官 〔災害対策基本法第61条〕 〔警察官職務執行法第4条〕	立退き及び立退き先の指示及び屋内での待避等の安全確保措置 避難の指示	市長が避難のため立退きを指示することができないと認めるとき。 市長から要求があったとき。 重大な被害が切迫したと認めるときは、警告を発し、又は特に急を要する場合において危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難等の措置をとる。
	自衛官（自衛隊法第94条）		被害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は避難等について必要な措置をとる。

3 避難指示等の内容

避難指示は次の内容を明示して行う。

- ア 要避難対象地域
- イ 避難先
- ウ 避難指示の理由
- エ 避難経路
- オ 避難時の注意事項等（災害危険箇所の所在、災害の概要等）

高齢者等避難の発令により、避難指示の内容に準じて高齢者や障害者等、避難行動に時間を要する要配慮者の迅速な避難の促進を行うとともに、要配慮者以外の者に対して避難の準備を伝達し、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進する。

また、市は、住民に対する避難のための準備情報の提供や指示等を行うにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、指示等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における準備情報の提供に努める。

なお、避難指示の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令する。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知する。

4 高齢者等避難又は避難指示の伝達、周知

- ア 防災行政無線、サイレンによる避難信号の発信
- イ 消防車・広報車による市内巡回放送
- ウ 消防団員による各戸伝達
- エ 自治会長等による各戸伝達

5 避難誘導

- ア 市は、避難指示が出された場合、南砺警察署及び消防機関の協力を得て、地域または自治会単位に集団の形成を図るため、あらかじめ指定してある指定緊急避難場所及び指定避難所に誘導員を配置し、住民を誘導する。

特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。

また、避難指示が発令された場合の避難行動として、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とする。ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により指定緊急避難場所等への避難を行うことがかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、市は、日頃から住民等への周知徹底に努める。

なお、避難指示は地域の住民の他、滞在者に対しても行われる場合があることから、観光客等の一時滞在者の避難誘導についても配慮する。

災害が発生する恐れがある場合には、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開放し、住民に対し周知徹底を図るも。

- イ 消防機関は、避難指示等が出された場合には、被害の規模、道路橋梁の状況、火災の拡大の方向及び消防隊の運用を勘案し、最も安全と思われる方向を市及び南砺警察署に通報する。避難が開始された場合は、消防団員により、避難誘導にあたる。
- ウ 南砺警察署は、市に協力し自治会、事業所等を単位として集団をつくり、誘導員及び各集団のリーダーの誘導のもとに避難させる。
- エ 自主防災組織は、市、消防機関、警察等と連携協力し、地域内の住民の避難誘導を行う。この場合、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者の避難誘導に配慮する。
- オ 市は、住民が適切な避難行動をとれるよう、災害種別ごとに指定を行っている指定緊急避難場所等を周知し、住民は、平常時より、ハザードマップや指定緊急避難場所等を基に、避難経路を想定する。
- カ 住民は、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等までへの移動がかえって危険を伴う場合は、近隣の緊急的な退避場所へ移動したり、又は屋内で退避を行う等、適切な避難行動を実施する。また、避難準備情報の発令により、高齢者や障害者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者のみならず、土砂災害警戒区域等の風水害による被害の恐れが高い区域の居住者等は、自主的に避難行動を開始する。

6 避難の解除

避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに、知事に報告する。

7 県への報告

市長は、避難の措置又はその解除について、次の周知事項を記録するとともに、速やかにその旨を県へ報告する。

記録事項及び県への報告事項

ア 発令者

イ 発令の理由及び発令日時

ウ 避難の対象区域

エ 避難先

オ その他必要な事項

8 市長による警戒区域の設定等

ア 災害が発生し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、市長は次の措置をとることができる。

(ア) 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去命令

(イ) 他人の土地の一時使用等

(ウ) 現場の被災工作物の除去等

(エ) 住民を応急措置の業務に従事させること。

イ ア の場合において、市長の委任を受けて職権を行う者が現場にいないとき又は要求があったときは、警察官は、同様の措置をとることができる。また、災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、前二者が現場にいないときは、同様の措置をとることができる。

なお、当該措置をとった場合は直ちに市長に通知しなければならない。

9 広域避難

市は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、市区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受け入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受け入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。

市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決めておくよう努める。

市及び運送事業者等はあらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。

市及び県、指定行政機関、公共機関及び事業者は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努める。

第2 指定緊急避難場所及び指定避難所並びに避難道路の運用（現地災害対策本部、情報調達班、避難所班、災害救助班、保健班、建設班、医療救護班、要介護者班）

1 指定緊急避難場所及び指定避難所の運用

市は、避難住民の安全を確保するため、あらかじめ運営要領を定めるとともに、事態の推移に即応して次の措置をとる。

- ア 指定緊急避難場所及び指定避難所の規模及び周辺の状況を勘案し、運用に要する職員を配置すること。
- イ 情報伝達手段を確保し、適宜正確な情報を提供するとともに適切な指示を行うこと。
- ウ 傷病者に対し、救急医療を行うため、救護所及び医師を確保すること。
- エ 指定緊急避難場所及び指定避難所の衛生保全に努めること。
- オ 避難期間に応じて、水、食料及び緊急物資の手配を行うとともに、その配給方法を定め、平等かつ効率的な配給を実施すること。
- カ 避難解除となった場合の避難者の帰宅又は指定避難所への移動を安全かつ円滑に誘導すること。

2 避難道路の運用

- ア 南砺警察署は、災害時における交通の混乱を防止し、避難を容易にするため、指定緊急避難場所及び指定避難所並びにその周辺道路の交通規制を可能な限り実施する。
- イ 市は、避難を容易にするため、南砺警察署、自主防災組織、建設業者等の協力により幹線避難路上にある障害物を除去する。

第3 避難所の設置・運営（情報調整班、避難所班、災害救助班、保健班、建設班、医療救護班、要介護者班）

避難場所に避難した住民のうち、住居を喪失するなど、引き続き救助を要する者については、応急的な食料等の配給を行うため、避難所を開設し、収容保護する必要がある。

なお、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

1 避難所の開設

- ア 市は、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。

- イ 市は、必要に応じて管内の学校、公共建物等を指定避難所として開設し、住民等に対し周知徹底を図る。また、必要に応じ、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、水害・土砂災害等に対する安全性を確認のうえ管理者の同意を得て避難所として開設する。
- ウ 避難所を開設したときは、開設状況を速やかに県（災害対策本部）及び南砺警察署、消防本部等関係機関に連絡する。また、市は、避難所の混雑情報などが住民にわかるよう適切な媒体を用いて広報するものとする。
- エ 避難所を開設した場合は、避難所管理要員を置く。
- オ 避難所の運営に必要な資機材、台帳等はあらかじめ整理しておき、まず、それらを活用して、避難所の運営にあたる。
- カ 市は、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努める。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。
- キ 高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮して、必要に応じ被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。
- ク 市は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。
- ケ 市は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努める。

2 避難所の運営

- ア 市は、あらかじめ作成した避難所運営マニュアルを活用して、避難所運営委員会を設置し、避難所を運営する。避難所に原則として、避難所管理要員として職員を常駐させ、災害救助地区の自主防災組織やボランティア等の協力を得て、避難者の保護にあたる。

また、施設の使用にあたっては、施設管理者と緊密な連絡をとり、保全管理に十分留意する。

市は、各避難所の適切な運営管理を行うものとし、この際、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求める。また、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。

- イ 管理要員は、避難所に収容されている避難者の人数、氏名、生活必需物資の需給状況、その他被災者ニーズ等の生活情報を早期に把握し、市災害対策本部へ連絡する。市災害対策本部は、住民の避難状況を地区別、避難所別にとりまとめ、県災害対策本部総務班へ連絡する。

また、避難所の維持管理のための責任者は、次の関係書類を整理保存しなければならない。

- (ア) 避難者名簿
- (イ) 救助実施記録日計表
- (ウ) 避難所用物資受払簿
- (エ) 避難所設置及び収容状況
- (オ) 避難所設置に要した支払証拠書類
- (カ) 避難所設置に要した物品支払証拠書類

- ウ 指定避難所としてあらかじめ指定されている学校においては、災害時には、避難所管理責任者の調整のもと、校長の指導により運営業務に協力する。
- エ 市は、避難所における生活環境に注意を払い、生活指導の実施や要配慮者への配慮を行うなど、常に良好な環境を維持するよう努める。また、避難の長期化等も想定されるので、必要に応じてプライバシーの確保の状況、段ボールベッド、パーテーション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。
- オ 市は、指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。
- カ 市は、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方及び性的少数者の視点等に配慮する。特に、男女別トイレ、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。
- キ 市は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ、更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。
- ク 市は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。

3 被災者の他地区への移送

- ア 被災地区の避難所に被災者を収容できないとき、市長は、県に対し被災者の他地区への移送について要請する。
- イ 市長は、被災者の他地区への移送を要請したときは、所属職員の中から避難所管理者を定め、移送先の市町村に派遣するとともに、移送にあたり引率者を添乗させる。

- ウ 移送された被災者の避難所の運営は南砺市が行い、被災者を受入れた市町村は運営に協力する。

第4 要配慮者への支援（災害救助班、保育園班、保健班、要介護者班、 観光施設班）

高齢者、障害者、乳幼児、外国人等の要配慮者（災害時において、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの一連の行動をとるのに支援を要する人々のことをいう。以下同じ。）は、災害発生時において自力による危険回避行動や避難行動に困難を伴うことが多い。このため、災害発生時に要配慮者がおかれる状況を十分考慮し、災害応急対策を講ずる必要がある。特に、在宅の要配慮者と施設入所者では、その援護及び救護体制が異なるので、それぞれの施設入所者では、その援護及び救護体制が異なるので、それぞれの状況に応じた対策を講ずる。

1 在宅の要配慮者対策

（1）在宅の要配慮者の安全確保

- ア 市は、災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、あらかじめ作成した避難行動要支援者名簿や個別避難計画を効果的に活用し、避難行動要支援者の避難支援及び迅速な安否確認を行う。
- イ 市は、自主防災組織等の協力を得ながら居宅にとり残された避難行動要支援者の発見に努め、発見した場合には、必要に応じ、避難所への誘導又はあらかじめ定めた手順により社会福祉施設への緊急入所を行う。
- ウ 市は、避難行動要支援者の特性に応じ、手話、筆談等、情報伝達手段について配慮する。
- エ 自主防災組織は、災害発生時に、家族や近隣住民、消防団等との連携をとり、在宅の避難行動要支援者の安否確認や避難誘導、救助活動等に努める。

（2）要配慮者の生活支援

ア 福祉避難所の設置

市は、要配慮者が安心して避難生活を送ることができるよう、構造や設備等の面を考慮し、社会福祉施設等を福祉避難所として指定する。

市は福祉避難所において、要配慮者のニーズに対応できるよう、備品や物資等の整備に努める。

イ 福祉避難所への直接避難

市が被災した場合は、要配慮者の障害特性や状況等を考慮し、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう地域防災計画や個別避難計画の作成、指定福祉避難所における受入対象者の公示等を通じて、あらかじめ受入対象者の調整等を行うよう努める。また、直接避難を想定していない福祉避難所にあっては、市町村において発災直後の要配慮者の避難先について検討するよう努める。

ウ 社会福祉施設への緊急入所

市は、県及び施設代表機関とあらかじめ定めた手順により、居宅や避難所において生活することが困難な要配慮者の社会福祉施設への緊急入所を行う。

県内の施設で対応できない場合、県は、近隣県に対して、社会福祉施設への緊急入所の協力を要請する。

エ 避難所における相談体制の整備

市は、避難所において被災した要配慮者の生活に必要な物資や人的援助のニーズを把握するため相談体制を整備する。特に、情報の伝達が困難な視聴覚障害者や車椅子使用者については、手話通訳、移動介護等のボランティアの活用により、支援体制を整備する。

また、視聴覚障害者のための情報提供手段の整備に努める。（例：見えるラジオ等）

オ 要配慮者の実態調査とサービスの提供

市は、県の協力を得て、居宅や避難所において被災した要配慮者の実態調査を速やかに行い、保健・医療・福祉等の関係機関との連携のもとに必要なサービスや物資を確保するなど、万全の措置を講ずる。

県は、必要に応じ、被災していない県内市町村及び隣接県に対して、関係職員等の派遣を要請する。

2 社会福祉施設等における要配慮者対策

（１）入所者の安全確保

被災した社会福祉施設等は、あらかじめ策定した防災応急計画等に従い、災害発生時に直ちに入所者等の安否確認や避難誘導を行う。また、必要に応じ、救助機関等の協力を要請し、入所者等の救助活動を行う。

（２）被害状況の報告

被災した社会福祉施設等は、あらかじめ県及び市と定めた手順にしたがい、県又は市へ被害状況の報告を速やかに行う。

（３）入所者の移送

施設の損壊等により入所者を他の社会福祉施設等へ移す必要がある場合、市は、県及び施設代表機関とあらかじめ定めた手順により、他の施設への移送を行う。また、県内の施設で対応できない場合は、県は、近隣県に対して、社会福祉施設等への受入れ協力を要請する。

（４）支援要請

被災した社会福祉施設等は、物資や救助職員の不足数を把握し、近隣施設、市、県等に支援を要請する。

県は、必要に応じ、被災していない県内施設及び近隣県等に対し、関係職員等の派遣を要請する。

3 応急保育の事前措置

ア 市は保育園危機管理対応マニュアル等を整備し、各保育園の園長は、災害の発生に備え、園児の避難訓練、災害時の事前及び事後措置並びに保護者との連絡方法を検討し、その周知を図るとともに、防災関係機関との連絡網を確立する。

- イ 各保育園の園長は、保育園の立地条件を考慮した上、災害時の応急対策や応急保育の実施方法等について定めておく。
- ウ 保育時間内に災害が発生した場合に備えて、保護者の引き取りがない場合における残留する児童の保護に関する対策を講じる。

4 外国人の支援対策

(1) 外国人の救護

市は、地域の自主防災組織及びボランティアの協力を得ながら、外国人住民の安否確認や避難誘導、救助活動に努める。

県は、必要に応じ、被災していない県内市町村及び隣接県等に対して、関係職員等の派遣を要請する。

(2) 外国人の生活支援

ア 外国人への情報提供

県及び市は、報道機関の協力のもとに、被災した外国人に対して生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報の提供を行う。

イ 避難所における相談体制の整備

市は、避難所において、被災した外国人の生活に必要な物資や通訳などのニーズの把握及び対応のため、ボランティア等の協力を得ながら、相談体制を整備する。

第5 精神保健対策（保健班、医療救護班）

災害のショックによる精神不安定や避難生活の長期化によるストレスの増加を和らげ、被災者等の心の健康の保持や治療に努めるために、避難所等に開設する救護所や相談所においては、精神保健対策（メンタルヘルスケア）を専門とする診療、相談を行う。

1 被災者等のメンタルヘルスケア

- ア 救護所や相談所において、保健班と医療救護班はともに、被災者の心の健康の保持や治療に努め、必要な情報を提供する。
- イ 避難生活の長期化により、被災者のストレスが増加することなどが考えられるため、精神科医や保健師、臨床心理士等の心のケアチームによる避難所（住宅）等の巡回相談活動を行う。
必要がある場合は、精神科医療機関での診察や入院治療等を行う。
- ウ 保健班は、ボランティアや職員等の救護活動に従事している者のメンタルヘルスケアにも十分に留意する。

2 長期にわたるメンタルヘルスケア

被災後、かなり期間が経過した後においても、心の傷を癒すことは容易ではないと考えられる。一人暮らしの方の孤立を防ぎ、住民相互に声をかけあう地域づくりに取り組む。

被災から数年間は、医療機関、心の健康センター、厚生センター、児童相談所等の機関や学校、職場等と連携しPTSD^{*}等に対応する専門的な支援を実施するなど、住民の心の健康の保持や予防啓発に努める。

※PTSD(心的外傷後ストレス障害(post-traumatic stress disorders))

死や負傷の危機に直面して恐怖や無力感を感じた時に体験するのが心的外傷後ストレスであり、次のような症状が一定の強さで1か月以上続き、日常生活に支障をきたす場合をPTSDという。

- a 外傷となった出来事を繰り返し思い起こして再体験する。
- b その出来事を避けようとしたり、無感動になったりする。
- c 緊張の強い興奮状態が続く。

第6 飼養されていた家庭動物の保護等 (生活環境班)

災害時には、飼い主にはぐれた動物や負傷動物が多数生じること及び避難所における動物同伴による問題の発生が予想される。

市は、飼養動物による人への危害防止及び動物愛護の観点から、これらの動物の保護や適正な飼養に関し、県及び獣医師会等関係団体の協力を得て、所要の措置を講ずる。

1 被災地域における動物の保護及び収容

飼い主のわからない負傷又は逸走状態の家庭動物については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、市は、県及び獣医師会をはじめ、動物愛護団体等の協力を得て、動物の保護及び収容に努める。

2 避難所における家庭動物の収容及び適正な飼養

飼い主とともに避難所に避難した家庭動物については、市は、避難所の隣接地にその動物の収容所を設置するなど、できる限り避難場所での収容を可能とするよう努める。

市は、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

また、市は、動物の収容所を設置する市町村及び動物愛護団体等と協力して、飼い主とともに避難した家庭動物について適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

第10節 交通規制・輸送対策

(総合政策部、ふるさと整備部)

災害により道路、橋梁に被害が発生し、又は発生するおそれがあり、交通の安全と道路施設保全上必要があると認められるとき、又は災害時に緊急輸送のため交通確保が必要であると認められるときは、通行禁止及び制限並びにこれに係る応急対策を行い、交通の確保を図る。

【対策の体系】



第1 交通情報の収集伝達及び規制の実施（建設班、政策企画班、情報調整班）

1 被害状況の収集伝達（市営バス）

市営バスの管理者は、所管している施設の被害状況及び復旧見通し等について、災害対策本部に報告するとともに、関係機関へ伝達する。

2 道路交通規制の実施

道路管理者は、災害の発生による道路交通の混乱を防止するため、必要な交通規制を実施する。

この場合、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて、警察は「災害時における交通誘導業務等に関する協定」により（一社）富山県警備業協会に交通誘導の協力を要請する。

また、道路管理者及び県公安委員会は相互に連絡をとり、交通規制の適切な運用を図る。

3 交通規制の内容

道路管理者は、道路の破損、決壊、その他の理由により通行が危険であると認められる場合には、区間を定めて道路の通行を禁止又は制限する。

交通規制は、次の区分により行う。

【交通規制の区分】

実施者	規制種別	規制理由等	規制対象	根拠法令
公安委員会	通行の禁止及び制限	周辺地域を含め、災害が発生した場合又はまさに発生しようとしている場合に必要な物資等の緊急輸送を確保するため必要があると認めたとき。	緊急通行車両以外の車両	災害対策法第76条
警察署長		上掲の措置の場合に、他の警察署の管轄区域に及ばないもので、期間が1箇月未満のものについて実施する。	歩行者 車両等	道路交通法第5条第1項
警察官		災害発生時等において、交通の危険を防止するため緊急措置の必要があると認めるとき一時的に行う。		道路交通法第6条第4項
道路管理者		道路の破損、決壊その他の事由により、交通が危険であると認めたとき。		道路法第46条第1項

4 実施方法

(1) 道路、橋梁等の応急措置

- ア 道路管理者は、道路、橋梁等に被害が生じた場合、その被害の状況に応じて排土作業、盛土作業、障害物の除去、橋梁の応急補強等の必要な措置を講じ、交通の確保を図る。
- イ 応急対策が長期にわたる場合は、付近の適当な場所を選定し、一時的に代替道路を設置し、道路交通の確保を図る。

(2) 被害箇所等の通報連絡体制及び調査

- ア 災害時に道路、橋梁等交通施設について被害箇所又は危険箇所を発見した者は、速やかに警察官又は市長に通報する。
- イ 通報を受けた警察官又は市長は、相互に連絡するとともに、ふるさと整備部を中心に調査する。
- ウ 調査の結果、支障箇所を発見したときは、警察官と相互に連絡をし、その道路名、箇所、拡大の有無、迂回路線の有無、その他被害状況を関係機関に連絡する。
- エ 道路管理者及び水道、電気、電話等、道路占用施設設置者は所管以外の施設に被害が発生していることを発見した場合、当該施設を所管する者に直ちに応急措置をとるよう通報する。

(3) 交通規制

ア 道路管理者の措置

(ア) 道路管理者は、次の場合には直ちに通行を規制する。

- a 道路の決壊、浸水、山崩れ等の道路の損壊があったとき。
- b 豪雨、地震等の異常気象時において道路損壊等のおそれがあり、通行が危険であると認められるとき。

(イ) 道路管理者は、交通規制を実施するときはその詳細を南砺警察署長に通報するとともに、道路標識の設置、迂回路の標示等を行い、かつ道路情報センター、報道機関を通じて一般に周知を図る。

イ 措置命令等

(ア) 警察官は、通行禁止区域等において車両等が緊急通行車両の通行を妨げるおそれのある場合、車両等の占有者、所有者又は管理者に対し、車などの移動を命ずる。

(イ) 命ぜられたものが措置をとらないとき、又は現場にいないときは、警察官は自らその措置をとることができる。この場合、やむを得ない限度において車両などを撤去することができる。

5 交通規制の広報

市は、交通規制を実施した場合、県、報道機関、市ホームページ、エリア放送、ソーシャルメディア等のインターネットを通して交通規制の内容を広報し、秩序ある交通を確保する。

第2 緊急交通路の確保 (建設班)

1 緊急陸上交通路の確保

災害対策本部、避難所、ヘリポート、救援物資集積場所等、防災重要拠点を結ぶ主要道路において、国県道については道路管理者に警戒を要請し、速やかに応急対策を実施する。

(1) 緊急交通路の指定

市では、県で指定した緊急交通路に接続し、円滑な輸送が可能な路線を緊急輸送道路の中から指定する。

(2) 運転者の義務

緊急交通路の指定が行われたときは、当該緊急交通路にある緊急通行車両以外の車両の運転者は速やかに当該車両を緊急交通路以外の場所に移動する。

移動することが困難なときは、当該車両をできる限り道路の左側端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車する。

(3) 放置車両の撤去

ア 警察官の措置

警察官は、緊急交通路において、緊急通行車両の通行を確保するため、必要に応じ運転者に対し措置命令を行う。相手方が命ぜられた措置をとらないとき又は現場にいないときは、自ら放置車両その他の物件を撤去する。

イ 自衛官、消防吏員の措置

自衛官又は消防吏員は、緊急交通路において、警察官が現場にいない場合に限り、自衛隊用又は消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じ運転者等に対し措置命令を行うことができる。相手方が命ぜられた措置をとらないとき又は現場にいないときは、自ら放置車両その他の物件を撤去する。

上記の命令又は措置を行ったときは、その旨を当該命令をし、又は措置をした場所を管轄する警察署長に通知しなければならない。

ウ 道路管理者の措置

道路管理者は、災害時に緊急通行車両の通行を確保するため、必要に応じ道路区間を指定、周知後、運転者等に対し放置車両の移動等の措置命令を行うことができる。相手方が命ぜられた措置をとらないとき又は現場にいないときは、自ら放置車両その他の物件を撤去することができる。

上記の措置をとったときは、当該地域を管轄する警察署長に対し記録した情報の提供を行う。

2 緊急航空路の確保

震災時には、ヘリコプター等による被害状況の把握、人員・物資の輸送を迅速に行う必要がある。

このため、市は、ヘリコプターによる迅速かつ効率的な人員・物資輸送を行うための緊急時ヘリポートの確保等に努める。

第3 輸送車両、航空機の確保 (財政管財班)

災害時における応急対策従事者及び救援物資等の輸送を円滑に行うため、陸・空の輸送体制を定め、輸送の万全を図る。

1 実施責任者

応急対策に必要な人員及び物資等の輸送は財政管財班が実施する。ただし、市で対処できないときは、他市町村又は県に車両その他の輸送力の確保あるいは輸送及び移送についての応援を要請する。

2 輸送の方法

輸送の方法は、災害の程度、輸送物資の種類、数量、緊急度並びに現地の交通施設等の状況を勘案して、次のうち最も適切な方法により行う。

- (1) 乗用車、貨物自動車、バス（以下「車両」という）による輸送
- (2) ヘリコプターによる輸送
- (3) 鉄道による輸送

3 輸送の対象

輸送活動を行うにあたっては、①人命の安全、②被害の拡大の防止、③災害応急対策の円滑な実施に配慮する。

(1) 第1段階

- ア 救助・救急活動、医療活動従事者、医薬品等人命救助に要する人員・物資
- イ 消防、水防活動等火災の拡大防止のための人員・物資
- ウ 災害対策要員、情報通信、電力、水道施設保全要員等初動の対応対策に必要な要員・物資等
- エ 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員、物資

(2) 第2段階

- ア 第1段階の続行
- イ 食糧、水等生命の維持に必要な物資
- ウ 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- エ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員・物資

(3) 第3段階

- ア 第2段階の続行
- イ 災害復旧に必要な人員・物資
- ウ 生活必需品

4 輸送車両等の確保

市は、車両、ヘリコプター等のあらかじめ把握してある調達先及び予定数に基づき、輸送手段を確保する。

(1) 車両による輸送

- ア 車両確保の順序
車両等の確保は、概ね次の順序による。

- (ア) 市有車両
- (イ) 応急対策実施機関所有の車両等
- (ウ) 公共的団体の車両等
- (エ) 事業所所有の車両等
- (オ) その他の自家用車両等

- イ 車両の確保
(ア) 市有車両

災害時における市有車両の集中管理及び車両の確保・配備は、財政管財班が行い、各部は緊急輸送用の車両等を必要とするときは財政管財班に要請する。
財政管財班は、稼働可能な車両数を掌握し、要請に応じ配車を行う。

(イ) その他の車両

各部からの要請により、市有のものだけでは不足する場合又は不足が予想される場合は、財政管財班は直ちに他の公共団体に属する車両、営業用あるいは自家用の車両の確保を図る。

(ウ) 協力要請

市長は、市内では車両の確保が困難な場合には、次の事項を明示して他市町村又は県に調達、斡旋等を要請する。

- a 輸送区間及び借上げ機関
- b 輸送人員又は輸送量
- c 車両等の種類及び台数
- d 集結場所及び日時
- e その他必要事項

(2) ヘリコプター等による輸送

地上交通が途絶した場合又は輸送の急を要する場合には、総務部は、県にヘリコプター等による輸送を要請する。

また、必要により、本章第6節「広域応援要請」に基づき、県に自衛隊の派遣を要請する。

(3) 鉄道による輸送

自動車による輸送が不可能な場合又は遠隔地において物資を確保した場合においては、鉄道により必要な人員、物資の輸送を行う。

鉄道等による輸送は、西日本旅客鉄道(株)、日本貨物鉄道(株)及び富山地方鉄道(株)に依頼する。

5 緊急通行車両の確認

(1) 緊急通行車両の確認手続き

災害対策基本法第76条に基づき、公安委員会が区域又は道路の区間を指定して、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止又は制限した場合、同法施行令第33条の規定に基づく知事又は公安委員会の行う緊急通行車両の確認手続きは、県防災・危機管理課及び南砺警察署において実施される。市は、緊急通行車両確認申出書による申し出等必要な手続きを行い、緊急通行車両の円滑な運用を図る。

(2) 緊急通行車両の事前届出

公安委員会においては、災害発生時の確認手続きの効率化を図るため、緊急通行車両についてあらかじめ必要事項の届出を受けるとともに、緊急通行車両事前届出済証を交付するので、市においても庁用自動車のうち必要な車両を事前に南砺警察署に確認申請を行い、交付を受けておく。

(3) 緊急通行車両確認標章及び証明書の交付

当該車両が緊急通行車両であると確認されたときは、災害対策基本法施行規則(昭和37年総理府令第52号)で定めた標章及び証明書が交付される。

(4) 標章の掲示等

標章は、当該車両の見やすい箇所に掲示するものとし、証明書は、当該車両に備え付ける。

(5) 緊急通行車両用燃料の優先供給

市の緊急通行車両については、富山県石油商業組合との「災害時における徒歩帰宅者支援及び石油燃料の安定供給に関する協定書」に基づき、優先的に石油燃料の供給を受ける。

(6) 災害派遣等従事車両の確認（高速自動車国道等有料道路の通行料金の免除）

ア 緊急自動車

緊急自動車（道路交通法第 39 条第 1 項）が高速自動車国道等有料道路を通行するときの取扱いについては、中日本高速道路（株）等の指示による。

イ 緊急自動車以外の車両

道路整備特別措置法施行令第 11 条の規定に基づく料金を徴収しない車両を定める告示（平成 17 年国土交通省告示第 1065 号）による災害救助、水防活動又は消防活動のために使用する車両で、緊急自動車以外のものが高速自動車国道等有料道路を通行するときは、知事等が交付した災害派遣等従事車両証明書を携帯するとともに、予め道路管理者に通知する。

6 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の輸送についての概要は、次のとおりとする。

(1) 輸送及び移送の範囲

災害による救助実施のための輸送については、次の範囲とする。

- ア 被災者の避難
- イ 医療及び助産
- ウ 被災者の救出
- エ 飲料水の供給
- オ 遺体の搜索
- カ 遺体の処理（埋葬を除く）
- キ 救助用物資の整理配分

(2) 輸送費

輸送費及び賃金職員等雇上費は「富山県災害救助法施行規則」に定める額とする。

(3) 期間

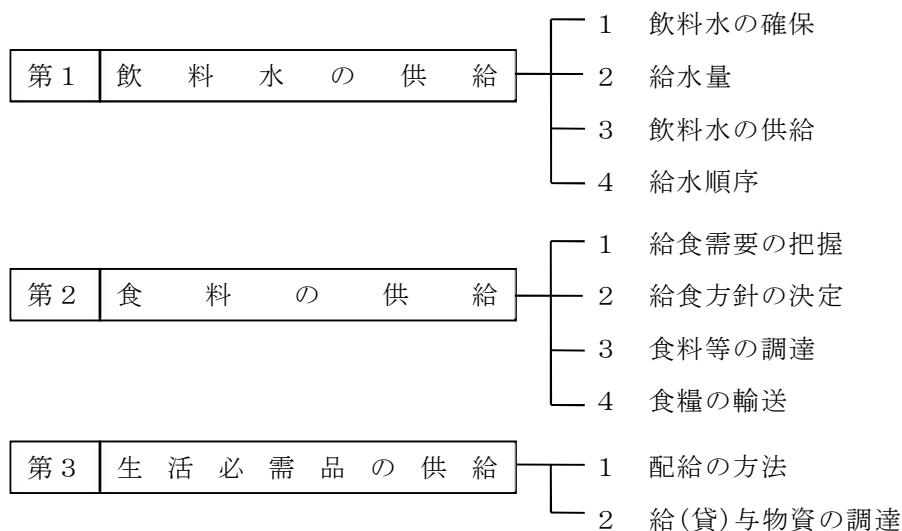
期間は救助の実施が認められる期間とする。

第11節 飲料水・食料・生活必需品等の供給

(ブランド戦略部、ふるさと整備部、地域包括医療ケア部)

市は、被災者に対し災害予防対策により確保した飲料水・食料・生活必需品を被災者に迅速に供給する。

【対策の体系】



第1 飲料水の供給 (上下水道班)

1 飲料水の確保

災害時における飲料水の確保は、極めて重要なことである。このことから、市は、飲料水を可能な限り確保するために、配水池等に貯水した浄水を有効に活用する。また、被災状況によっては、必要に応じて水道施設以外の予備水源を活用する。

2 給水量

発災直後の混乱期における住民の飲料水については、少なくとも生命維持に必要な水量を確保しなければならない。

必要給水量は、地域の実情及び被災状況を検討し、応急復旧状況を考慮して、次の3段階にわけて順次増加させていく

第1段階： 生命維持に必要な水量として一人一日3リットル程度が必要とされている。この期間は発災直後の混乱期3日程度とし、拠点給水、運搬給水及び住民の備蓄水によって対処する。

第2段階： 炊事、洗面の最低生活を営むための水量とする。この期間は段階的に第一次応急復旧の実施後完了までの期間で、順次給水量を増量し、地域の実情に応じて仮設給水栓によって対処する。

第3段階： 若干の不便はあるが通常の生活に必要な水量とする。この期間は、第二次応急復旧の期間で、各戸給水量については、各地域の実情に応じて算定する。

3 飲料水の供給

- ア 被災地において確保することが困難なときは、被災地に近い水源地又は給水栓から給水車（タンク車含む）に積載し、又は容器により給水拠点等に運搬する。
- イ 水道水源が汚染したと認められるときは、十分な清掃及び消毒を行い、水質検査（通常の理化学検査）を実施し、飲用に適することを確認のうえ供給する。
- ウ 水道以外で水源を求める場合は、適切な方法で浄化及び消毒を行い、飲用に適することを確認のうえ供給する。

4 給水順序

- ア 避難所及び炊き出し場所
- イ 病院（手術、入院施設のあるものは優先する。）
- ウ 社会福祉施設
- エ 断水地域の住民、施設

第2 食料の供給（災害救助班、農政班）

市は、炊出し体制が整うまでの間は、被災者に対する食料として、避難所等において、備蓄や調達した非常食を供給するものとし、炊出し体制が整ってからは、米飯による炊出しを実施する。

1 給食需要の把握（災害救助班）

避難者数、ガス供給停止等による調理不能者数等、下記の供給対象者について、早期に把握する。この場合、ミルクを必要とする乳児の数についても把握する。

- ア 避難所に収容された者
- イ 住家の被害で炊事の出来ない者
- ウ 通常の購入先が一時的に麻痺し、主食を確保することができない者

2 給食方針の決定（災害救助班）

給食方針は概ね以下による。

（1）給食基準

- ア 食品の供与は被災者が直ちに食することができる現物によるものとし、供給品目は、米、乾パン、生パン、麺類、その他保存食とする。
- イ 供給数量は炊き出しとして供給する場合、一人一食精米 200g とする。通常の供給機関を通じないで供給する場合 1 日当たり 400g、副食品の数については制限しない。

（2）給食の方法

- ア 各避難所等を実施責任者を置き、炊き出し及び食品の供給を実施するものとし、通常の購入先を通じないで応急供給を行う必要がある場合は、知事に応急申請を行い当該罹災者に米穀を供給する。
- イ 給食可能施設の使用により、速やかに炊き出しが行われるように努めるものとし、状況によって日赤奉仕団や自衛隊の派遣要請により炊き出し体制の確立を図る。

3 食料等の調達（農政班）

（1）食料救援対策の種類

ア 第1次調達品

被災後、炊き出しや給食を実施するまでの応急的な食糧供給とし、乾パン又は生パン(菓子パン)とする。

イ 第2次調達品

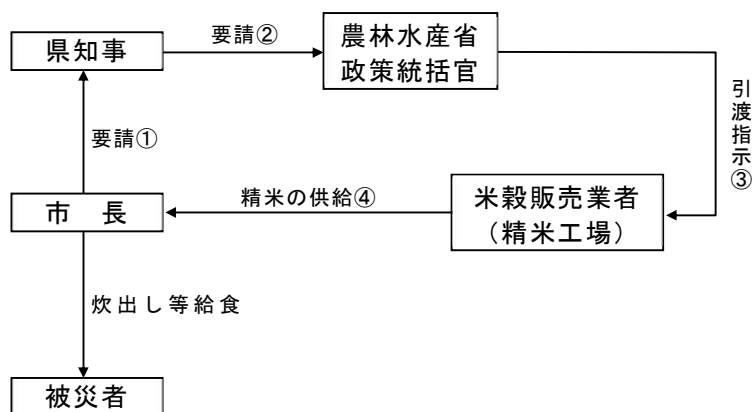
炊き出し、給食の実施により体系的に継続した食糧を供給する。主として、米穀類及び副食類とする。

（2）調達方法

ア 米穀

市長は災害救助法適用後において応急供給の必要があると認めた場合は知事に要請し、登録米穀販売業者から調達する。

【主食類応急調達系統図】



（注）① 市長は、農林水産省政策統括官に対して連絡がとれないときは、米穀販売業者に対し緊急の引渡しを要請できる。

（注）② 乾パン及び生パン等の調達は、まず市内の製パン業者又は食料品店から調達し、不可能な場合は、県に斡旋を要請する。

（注）③ 副食品は、必要に応じ市内販売業者より調達するものとし、地域内で調達不能の場合は県に調達の斡旋を要請する。

4 食糧の輸送（農政班）

（1）食品の輸送

農政班は、市において調達した食品及び県から給付を受けた食品を指定の集積地に集め、第2章第10節第3「輸送車両、航空機の確保」に定める車両をもって、避難所等の給食地へ輸送する。

（2）食品の集積地

原則として「福光屋内グラウンド」又は「井口屋内グラウンド等公共施設」とし、災害の状況によっては、避難所並びに交通及び連絡に便利な公共施設等を選定する。

5 被災者の要望把握と支援

- (1) 避難所の供給責任者は、被災者の食料・生活必需品に対する要望や避難所で不足している物資を的確に把握し、市に連絡する。
- (2) 市で対応できない食料・生活必需品等については、市の要請に基づき県が応援する。
- (3) 市は、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。

6 食品の配給（災害救助班）

避難者等への食品の配給にあたり、事態がある程度落ち着いた段階では、給食対象者を避難所収容者に限定し行う。

7 炊き出しの実態

炊き出しの具体的な作業は、原則として配給対象者、地域づくり協議会、自主防災組織が行うものとし、災害救助班が、給食・炊き出しの指揮及び連絡調整にあたる。

8 災害救助法が適用された場合の留意点（災害救助班）

炊き出し、その他による食品の給与を実施するため支出できる費用及び期間等は、災害救助法及び富山県災害救助法施行規則による。

第3 生活必需品の供給（災害救助班）

災害時において被災者に供給する衣料、生活必需品、その他の物資の確保と配給の確実を期するための計画は次のとおりとする。

1 配給の方法

(1) 配給の対象者

住宅の全焼、全壊、流失、半焼、半壊または床上浸水により生活上必要な家財を喪失、または棄損し直ちに日常生活を営むことが困難な者。

(2) 配給品目

現物による給(貸)与とし、おおむね次のとおりとする。

- ア 寝具(毛布、布団等)
- イ 被服(上着、ズボン、下着、靴等)
- ウ 炊事台所用具(炊事用品類、食器類)
- エ 身の回り日用品(洗面用具、雨具等)
- オ その他(光熱材料、嗜好品)

(3) 給(貸)与物資の配給方法

- ア 給(貸)与物資は世帯構成を勘案のうえ、すべて世帯単位で配給する。
- イ 配給に当たっては、自主防災組織、自治会、民生委員等の協力を求める。

2 給(貸)与物資の調達

- ア 調達物資は県調達物資、市調達物資、一般救援物資とする。
- イ 市調達物資は原則として市内にて調達する。
- ウ 物資は市有車両、調達先車両、借上車両、または人夫をもって被災地に運ぶ。

第12節 廃棄物処理・防疫・食品衛生対策

(市民協働部、地域包括医療ケア部)

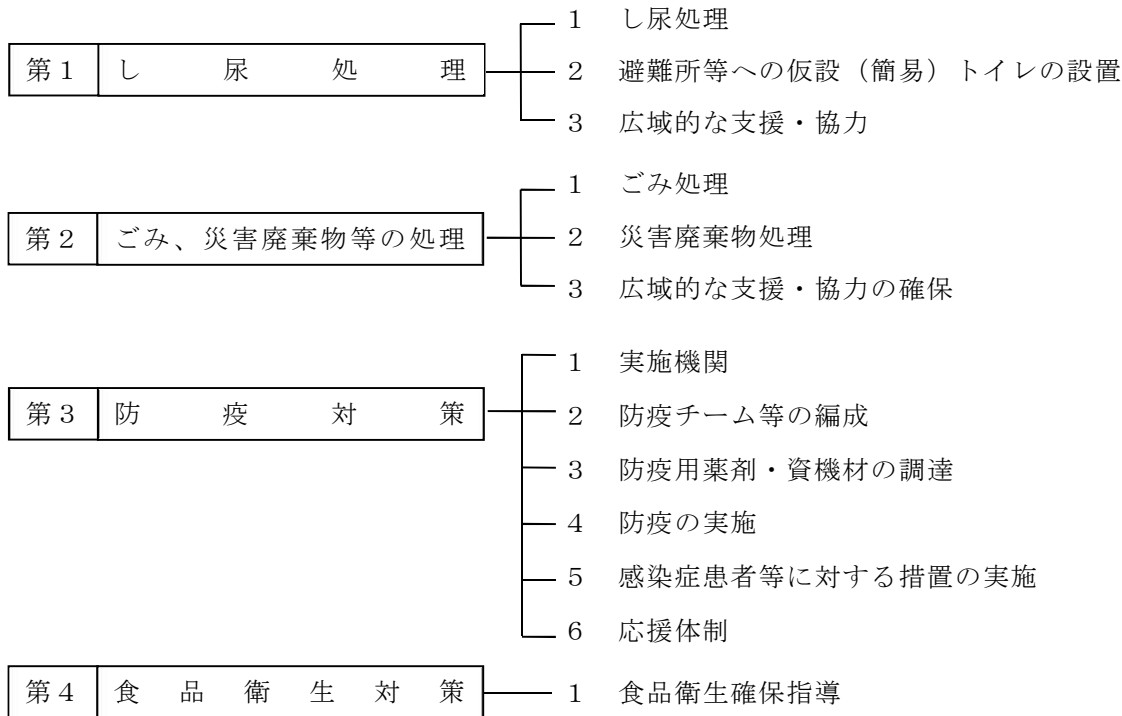
廃棄物処理対策について、市は、収集運搬機材、仮置場、処理施設及び処分場を確保するとともに、県及び周辺市町村との緊密な連絡のもとに円滑な処理に努める。

また、災害発生時の生活環境の悪化、罹災者の体力の低下等によって感染症が発生し、又は多発するおそれがある。

被災地における防疫措置は、社会環境や衛生状態の悪化、その他予期せざる社会的悪化条件のもとで行われるものであるため、感染症流行の未然防止に万全を期す。

さらに、災害時には、地域住民の避難場所等において、炊出し等の食事提供が予想されることから、食中毒の未然防止を図るため、食品取扱者に対し清潔な材料・施設設備・器具等を利用して、安全で衛生的な食品を提供するよう、適切な監視指導を実施する。

【対策の体系】



第1 し尿処理（生活環境班）

1 し尿処理

（1）非常処理計画の作成

市内の施設等の被害状況を速やかに把握するとともに、し尿の非常処理計画を作成する。

(2) 収集処理

ア 収集順位

悪条件の地域や重要性の高い施設のし尿を優先的に収集する。

イ 収集処理方法

し尿処理施設の速やかな復旧に努めるとともに、非常処理計画に基づいて、次の方法で収集処理する。

(ア) 平常作業は、できる限り並行して行う。

(イ) し尿の収集は、被災地の状況を考慮し、収容施設等緊急を要するものから実施する。

(ウ) 処理能力を超す場合には、とりあえずの措置として便槽容積の20～30%程度の汲み取りを実施し、各戸の便所の使用を可能にするよう配慮する。

(エ) 被害が大きく、復旧が長期にわたる場合には、避難所(避難所内で不足又は使用できないとき)から優先的に仮設(簡易)トイレを設置する。

2 避難所等への仮設(簡易)トイレの設置

市は、下水道、し尿処理施設等の被害状況を把握し、必要に応じて水洗便所の使用の制限を行うとともに、仮設(簡易)トイレを速やかに避難所、住宅密集地に設置する。仮設(簡易)トイレの管理については、必要な消毒剤を確保し、十分な衛生上の配慮を行う。

3 広域的な支援・協力

市は、し尿の収集・運搬及び処理に必要な人員、収集運搬車両及び処理施設が不足する場合には、県に対して広域的な支援の要請を行う。

県は、相互の支援の状況を踏まえつつ、他市町村及び富山県環境保全協同組合及び(公社)富山県浄化槽協会に協力を要請するとともに、これらの支援活動について調整を行う。

第2 ごみ、災害廃棄物等の処理 (生活環境班)

1 ごみ処理

(1) ごみ処理施設等の応急復旧

市は、ごみ処理施設等の速やかな応急復旧に努める。

(2) ごみの処理

ア ごみの範囲

ここで扱うごみの範囲は災害ごみとし、その種類は次のとおりである。

(ア) 道路復旧による発生材

(イ) 災害により使用できなくなった家具、畳等

(ウ) 損壊、焼失による建築物廃材

(エ) 通常のごみ収集の停止により蓄積された生活ごみ

イ 収集方法

市有自動車を使用し収集するが、多量に蓄積された箇所に対して迅速に排除を行うものとし、人員、車輛が不足する場合は処分をも含め、次の方法により処理する。

- (ア) 建設業者、各種団体等の自動車、特殊車の借り上げ使用
- (イ) 建設業者による請負制
- (ウ) 民間各種団体への応援要請

(3) 処分の方法

被災地から排出した廃棄物は、一時集積所に集め、最終処理は、埋立て、その他の方法により処分する。

この場合、必要に応じて消毒、覆土等衛生管理の徹底を期する。

ア ごみの一時集積

災害の発生により短時間でのごみの焼却処分、最終処分が困難なときは、生活環境班は、ごみの一時集積場を指定しそこへの搬送を行う。

ごみの一時集積所の具体的な選定に際しては、次の点に留意する。

- (ア) 他の応急対策事業に支障のないこと。
- (イ) 環境衛生に支障がないこと。
- (ウ) 搬入に便利なこと。
- (エ) 後に行う焼却、最終処分に便利なこと。

イ ごみの焼却、最終処分

一時集積場所に搬入されたごみを焼却場及び最終処分場へ搬出する。

(4) 事業者の処理

事業による廃棄物の処理は自らの責任で行う。

(5) 避難所におけるごみの保管場所の確保

避難所から発生する生活ごみの円滑な収集ができない場合には、避難所に十分な保管場所を確保するとともに、シート掛け等により、極力、生活環境の保全に努める。

2 災害廃棄物処理

市及び県は、発生した災害廃棄物の種類、性状（土砂、ヘドロ、汚染物等）等を勘案し、その発生量を推計した上で、事前に策定しておいた県廃棄物処理計画及び一般廃棄物処理計画を適切に見直すとともに、見直し後の計画に基づき、仮置場、最終処分地を確保し、必要に応じて広域処理を行うこと等により、災害廃棄物の計画的な収集、運搬及び処分を行い、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図る。加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。また、廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用する。

災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別の実施により可能な限り再生利用と減量化を図るとともに、復旧・復興計画を考慮に入れ、計画的に行う。また、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずる。

市は、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（環境省）」に基づき、損壊家屋の解体にあたっては、アスベストの使用の有無を確認するとともに、アスベストが使用されている建築物の解体、収集・運搬及び処理に際し、アスベストが飛散しないよう十分な対策を講ずる。

3 広域的な支援・協力の確保

生活ごみ、解体廃棄物、災害廃棄物、残骸物の収集・運搬及び処理に必要な人員、収集運搬車両及び処理施設が不足する場合には、県に対して広域的な支援の要請を行う。

県は、相互の支援の状況をふまえつつ、他市町村及び(一社)富山県産業廃棄物協会等及び(一社)富山県構造物解体協会に協力を要請するとともに、これらの支援活動の調整を行う。

第3 防疫対策（生活環境班、保健班）

災害に伴い、感染症が発生し、又はそのおそれがある場合は、防疫対策の徹底を期するため、市及び砺波厚生センターにおいて、災害防疫対策組織を設置し、速やかに災害防疫活動を実施する。

市及び県は、被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

1 災害時防疫対策体制

(1) 実施機関

防疫は、砺波厚生センター及び関係機関の協力を得て市長が実施する。

ただし、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)又は予防接種法による代執行については、知事が行う。

(2) 防疫チーム等の編成

被災地の防疫、衛生活動を迅速かつ的確に実施するため、保健班が砺波厚生センターの協力を得て、防疫チーム等を編成する。

(3) 防疫用薬剤・資機材の調達

消毒剤、消毒散布用器械、運搬器具などの確保をはかり、防疫の万全を期する。

2 防疫の実施

防疫活動は、検病調査及び滞水地域、集団避難場所、その他衛生条件の良好でない地域を優先し、緊急度に応じて段階的に順次実施する。

(1) 防疫活動

ア 感染症対策

保健班は、医師や避難所等からの通報等により、災害発生時の感染症の発生状況を把握し、速やかに砺波厚生センターへ報告する。

感染症患者が発生したときは、砺波厚生センターに協力し役割分担に応じて防疫活動、保健活動などを迅速に実施する。また、必要に応じて次の事業を実施する。

- (ア) 手指の消毒等必要な指導、必要な薬剤を配布
- (イ) 感染症発生箇所の消毒を実施
- (ウ) 情報調整班へ広報を依頼

イ 消毒の実施

災害が発生し、保健衛生上消毒の必要が生じることが予想されるときは、生活環境班は、消毒薬剤の手持ち量を確認するとともに、その確保を図る。

消毒の必要なときは、次の場合である。

- (ア) 感染症が発生したとき。
- (イ) 水害により道路溝渠、家屋周辺が不衛生になったとき。
- (ウ) 家屋の倒壊等により、消毒を必要とするとき。
- (エ) 土壌還元によるし尿処理を行うとき。
- (オ) 鼠族、昆虫が大量発生したとき。
- (カ) 廃棄物の処理が間に合わず、路上に堆積されたとき。

生活環境班は、災害対策本部からの指示又は班の判断で必要と認めるときは、消毒を実施し、消毒を指導し、又は消毒薬剤を配布する。

(2) 衛生活動

ア 衛生活動

(ア) 被災者に対する衛生指導

保健班は、砺波厚生センターと協力して、避難所収容被災者及び被災地域住民に対し、台所、便所等の衛生的管理並びに消毒、手洗いの励行等を指導するとともに、広報活動を実施する。

(イ) 食中毒の防止

被災地及び避難所での飲食物による食中毒を防止するための食品衛生監視、給食施設の衛生活動について、必要があるときは、砺波厚生センターを通じ知事に対しその実施を要請する。

保健班は、県が実施する衛生活動に協力する。

イ 飲料水（井戸水）の消毒

生活環境班は、井戸水を飲用に使用するとき、消毒用塩素剤（次亜塩素酸ソーダ等）等による消毒を行い、以後は消毒薬を交付して、住民に自主的に行わせる。また、プール及び防火貯水層の水をろ過使用する場合は、上下水道班に消毒薬を交付するが活動としては、主として避難所、被災地域及び井戸等を巡回して作業を行う。

(3) 協力要請

市長は、市の能力では実施が困難な防疫活動の必要を認めた場合、又は消毒その他活動が十分実施できないと認めた場合は、砺波厚生センターを通じて県に協力を要請する。

(4) 検病調査

避難所、湛水地域等衛生条件の悪い地域における感染症や食中毒などの発症を予防するため県と協力し、検病調査や検水を行う。

(5) 臨時予防接種

災害地の感染症発生を予防するため必要に応じ、医師会と十分連携し種類、実施期間、実施場所等を定めて知事の支持を受け予防接種を実施する。

3 感染症患者等に対する措置の実施

被災地において、感染症の患者等が発生したときは、迅速かつ的確に所要の措置を講じ、感染症の発症及びまん延の防止に努める。県の指示により医療機関の確保、防疫活動、保健活動等を迅速に実施する。

4 応援体制

防疫活動を実施するにあたり要員に不足があるときは、県厚生部に対し職員の派遣依頼をするよう砺波厚生センターに要請する。

さらに、状況に応じて、他都道府県、自衛隊へ応援を要請するよう県に要望する。

第4 食品衛生対策（保健班）

災害時において、県は食中毒を未然に防止するため、食品取扱施設に対し、安全で衛生的な食品を提供するよう、食品衛生指導班を編成し監視指導を行う。市はこれを補助・協力する。

【食品衛生確保指導】

災害の状況に応じ必要と認めたときは、砺波厚生センターの指示を得て、次の活動を行う。

- ア 食品の流通拠点での、食品の配送等における衛生確保指導。
- イ 避難所における、食品の衛生的取扱い・加熱処理・食用不適な食品の廃棄及び器具・容器等の消毒についての指導。
- ウ 食品関係営業施設の構造・食品取扱い設備・給水について調査・指導。
- エ その他食品に起因する危害の発生防止活動。

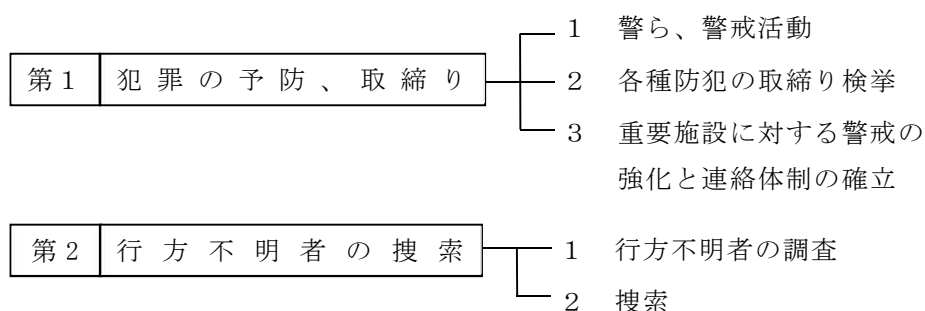
第13節 警備活動

(市民協働部、地域包括医療ケア部、消防部、南砺警察署)

災害時には、一時的に社会生活上に大きな混乱が生ずることが予想され、さらに、時間の経過とともに、被災者の不安、生活必需物資の買占め、売り惜しみ、不当価格販売及びこれらの混乱に乗じた各種犯罪の発生が予想される。

このため、警察は、災害時において、早期に警備体制を確立し、関係機関との緊密な連携のもとに災害情報の収集に努め、住民の生命、身体及び財産の保護を第一とし、犯罪の予防等の警備活動を推進する。

【対策の体系】



第1 犯罪の予防、取締り (生活環境班、消防団班、南砺警察署)

1 警ら、警戒活動

(1) 犯罪の予防活動

被災地の混乱に乗じた窃盗等の各種犯罪を予防するため、警ら・警戒活動を実施する。

(2) 避難所・避難場所、救援拠点等に対する警戒活動

避難所・避難場所、食料・救援物資・復旧資材その他生活必需物資の貯蔵(集積)場所及び官公庁等公共施設に対する立ち寄り、警ら・警戒活動を実施する。

2 各種防犯の取締り検挙

災害による混乱のため、凶悪犯、窃盗犯、粗暴犯、経済事犯等の各種犯罪の発生が予想されることから、次により犯罪の予防及び取締りを行い、住民の不安を除去し、混乱を防止する。

(1) 犯罪情報の収集と分析

犯罪を未然に防止し、民心の安定を図るため、各種犯罪の発生状況及びその拡大予想、住民の不安動向に関する情報を収集分析し、防犯対策に役立てる。

(2) 警戒取締り体制の強化

特別警戒取締班を編成して、犯罪情報の収集及び犯罪の予防・取締りにあたる。

(3) 金融・経済事犯に対する措置

金融・経済事犯については、主管行政機関との連携を緊密にし、生活必需物資、復興資機材の流通の確保及び物価安定に協力するとともに、悪質事犯に対する重点的な取締りを行う。

(4) 猟銃等に対する取締り

被災の状況により、猟銃、ライフル銃、残火薬類等の遺失、盗難事犯防止のため、当該銃を警察又は販売業者で一時保管することとし、悪質事犯に対する取締りを徹底する。

(5) 火薬類、高圧ガス、石油类等危険物に対する措置

- ア 危険性のある施設に対しては、重点的に所要の警備要員を派遣し、関係機関と連絡をとるとともに、付近住民の避難、救助、警戒線の設定、雑踏整理等を行う。
- イ 施設の管理者等に対し、積極的に助言、指導、警告等を行い、被害拡大防止上の必要な措置をとらせる。
- ウ 石油類、可燃性ガス、有毒ガス等の漏出が認められる場合は、特に次の措置をとる。
 - (ア) 火気の使用禁止
 - (イ) 漏出範囲の確認、警戒線の設定及び避難措置
 - (ウ) 施設の管理者等による漏出防止及び防毒措置
 - (エ) 中毒防止方法の広報

3 重要施設に対する警戒の強化と連絡体制の確立

次に掲げる施設に対する警戒を強化するとともに、管理者又は責任者との連絡を密にして、自主警戒体制及び異常時における連絡体制を確立する。

- ア 避難場所
- イ 食料、その他応急物資の集積又は配給所
- ウ 主要官公庁
- エ ガス、水道、電気、電話等の主要施設
- オ 爆薬、火薬等の貯蔵所

第2 行方不明者の搜索（避難所班、災害救助班、南砺警察署）

行方不明者については家族や近親者にとって切実な問題であり、また、住民にとっても関心の深い問題である。このため、行方不明者の搜索及び関係情報の入手に努めるとともに、関係機関との連携を図りながら早期発見に努める。

1 行方不明者の調査

(1) 相談窓口・相談コーナーの設置

迷い子、行方不明者に関する相談に応じるため、警察と連携して避難所に相談窓口を設置し、要員を派遣する。

(2) 名簿の作成

避難所において、警察と連携して避難者と迷い子、行方不明者の把握に努め、把握した迷い子行方不明者については名簿を作成し、県警察警備本部及び署警備本部に備え付け、一元的に管理するとともに安否の照会に対応する。

行方不明者の届け出の受理は、地域包括医療ケア部において取り扱う。届け出の際は行方不明者の住所、氏名、年齢、性別、身長、着衣その他必要事項を記録した書面をもって通知する。

(3) 報道機関との連携

報道機関へ積極的に迷い子、行方不明者に関する情報を提供し、マスメディアを活用した発見活動に努めるなど報道機関との連携を強化する。

2 検索

(1) 関係機関と連携した効率的な検索

検索は、災害救助班を中心とした市職員並びに消防吏員、警察官により搜索隊を編成し実施する。また、搜索状況に応じて消防団員及び区域住民、関係者等の応援協力を求め実施する。

また市は、搜索を効率的に行うため、必要に応じて大型工作機の投入を行う。

(2) 警察犬、災害救助犬の活用

市は、必要があるときはNPO 法人全国災害救助犬協会等の協力を求め、災害救助犬の出動を要請する

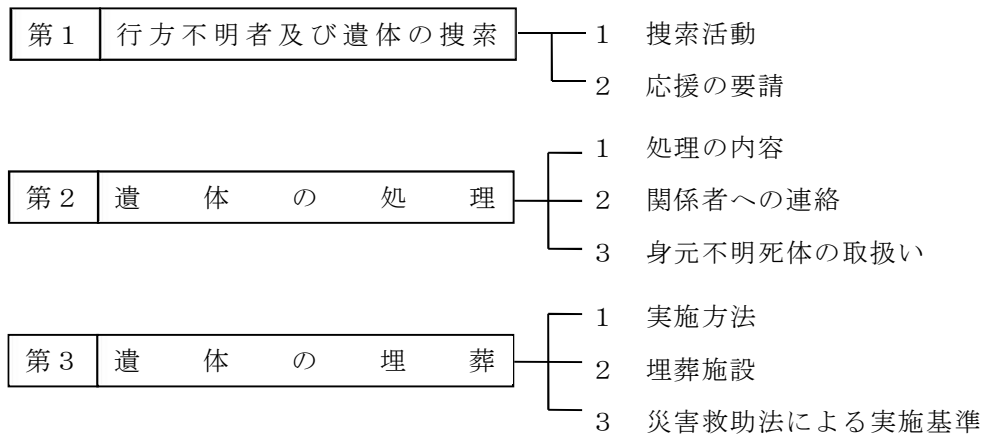
第14節 遺体の搜索、処理及び埋葬

(市民協働部、地域包括医療ケア部、消防部)

大規模な災害が発生した場合、多数の死傷者が生じるおそれがある。

市は、災害により死亡者が発生したときは、南砺警察署、南砺市医師会、日本赤十字社富山県支部等と緊密な連携をとりつつ、遺体の搜索、処理、埋葬の各段階において遅滞なく処理し、また、必要に応じて広域的な協力を得ることにより、民心の安定を図る。

【対策の体系】



第1 行方不明者及び遺体の搜索 (災害救助班、消防署班、消防団班)

1 搜索活動

- ア 市は、災害により被災し、行方不明の状態にあり、かつ、周囲の状況によりすでに死亡していると推定される者について搜索を行う。
- イ 市は、警察、消防と緊密な連携のもとに搜索班を編成し、必要な機械器具を借上げて速やかに搜索活動を実施する。
また、必要により地域住民の協力を得る。
- ウ 市は、遺体の搜索にあたっては、警察と協力し、行方不明者の届出の受理と関係情報の入手に努める。

2 応援の要請

市のみでは搜索の実施が困難であり、近隣市町村の応援を要する場合又は遺体が流出等により他市町村に漂着していると考えられる場合は、県及び近隣市町村並びに遺体漂着が予想される市町村に対して、次の事項を明示して要請する。

- ア 遺体が埋没又は漂着していると思われる場所
- イ 応援を要請する人員又は舟艇、器具等

第2 遺体の処理（災害救助班、医療救護班）

遺体の収容及び処理は、災害救助班、医療救護班が南砺警察署に協力を要請して実施する。また、必要に応じ市内の医師、地域住民等の協力を求める。

1 処理の内容

（1）遺体の洗浄、縫合、消毒の処置

遺体識別等のための処置であり、原則として医療救護班により実施し、遺体の撮影等により身元確認の措置を講ずる。

（2）遺体の一時保存

原則として、市内診療機関とするが、遺体の身元識別のために相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時間に埋葬ができない場合は、体育館等公共施設を利用するが、なお、不足又は収容が困難なときは、寺院等の施設を借上げ、埋葬するまで保存する。適当な建物がない場合は天幕、幕張等の設備を設ける。

（3）検案

原則として医療救護班により行う。必要に応じて日本赤十字社富山県支部に遺体の検案等の協力を要請する。

警察官が遺体を発見し、又は発見の届出を受けたときは検視その他所要の措置を行う。

（4）変死体の届出

変死体については、直ちに南砺警察署に届出をし、検視後遺体の処理にあたる。

2 関係者への連絡

遺体の身元が判明している場合は、原則として遺族、親族に連絡のうえ遺体を引渡す。

3 身元不明死体の取扱い

身元不明死体については、警察と協力し、人相、着衣、所持品、特徴等を写真撮影することはもとより、遺品を適切に保存するとともに、歯科医師会等の協力を得て身元の確認に努める。

第3 遺体の埋葬（生活環境班）

1 実施方法

遺体の埋火葬は、死亡者の遺族又は縁故者が正規の手続により行うことを原則とするが、遺族等の引取り手がない又は遺族等が火葬を行うことが困難な場合、応急措置として市（生活環境班）において火葬・埋葬を行う。

なお、その場合において次の点に留意する。

ア 事故等による遺体については、警察署から引継ぎを受けたあと処理する。

イ 身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たるとともに応急的処理程度の仮埋葬を行う。

ウ 漂着した被災遺体等のうち身元が判明しないものについては、行旅病人及行旅死亡人取扱法(明治32年法律第93号)の規定に準じ処理する。

2 埋葬施設

遺体の埋葬所は、市内の斎場とする。ただし、遺体の数が極めて多いことや交通事情の混乱等から速やかな埋葬を実施することが困難な場合は近隣の市町村の施設に協力を要請又は臨時に設ける施設で実施する。

3 災害救助法による実施基準

富山県災害救助法施行規則に示される遺体の搜索、収容、埋葬の実施基準は、次のとおりである。

(1) 遺体の搜索

ア 搜索の対象者

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の状況によりすでに死亡していると推定される者

イ 搜索の費用及び期間

費用：当該地域における通常の実費

期間：災害発生の日から10日以内。ただし、知事あてに申請し、厚生労働大臣の承認を得た場合は、延長できる。

(2) 遺体の処理

ア 処理を行う場合

災害の際死亡したものについて遺体に関する処理(埋葬を除く)を行う。

イ 処理の方法

救助の実施機関が、現物給付として遺体の洗浄、縫合、消毒、遺体の一時保存、検案等を行う。

ウ 遺体処理の費用及び期間

費用：

[洗浄、縫合、消毒等]

遺体1体当たり「富山県災害救助法施行規則」に定める額(現行3,300円以内)

[遺体の一時保存]

(ア) 既存建物を利用した場合にあっては、当該施設の借上費についての通常の実費

(イ) 既存建物を利用できない場合にあっては、1体当たり5,000円以内

(ウ) ドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、当該地域における通常の実費

(エ) 検案が医療救護班によることができない場合にあっては、当該地域の慣行料金の額以内

期間：災害発生の日から10日以内。ただし、知事あてに申請し、厚生労働大臣の承認を得た場合は、延長できる。

(3) 遺体の埋葬

ア 遺体の埋葬を行う場合

- (ア) 災害の際に死亡した者であること。
- (イ) 災害のため埋葬を行うことが困難な場合

イ 埋葬の方法

埋葬は、火葬又は土葬

ウ 埋葬の費用及び期間

費用は「富山県災害救助法施行規則」に定める額とする。

期間は災害発生の日から10日以内。ただし、知事あてに申請し、厚生労働大臣の承認を得た場合は、延長できる。

第15節 ライフライン施設の応急復旧対策

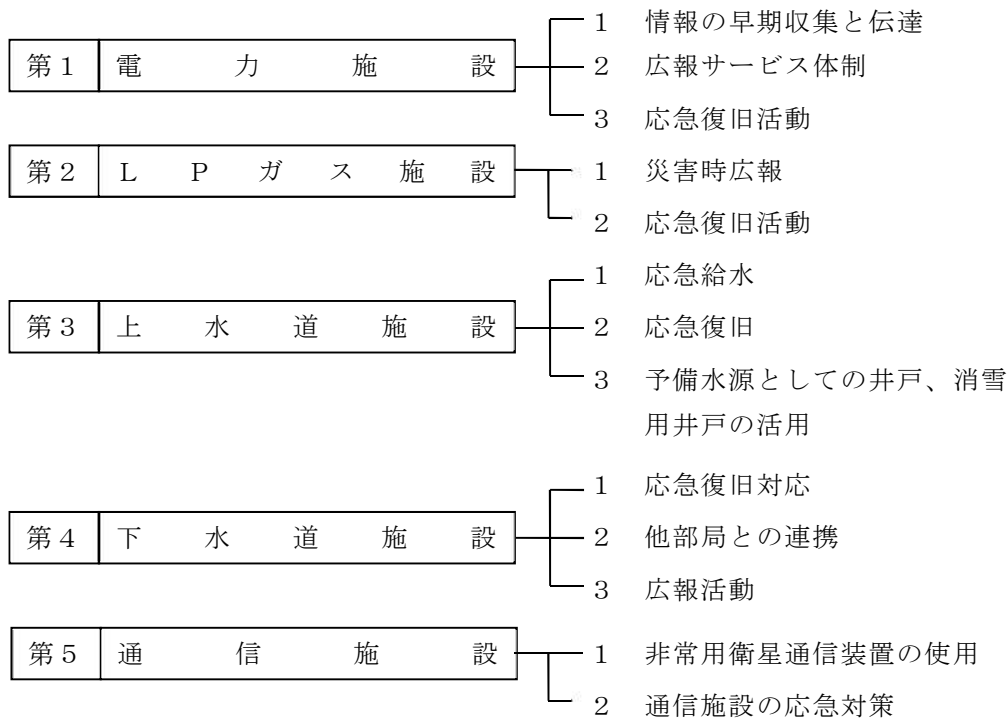
(ふるさと整備部)

電力、上下水道、通信の各ライフライン施設は、都市化の進展とともに、高度化しており、また、住民の依存度も著しく高まっている。

こうした施設が被災した場合、都市機能に多大な被害を与え、住民の生活にも影響を与えるおそれがある。

このため、ライフライン関係機関は、災害時における活動態勢を確立し、相互に連携を保ち、できるかぎり早急な応急復旧対策を迅速に実施する。

【対策の体系】



第1 電力施設（北陸電力(株)、北陸電力送配電(株)）

電力復旧は他機関の復旧作業や民心の安定など社会的に大きな影響を及ぼす。被害状況を早期に的確に把握し、社内・外の応援体制を含めた要員と災害復旧用資機材により、機動力を発揮し応急復旧を迅速に実施する。一方、マスメディアを通じて事故状況・復旧状況の情報提供を行い、電気災害の防止に努めるとともに、可能な限り広報車を出しての現場広報も展開する。

1 情報の早期収集と伝達

北陸電力(株)及び北陸電力送配電(株)は、多様な手段を活用し情報の早期収集を行い、市、国、県、ライフライン関係機関及びその他関係防災機関との迅速、的確な情報交換を行う。

2 広報サービス体制

北陸電力(株)及び北陸電力送配電(株)は、被害状況、復旧状況、公衆感電等二次災害防止を主体とした広報PRを広報車及びテレビ、ラジオの報道機関を通じて行う。

3 応急復旧活動

北陸電力(株)及び北陸電力送配電(株)は、市との協議に基づき、病院、交通・通信・報道機関、水道、官公庁、避難所等の公共施設を優先に、応急送電を行う。

第2 LPガス施設 (LPガス供給事業者)

大規模災害の発生時には、迅速にガスによる二次災害防止に全力を傾注する。また、被災設備は、速やかに復旧し、ガス供給を再開して、被災住民の人心及び生活の安定に努める。このために、ライフライン関係機関相互の情報交換と連携を努める。

1 災害時広報

市、県及び(一社)法人富山県エルピーガス協会は、災害のため、LPガス事故の多発が予想されるときは、報道機関の協力を得て、ガス漏れ等の異常を発見したときに消費者がとるべき措置について、周知、広報活動を行う。

2 応急復旧活動

(一社)富山県エルピーガス協会は、「富山県LPガス災害対策要綱」及び市と締結した「災害時における緊急用燃料の供給に関する協定書」に基づき、次の対応をとる。

(1) 富山県LPガス災害対策本部による活動

ア 設置

以下の災害が発生した場合に、LPガス災害対策本部を設置する。

- ・ 県が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置する災害
- ・ 災害救助法が適用される災害
- ・ 気象庁発表の震度6弱以上の地震等の災害

なお、必要に応じ、現地対策班も設置する。

イ 活動

- ・ 消防との連携のもと、会員事業所による容器バルブの閉止、容器の安全性の確保などLPガス設備の緊急安全点検の実施
- ・ 被害状況の収集、分析及び連絡
- ・ LPガス設備災害復旧応援要員の派遣及び緊急物資の支援
- ・ 関係機関・団体との連絡・調整

(2) LPガスの安定的な供給

市の要請を受け、分散型エネルギーの利点を生かし、避難所、救護所等への設置など、LPガスの優先的、安定的な供給に努める。

第3 上水道施設（上下水道班）

市は、可能な限り飲料水を確保し、円滑な応急給水を行う。また、応急復旧についても、的確な被害状況の把握に基づき応急復旧計画をたて、早期に復旧を完了し正常給水に努める。

被害が甚大な場合は、人員、装備、資機材等の全てにわたり、被災水道事業体の現有力では処理できないことが考えられる。このような事態に対処するため、平常時から広域応援体制及び受入体制の整備を図る。

1 応急給水

（1）給水基準及び被災人口の確認

市は、応急給水活動を円滑に進めるため、生命維持に必要な水量の把握に努める。

（2）給水の方法

給水の方法は、「拠点給水」※1あるいは給水車及びポリタンク等で搬送する「運搬給水」※2を原則とし、その選択は被害の程度、内容等により臨機に対応する。同時に給水はすべての被災者に対して等しく配給されなくてはならないが、中でも人命救助を担う病院、診療所等の医療施設への給水については最優先するよう配慮する。

（3）応急給水要員の確保

災害時の応急給水活動は、広範囲にわたることが考えられるため、可能な限り要員を確保する。給水要員については、復旧要員と異なり一般職員でも活動できるため、水道職員の指導のもとに一般職員を適正に配置する。

（4）応急給水資機材の点検補修

市は、応急給水活動を円滑に進めるため、ろ水器、給水タンク、ポリ容器、消毒用塩素剤（次亜塩素酸ソーダ等）、水質検査用器具（残留塩素計等）等の資機材を平素から整備増強しておく。

また、民間借り上げ資機材については、事前に十分な協議を行い、文書により取り決めをしておく。

（5）応急給水支援体制

市は、必要に応じ、関係機関に支援協力を要請し応急給水体制を確立する。

（6）応急給水時の広報

市は、震災時に住民に対して応急給水方法、給水拠点の場所、飲料水調達方法、水質についての注意などを周知し、混乱が生じないように最大限の広報活動を行う。

※1 拠点給水

指定避難場所及びこれに近隣する浄水場、配水場等を給水拠点に設定し応急給水を行うものである。この給水拠点には、飲料水を確実に確保することが必要である。そのためには、常時貯水タンク等により確保する方法があり、やむを得ない場合には、拠点に仮設貯水設備を設置し必要量の飲料水を搬送する方法がある。実施にあたっての留意事項は、次のとおりである。

（1）拠点給水場所の確認

地域住民に対し、平常時から震災時の飲料水供給場所を周知しておくことが必要である。

(2) 被災人口の確認

応急給水活動を円滑に進めるため被災人口及び確保水量を早急に把握することが必要である。

(3) 拠点での給水方法

貯水設備に仮設給水栓類を取付け、住民自身が受水していく方法とし、混乱のないよう配慮することが必要である。また、給水にあたっては、特に衛生管理に配慮し、住民の受水容器の安全性についても考慮しなければならない。

※2 運搬給水

震災時の混乱期に、臨時給水拠点を設置し、給水車で運搬給水する方式は、人的、物的両面から給水区域を対象とすることは非常に困難と思われるので、可能な限り限定することが必要である。しかし、地震による被害が僅少で臨時の給水拠点が限定できる場合には運搬給水も有効である。この他、次のような特別な場所についても、緊急時の要請により運搬給水で対応することが必要である。

(1) 災害救護所及び総合病院

震災時の救急医療体制に支障をきたさないよう、県及び市災害対策本部と連絡を保ち優先的に配慮する。

(2) 震災時給食設備所

県及び市災害対策本部より指定されている給食設備所に対しては、本部の要請に基づいて運搬給水を行う。

(3) その他

県及び市災害対策本部より指示された場所

2 応急復旧

市は、住民の生活用水確保のため、的確な被害の把握に基づき応急復旧計画を策定し、送配水幹線から、給水拠点までの流れを優先して復旧する。次いでその他の配水管、給水装置の順で復旧し、配水調整によって段階的に断水区域を解消しながら速やかな正常給水に努める。

また、被害が甚大な場合は、他市町村、水道工事業者及び水道資機材の取扱業者等の広域支援体制を確立する。

ア 取水、導水施設の被害は、浄水機能に大きな支障を及ぼすため、その復旧は最優先で行う。

復旧時間に長時間を要する場合には、この間における予備設備の有効活用や他系統からの導水などにより、送、配水施設の復旧にともなう給水量の増加に対処する。

イ 管路の応急復旧は、基幹幹線、配水幹線、給水拠点に至る路線を優先し、弁操作により他系統の管網からの給水を図るなど順次配水調整を行い、断水地域を減少しながら復旧を進める。

また、公道内の給水装置の復旧は、配水管の復旧及び通水と並行して実施する。

ウ 復旧工事に必要な水道資機材の備蓄に努めるとともに、平素より広域的水道事業体間の相互援助体制整備や指定工事店などに対する協力要請などを行っておく。

エ 応急復旧の目標期間の設定

《目標期間》

- (ア) 3日まで：給水拠点による給水（1人1日3ℓ）
- (イ) 10日まで：幹線付近の仮設給水栓（1人1日20ℓ）
- (ウ) 21日まで：支線上の仮設給水栓（1人1日100ℓ）
- (エ) 28日まで：仮配管による各戸給水や共用栓（1人1日250ℓ）

3 予備水源としての井戸、消雪用井戸の活用

災害時に水道管の破損等による一時的な断水は避けられないと予想されることから、平常時から一般、消雪用井戸の保有の有無、取水可能量等を把握して震災時の予備水源としての活用を図る。

- ア 一般、営業用等井戸については、市が水道の使用量等により井戸の保有を調査し、取水可能量、飲用の適否を平常時から把握しておく。
- イ 市が管理する道路の消雪用井戸については、井戸の位置、取水可能量等を調査し、可搬式発電設備、圧力タンク、非常時給水栓等の整備を図る。

第4 下水道施設（上下水道班）

1 応急復旧対応

災害が発生した場合は、直ちに下水道施設の被害状況の調査、施設の点検を行い、緊急措置及び応急復旧を図り、生活環境の不衛生化と水環境の悪化の防止に努める。

（1）被害状況の調査及び点検

災害発生後、速やかに被害状況の調査及び点検体制を整え、二次災害発生のおそれのある施設など緊急度の高い施設から、順次重点的に実施する。

（2）応急復旧計画の策定

被害状況の調査及び点検資料等に基づき、応急復旧計画を遅滞なく策定する。

なお、策定にあたっては、①応急復旧の緊急度、②応急復旧工法、③応急復旧資材及び作業員の確保、④設計及び監督技術者の確保、⑤復旧財源措置等を考慮する。

（3）二次災害防止の緊急措置

災害による下水道施設の二次災害を防止するため、遅滞なく適切な措置を講ずる。

ア 管路施設

管路の損傷等による路面の陥没、マンホールの浮き上がり等による道路交通の支障及びマンホール等からの汚染の溢水に対する措置

イ 処理場・マンホールポンプ施設

- (ア) マンホールポンプ設備の機能停止に対する措置
- (イ) 停電、自動制御装置停止に対する措置
- (ウ) 処理槽等からの溢水及び漏水に対する措置
- (エ) 燃料、薬品等危険物の漏洩に対する措置

(4) 広域支援体制

市は、被害が甚大な場合は、他市町村、下水道工事業者及び下水道資機材の取扱業者等の広域支援体制を確立する。

2 他部局との連携

応急復旧にあたっては、関係する他部局、機関と協議を行い、他のライフライン施設の応急復旧と整合した効率的な復旧を図る。

特に、上水道施設と下水道施設の復旧は、相互に復旧進捗状況を確認するなど整合性を保ちながら進める。

3 広報活動

市は、下水道施設の復旧完了までの間、必要に応じ、上水道等の使用制限を行い、その広報活動を行う。

第5 通信施設（通信事業者）

1 非常用衛星通信装置の使用

災害時において、通信手段の途絶した地域、エリア内の通信を早期に確保するため、避難所等に非常用衛星通信装置（衛星携帯電話含む。）を出動させ、通信を確保する。

2 通信施設の応急対策

(1) 公衆通信

固定電話各社・携帯電話各社・ケーブルテレビ各社は、緊急に必要な災害対策機器等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保に留意し、速やかに応急復旧を行う。

ア 回線の被災には、非常用無線装置及び応急ケーブル等を使用し応急復旧を図る。なお、非常用無線装置の使用については、電波干渉を考慮し、総合的判断により設置する。

イ 交換機被災局には、非常用交換装置等を使用し応急復旧を図る。

ウ 電力設備被災局には、移動電源車あるいは大容量可搬型電源装置等を使用し復旧する。

エ 幹線伝送路の被災については、非常用伝送装置等により復旧する。

(2) 自営通信

大規模災害の発生により、公衆通信が途絶した場合の最も有力な手段は、無線を用いた自営通信である。特に、県、市、警察、気象台、国土交通省、ＪＲ、高速道路、さらに電力等の防災関係機関の情報連絡網として極めて重要な役割をもっているため、適切な応急措置を実施する。なお、通信設備の電源供給が途絶し、重要な通信に支障がある場合は、必要に応じて北陸総合通信局へ移動電源車の貸与を要請する。

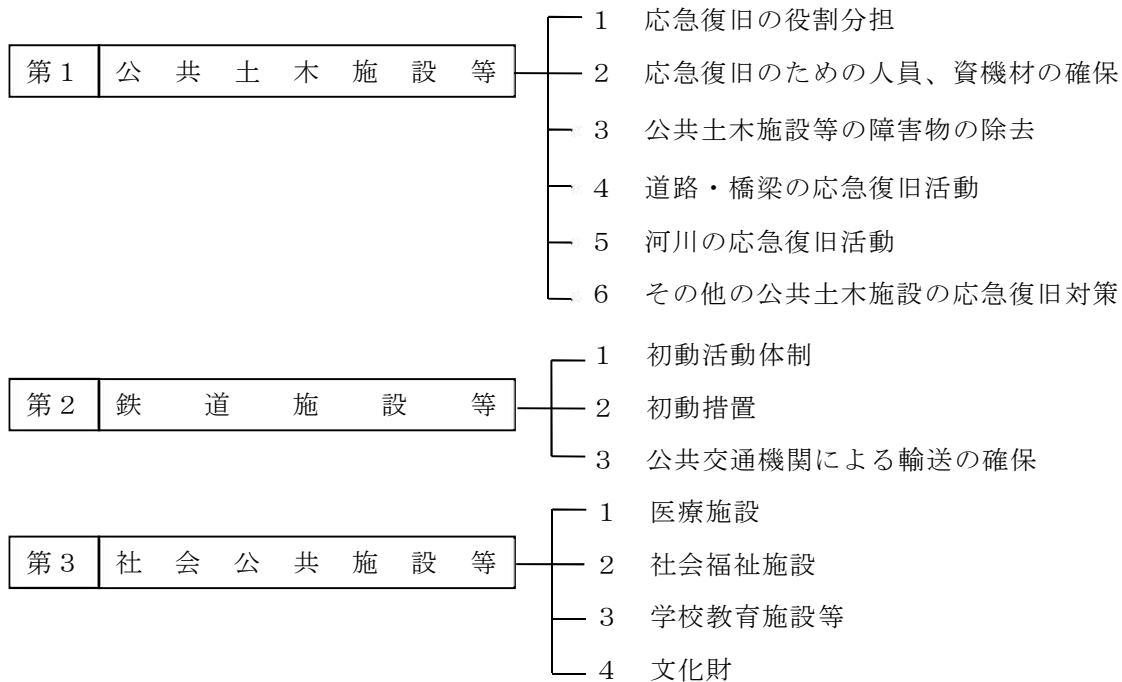
第16節 公共施設等の応急復旧対策

(ブランド戦略部、ふるさと整備部、教育部、地域包括医療ケア部)

道路、橋梁、河川及び鉄道等の公共施設は、道路交通など社会活動を営む上で重要な役割を担っており、こうした施設が災害により損壊した場合は、救急救助、救援救護活動及び緊急輸送活動等に重大な支障をきたすことになる。また、医療施設、社会福祉施設等の社会公共施設等が被災した場合、その役割、機能の早急な回復が必要とされる。

このため、こうした公共施設等の速やかな応急・復旧措置を講ずる。

【対策の体系】



第1 公共土木施設等 (建設班)

災害が発生した場合、各公共土木施設等の管理者は、速やかに被害状況を把握し、施設の機能回復のための応急復旧措置を講ずる。

1 応急復旧の役割分担

応急復旧は、基本的に各施設の管理者が施設の復旧を行う。また、公共土木施設のない地区での土砂災害などの復旧活動や人命救助のための崩壊土砂の除去は原則として市が行う。

2 応急復旧のための人員、資機材の確保

(1) 人員の確保

公共土木施設の被害状況の把握や適切な応急対策工事の実施等については、必要に応じて専門技術者へ協力を要請し、早期に対応に努める

また、各管理者は、復旧活動が円滑に実施されるよう各路線、各地区、各建築物毎にあらかじめ作業分担を決めておくとともに、建設業協会等の応援を必要とする場合は、

あらかじめ「災害時における応急対策業務に関する協定」等を締結し、これに基づき応急復旧を実施する。

(2) 建設機械の確保

各管理者は、災害時の復旧作業に対応するため、毎年、建設機械の保有量を把握する。

また、機械の使用にあたっては、あらかじめ「災害時における応急復旧に関する協定」等を締結し、これに基づき行う。

(3) 資材の確保

各管理者は、災害時の復旧作業に対応するため、復旧用資材の備蓄状況の把握に努める。

3 公共土木施設等の障害物の除去

住民の日常生活や業務活動を確保するため、災害時に発生した道路、河川等の障害物を除去する。

(1) 実施機関

ア 応急措置を実施するため障害となる工作物の除去は、市長が行う。

イ 道路、河川等にある障害物の除去は、その道路、河川等の管理者が行う。

ウ 山（がけ）崩れ、浸水等によって住家又はその周辺に運ばれた障害物の除去は、市長が行うものとし、市のみで実施困難のときは、知事に対し応援協力を要請する。

エ その他、施設、敷地内の障害物の除去は、その施設、敷地内の所有者又は管理者が行う。

(2) 障害物除去を必要とする場合

災害時における障害物（工作物を含む）除去を必要とする場合の対象は、概ね次のとおりとする。

ア 住民の生命、財産等の保護のため除去を必要とする場合

イ 河川氾濫、護岸欠壊等の防止、その他水防活動実施のため除去を必要とする場合

ウ 緊急な応急措置の実施のため除去を必要とする場合

エ その他、公共的立場から除去を必要とする場合

(3) 障害物除去の方法

ア 実施者は、自らの組織、労力、機械器具を用い又は土木建築業者の協力を得て、速やかに行う。

イ 除去作業は、緊急な応急措置の実施上やむを得ない場合のほか、周囲の状況等を考慮し、事後支障の生じないよう配慮し行う。

(4) 除去した障害物の集積場所

障害物の集積場所については、それぞれの実施者において考慮するが、概ね次の場所に集積破棄又は保管する。

なお、この集積場所については、関係用地管理者などと協議し、選定した場所とする。

- ア 廃棄するものについては、実施者の管理に属する遊休地及び空地その他廃棄に
適当な場所
- イ 保管するものについては、その保管する工作物等に対応する適当な場所
- ウ 除去した障害物が二次災害の原因とならないような場所
- エ 広域避難地として指定された場所以外の場所

4 道路・橋梁の応急復旧活動

災害が発生した場合、各道路管理者は、所管の道路、橋梁について、被害状況を速やかに把握し、道路交通を確保するため、交通規制の実施や迂回道路の選定などの交通安全対策を講ずるとともに、パトロールによる警戒及び広報活動を行う。

(1) 緊急復旧の対象

被災した道路、橋梁については、迅速に応急復旧対策を実施し、緊急交通路を確保する。特に、公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

- ア 緊急通行確保路線
- イ 一般道路で道路の陥没、欠壊等により二次災害を生じるおそれのあるもの
- ウ ライフラインの管理施設等防災上重要な施設に通じる道路

(2) 各機関の役割

各機関のとるべき応急措置及び応急対策は次のとおりである。

ア 市

- (ア) 市道の亀裂、陥没等の損壊及び倒壊物等並びに落橋などによる通行不能箇所について調査し、速やかに応急措置を実施する。
- (イ) 被害を受けた市道の復旧作業は、市において選定した緊急通行確保路線の障害物除去を最優先に実施し、救助救急活動、物資輸送等のための交通路の確保に努める。その後逐次一般市道の復旧作業を進める。

イ 砺波土木センター

- (ア) 県災害対策本部の活動態勢に従い応急措置を実施するとともに、市の実施する応急対策を支援する。
市からの道路、橋梁に関する被害報告をまとめ、現地での総合対策の策定と指導、調整を行う。
- (イ) 応急・復旧作業は、緊急通行確保路線の障害物除去を最優先に行う。その後逐次一般道路の障害物の除去及び道路の被災箇所、二次災害を生ずるおそれがある箇所の応急・復旧作業を行っていく。

5 河川の応急復旧活動

災害により堤防等、河川管理施設が被災したとき、各施設の管理者は、被害状況を速やかに調査し、その施設の応急・復旧に努めるとともに排水に全力を尽くす。

(1) 緊急復旧の対象

公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

- ア 破堤
- イ 堤防・護岸・天然河岸の欠壊等で住民の日常生活に重大な影響を与えているもの
- ウ 堤防護岸等の欠壊で破堤のおそれがあるもの
- エ 河川の埋そくで水の流れを著しく阻害するもの
- オ 護岸、床止、水門、樋門、樋管又は天然の河岸の全壊又は欠壊でこれを放置したとき、著しい被害が生じるおそれのあるもの

(2) 各機関の役割

ア 市

水防活動と並行して管内の施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、被害箇所については、直ちに砺波土木センターに報告するとともに、必要な措置を実施する

イ 砺波土木センター

施設の被害をとりまとめ、市が行う施設の応急・復旧に関して技術援助を行うほか、市から住民の生命、財産保護のため、障害物の除去について応援、協力要請があったときは、必要に応じ、適切な措置を講じる。

ウ 国土交通省北陸地方整備局

(ア) 災害が発生した場合、直ちに堤防、護岸等の河川管理施設及び工事箇所の被災の発見に努める。

(イ) 破壊、崩壊等の被害を受けた場合には、特に氾濫水による被害の拡大防止に重点を置き、速やかに施設の復旧に努めるとともに、県及び市の行う応急対策に関し、要請があれば技術的指導を行う。

6 その他の公共土木施設の応急復旧対策

(1) 砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止施設

災害災害により管理する施設が被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、復旧を行う。

特に、公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

ア 砂防施設

(ア) 砂防えん堤、床固工、護岸、堤防、山腹施設又は天然護岸の全壊又は欠壊でこれを放置したとき、著しい被害を生ずるおそれがあるもの。

(イ) 護岸の埋そく又は天然護岸の埋そくでこれを放置したとき、著しい被害を生ずるおそれがあるもの。

イ 地すべり防止施設

施設の全壊もしくは欠壊、埋そく又は埋没でこれを放置したとき、著しい被害を生ずるおそれがあるもの。

ウ 急傾斜地崩壊防止施設

擁壁、法面保護工、排水施設、杭等の全壊又は欠壊でこれを放置したとき、著しい被害を生ずるおそれがあるもの。

(2) 治山施設

災害や災害に起因する土砂災害により治山施設（えん堤、床固、護岸等）が被害を受けた場合は、被害状況を地域住民やヘリコプターによる被災状況調査等から早急に把握するとともに、施設の機能の早期確保のための緊急復旧的な措置を講じ、二次災害の防止に努める。

(3) 農業用排水施設

ため池堤体の欠壊、山腹水路の溢水や滑落、排水機場ポンプ施設の損傷など、特に人家・人命及び公共施設に被害を及ぼすおそれが生じたときは、各施設管理者は、関係機関に連絡するとともに、補強・補修・浚渫等の応急工事や緊急放流等の必要な措置を実施する。

また、飲料水及び消防用水源としての機能も有する農業用水の安全確保のため、必要な応急措置を講ずる。

第2 鉄道施設等（JR西日本(株)、加越能バス(株)、南砺市営バス）

多数の乗客を輸送する鉄道、路線バス等の公共交通機関は、災害発生時において、適切な初動措置を講じ、被害を最小限に止め乗客の安全を確保するとともに、速やかな応急復旧の措置を講じ、輸送の確保に努める。

1 初動活動体制

災害が発生した場合、各交通機関は全力を挙げて、旅客及び施設の安全確保と緊急輸送を行うため、災害対策本部を設置する。

2 初動措置

公共交通機関は、災害発生と同時に次のような初動措置を講じ、乗客の安全確保に努める。

- ア 列車運転規制（バス運行規制）の実施
- イ 運転中の列車（バス）の一時停止と安全な場所への移動停止（避難）
- ウ 乗客の避難誘導
- エ 被災者の救出救護

3 公共交通機関による輸送の確保

大量の人員を輸送できる公共交通機関は、災害後の各種応急復旧対策等の遂行や円滑な市民生活の回復に必要な不可欠なことから、公共交通業者は、速やかに次のような応急復旧の措置を講じ、輸送の確保を図る。

(1) 輸送手段の確保

ア 鉄道

線路、橋梁等関係施設に被害を生じた場合、緊急度により仮線路、仮橋等の応急工事を実施し、応急交通の確保に努める。

また、当該応急工事が完了するまでの間については、代行バス等他の輸送力を有効に活用することにより輸送の確保を図る。

イ 路線バス

要員状況、使用可能な車両状況を把握するとともに、警察・道路管理者との密接な連携のもとに、運行確保路線の選定を行い、適時適切な運行計画による輸送の確保に努める。

(2) 復旧計画

公共交通機関は、応急措置の終了後、速やかに被害原因の調査分析を行い、再び同種の被害を受けることのないよう本復旧計画を立てる。

(3) 運行状況の広報等

公共交通機関は、列車・バスの運行状況について駅構内等において広報するとともに、県に対し報告する。県は、放送その他の方法により、各公共交通機関の運行状況について広報する。

第3 社会公共施設等 (災害救助班、医療救護班、要介護者班、教育総務班、生涯学習スポーツ班、文化財班)

災害発生により被災した医療施設、社会福祉施設等については、次のような迅速、的確な応急復旧措置をとり、被害の軽減を図る。

1 医療施設

市は、患者の生命保護を最重点におき、施設管理者に対し、停電時又は給水不能時の措置、患者の避難措置、重要器材の保管措置等を指導し、また、災害時においては、被害のない医療施設に連絡して、人的物的応援を要請する。

2 社会福祉施設

市は、被害状況を調査し、施設設置者に対し復旧計画の策定等を指導するとともに、早期復旧に努める。

3 学校教育施設等

(1) 学校教育施設

市は県と協議のうえ、復旧計画（「第3章第19節 第1 応急教育等」参照）に基づき、速やかに復旧工事を行う。

(2) 社会教育施設

社会教育施設についても、所要の被害状況調査や復旧計画の策定などを行い、当該復旧計画に基づき、速やかに復旧工事を行う。

4 文化財

ア 文化財に被害が発生した場合は、その所有者又は管理者は、直ちに消防署へ通報するとともに災害の拡大防止に努める。

イ 文化財に被害が発生した場合は、その所有者又は管理者は、被害状況を速やかに調査し、その結果を県教育委員会を經由して文化庁長官へ報告しなければならない。

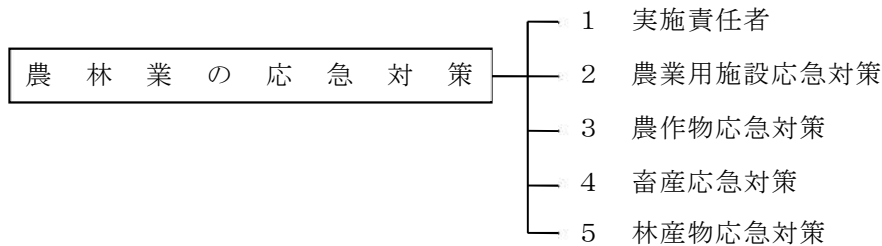
ウ 市及び県は、被災文化財の被害拡大を防ぐため、協力して応急措置を講ずる。

第17節 農林業の応急対策

(ブランド戦略部)

市は風水害から農林業被害を防止し、又は被害拡大を防止するため、県及び農業団体等と連絡を密にして速やかに措置を講ずる。

【対策の体系】



1 実施責任者

農林災害の応急対策は、農業関係機関等と連携し、実施する。ただし、市のみで対処できないときは、他市町村又は県に応援を要請する。

2 農業用施設応急対策（農政班）

かんがい用排水路、農道等の施設が災害により被害を受けた場合は、速やかに応急復旧を実施するとともに、施設の損傷により危険が生じたときは、関係機関の協力を得て適切な措置を講ずる。被害の影響の及ぶ付近住民に対しても通報し、農作物の被害及び人的災害の防止を図る。

また、風水害が予想される場合は、排水口の点検・手直し、施設の補強等を講ずるよう指導の徹底を図る。

なお、山間部の水田については、水害による二次災害を未然に防止するため、湛水田の計画的排水、畦畔の決壊箇所等の補修に努める指導する。

3 農作物応急対策

（1）災害対策技術の指導（農政班）

農作物の被害を最小限にくい止めるため、市内農業協同組合及び県等の協力を得て、対策及び技術の指導を行う。

（2）水稻種苗の確保

ア 異常低温、強風によるハウスの倒壊等により生育障害が発生したときは、種子及び改植用苗の確保に努める。

イ 肥料、苗及び種子等の応急確保について、市内農業協同組合及び県へ協力を要請し、措置する。

(3) 病虫害の防除

ニカメイチュウ、カメムシ等の害虫又はいもち病、紋枯病、カビ病等の病害が発生したときは、適期防除を指導し、薬剤の種類については砺波農林振興センターの指導を受け、確保に努める。

(4) 風水害対策

台風、季節風及び集中豪雨等により倒伏又は浸冠水の被害を受けたときは、ほ場内の早期排水対策、早期収穫等栽培技術の指導に努める。

4 畜産応急対策（農政班）

(1) 衛生害虫等の駆除

災害が発生したときは、畜舎を清潔に保つため、衛生害虫、ネズミ等の防除の徹底の指導に努める。

(2) 家畜伝染病の防疫

- ア 被災地における病畜の早期発見に努める。
- イ 家畜伝染病が発生し、または発生のおそれがある場合は、富山県西部家畜保健衛生所、畜産関係団体の協力を得て、汚染地区の消毒を実施するとともに、防疫方法の指導及び防疫薬剤の配布等を行う。
- ウ 家畜伝染病による家畜の病死又は広域感染のおそれのある疾病が発生したときは、関係機関と連携し、通行の遮断、病畜の隔離、死亡獣畜及び汚染物品の埋却または焼却並びに畜舎内外の消毒の徹底に努める。

(3) 飼料の確保

長期にわたる積雪又は風水害等により飼料が不足したときは、県に要請する等、飼料の確保に努めるとともに、貯蔵に際しては品質を損なわないよう指導する。

5 林産物応急対策（林政班）

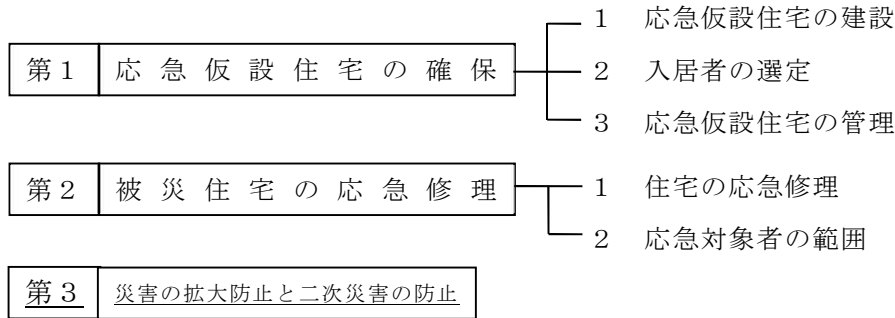
- ア 市は、災害の発生が予想され、又は発生したときは、川筋等にある木材の流失を防ぐため、直ちに関係者に対し、そのけい留を指示する。
- イ 市は、関係者に対し、異常降雨等に際して伐採木の流失を防ぐため、それぞれ伐採木の早期搬出及び施設等に集積した木材のけい留を行い、また、林産施設の流失、損壊を防ぐ措置を指導する。
- ウ 災害により倒伏、折損等の被害を大量に受けたときは、森林病虫害の発生防止のため折損木等の早期除去を指導するものとし、状況に応じて薬剤散布の徹底に努める。

第18節 応急住宅対策等

(ふるさと整備部、地域包括医療ケア部)

災害によって、家屋に被害を受け、自らの資力では住宅を確保できない被災者のため、応急仮設住宅の提供、被災家屋の応急修理を実施し、住民生活の安定に努める。

【対策の体系】



第1 応急仮設住宅の確保 (災害救助班、建設班)

1 応急仮設住宅の建設 (建設班)

(1) 建設の目的

災害救助法が適用された災害により、住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自己の資力によっては居住する住家を確保できない者に応急仮設住宅を供与し、一時的な居住の安定を図る。

(2) 建設用地

市は、あらかじめ応急仮設住宅建設予定地を定めておく。

(3) 設置戸数

被災世帯が必要とする戸数を設置する。

(4) 建設の規模及び費用

1戸当たりの建設面積及び費用は、富山県災害救助法施行規則別表第1に定める基準とする。

なお、高齢者、障害者のために、老人居宅介護事業等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を設置する。

(5) 建設の時期

災害発生の日から、原則として20日以内に着工する。

(6) 建設工事

ア 応急仮設住宅の建設は所定の基準により知事が直接建設業者に請け負わせることにより建設する。ただし、状況に応じ、知事は市長に委任することができる。

- イ 市及び県は、応急仮設住宅の建設にあたっては、(一社)富山県建設業協会、(一社)プレハブ建築協会、(一社)全国木造建設事業協会、(一社)ムービングハウス協会等に対して協力を要請する。

(7) 民間賃貸住宅借上げによる供与

- ア 県は、被災状況を考慮し、応急仮設住宅の建設に併せて民間賃貸住宅を借上げ応急仮設住宅として供与する。ただし、状況に応じ、知事は市町村長に委任することができる。

- イ 民間賃貸住宅の借上げによる供与にあたり、市及び県は、(公社)富山県宅地建物取引業協会、(公社)全日本不動産協会富山県本部及び(公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会に協力を要請する。

(8) 供与の期間

入居者に供する期間は、応急仮設住宅の完成の日から2年以内とする。ただし、知事は内閣総理大臣に協議し、その同意を得て延長することができる。

2 入居者の選定 (災害救助班)

(1) 入所資格

次の各号にすべて該当する者のほか、知事が必要と認める者とする。

- ア 住家が全焼、全壊又は流失した者
- イ 居住する住家がない者
- ウ 自らの資力では住家を確保できない者で、次のいずれかに該当する者
 - (ア) 生活保護法の被保護者及び要保護者
 - (イ) 特定の資産のない失業者
 - (ウ) 特定の資産のない母子・父子世帯
 - (エ) 特定の資産のない高齢者、病弱者及び障害者
 - (オ) 特定の資産のない勤労者
 - (カ) 特定の資産のない小企業者
 - (キ) (ア)～(カ)に準ずる経済的弱者
- エ 災害地における住民登録の有無を問わない。

(2) 入居者の選定

- ア 応急仮設住宅の入居者の選定については、県が市の協力を得て行う。ただし、状況に応じ市長に委任できる。
- イ 選定にあたっては、障害者や高齢者を優先的に入居させるとともに、民生委員児童委員の意見を参考にする。

3 応急仮設住宅の管理 (建設班)

応急仮設住宅の管理は、市の協力を得て、県が行う。ただし、状況に応じ市長に委任できる。

応急仮設住宅の管理に際しては、安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入に配慮する。

第2 被災住宅の応急修理 （災害救助班）

1 住宅の応急修理

（1）修理の目的

災害救助法が適用された災害により住家が半壊又は半焼し、自己の資力では応急修理をできない者に居住に必要な最小限度の部分を応急的に修理し、居住の安定を図る。

（2）修理の範囲及び費用

居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限の部分とし、応急修理に要する費用は、富山県災害救助法施行規則別表第1に定める基準とする。

（3）修理の時期

災害発生の日から、原則として3か月以内（国の特定災害対策本部等が設置された災害にあつては6か月以内）に完了する。ただし、知事は内閣総理大臣に協議し、その同意を得て延長することができる。

（4）修理の方法

住宅の応急修理は、現物給付をもって実行する。

2 応急対象者の範囲

（1）給付対象者の範囲

次の各号にすべて該当する者のほか、知事が必要と認める者とする。

- ア 住家が半焼、半壊したもので当面の日常生活を営むことができない者
- イ 自らの資力では住家を確保できない者で、次のいずれかに該当する者
 - （ア）生活保護法の被保護者及び要保護者
 - （イ）特定の資産のない失業者
 - （ウ）特定の資産のない母子・父子世帯
 - （エ）特定の資産のない高齢者、病弱者及び身体障害者
 - （オ）特定の資産のない勤労者
 - （カ）特定の資産のない小企業者
 - （キ）（ア）～（カ）に準ずる経済的弱者

（2）対象者の選定

市において、被災者の資力、その生活条件を十分に調査し、それに基づき、県が選定する。ただし、状況に応じ市長に委任して、選定することができる。

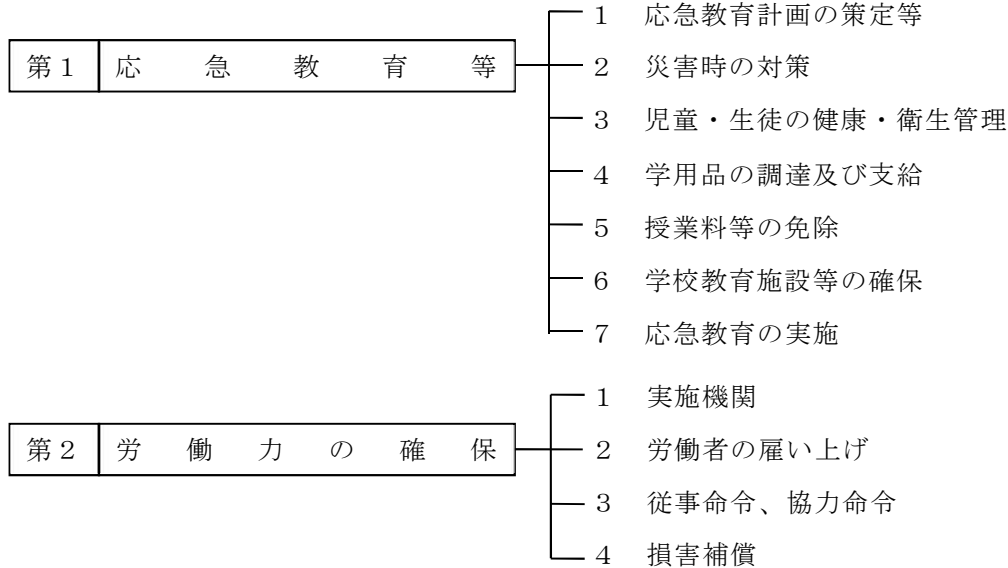
第3 災害の拡大防止と二次災害の防止 （建設班）

市は災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除去等の措置を行うものとする。

第19節 教育・労働力確保対策

(総務部、教育部)

【対策の体系】



第1 応急教育等 (教育総務班)

災害により教育を中断させないために被害を受けた学校施設の応急復旧、応急的教育施設の確保、応急教育の実施等必要な対策を行う。

1 応急教育計画の策定等

(1) 応急教育計画の策定等

- ア 校長又は園長（以下「校長等」という。）は、知事又は所管教育委員会と協議のうえ、あらかじめ災害時の応急教育計画（行動マニュアルを含む。）を策定する。
- また、国立学校については、応急教育計画の策定について国に協力を要請する必要がある。私立学校についても同様な措置をとるよう、県として指導や助言を行う。
- イ 校長等は、災害の発生に備えて、次の措置を講じなければならない。
- (ア) 児童生徒等の避難訓練、災害時の事前指導、事後措置及び保護者との連絡方法のマニュアルを専門家等の助言を得るなどして作成し、その周知を図る。
 - (イ) 所管教育委員会、警察署、消防署（団）及び保護者への連絡網や協力体制を確立する。
 - (ウ) 勤務時間外における所属職員の連絡先や非常招集の方法を定め、職員に周知する。

(2) 水、食料及び医薬品等の確保

ア 飲料水の確保

災害時における飲料水の確保のため、応急給水槽の建設、応急給水用資機材収納倉庫の整備等の施策を推進する。

イ 食料の確保

特別支援諸学校においては、要配慮者保護の観点から児童生徒数等の実態に応じた非常食の確保に努める。

ウ 医薬品等の確保

学校においては、当面（概ね2～3日）の医療救護活動に必要な医薬品・医療資機材の確保に努め、災害に備える。

(3) 管理諸室の確保等

学校機能の早期回復を期するため、校長室、職員室等の管理諸室を確保するとともに、住民への提供については、屋外運動場、体育館等、あらかじめ定めておいた使用優先順位により対応する。

2 災害時の対策

(1) 避難・休校等の応急措置

ア 登校前に発災したときの措置

校長は、登校前に休校措置を決定したときは、直ちにその旨を関係機関へ報告するとともに、市防災行政無線、その他の連絡網を通じ、保護者及び児童・生徒に周知徹底を図る。

イ 登校後に発災したときの措置

校長は、被災状況に応じ適切な緊急避難の指示を与える。

校長は市教育委員会と協議し、必要に応じて休校措置をとる。

この場合、帰宅途上の注意事項を十分徹底させるとともに、地域の関係機関及びPTA等と密接な連絡をとる。また災害の状況などによって通学路の変更、また、集団下校の指示や保護者等の誘導を依頼するなどの措置をとる。この場合、校長は措置の結果やその状況を県機関及び市教育委員会へ速やかに報告しなければならない。

(2) 児童・生徒、保護者、教職員の被害状況の把握

校長は、災害発生後ただちに現地災害本部等の協力を得て、児童・生徒、保護者、教職員及び施設設備の被害状況並びに学校周辺の状況を速やかに把握するとともに、その状況を県機関及び市教育委員会へ報告しなければならない。

3 児童・生徒の健康・衛生管理

(1) 応急処置

養護教諭・その他の教職員等はけが人の手当、心肺蘇生法等を施し、医師に引き継ぐまで応急手当をする。

(2) 衛生管理

被災校舎内外の清掃を行うとともに、施設、設備、器具等の消毒を実施する。

また、生水飲用を避けるなど保健指導を強化するとともに、地域における感染症の発生状況等の把握に努め、発生に際しては状況に応じた適切な措置を講ずる。

さらに、食中毒発生の防止のため、給食従事者は衛生の徹底に努める。

(3) 児童・生徒、罹災教職員の健康管理

学校医との連携を密にして必要に応じて臨時健康診断を行う。

また、学校医、臨床心理士、養護教諭、OB 教職員は援助実施計画を策定し、特に保護者と必要な連携をとりながら、相談者の問題が解決されるまで、継続的に相談活動を行う。

(4) 要配慮者への援護

対象児童生徒等のもつ障害の種類により、次のような配慮を行う。

ア 聴覚障害児の場合、手話通訳者等による情報提供

イ 病弱者・重度心身障害児の場合、人工透析、吸入、心臓管理、空調管理など可能な医療態勢の提供

4 学用品の調達及び支給

(1) 支給対象者

災害により住家が全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上浸水(土砂の堆積等により、一時的に居住することができない状態となったものを含む)の被害を受けて教科書、学用品を喪失又は破損し、直ちに入手できない状態にある児童、生徒に対して学用品等を支給する。

(2) 支給の品目

支給の品目については、おおむね次に掲げる品目の範囲内において現物をもって支給する。

ア 教科書

イ 文房具(ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵の具、筆箱、画用紙、下敷、定規等)

ウ 通学用品(靴、雨具、カバン等)

上記以外の品目についても、被災状況、程度等実情に応じて適宜調達、支給することができる。

(3) 調達の方法

ア 教科書の調達

被災学校の学校別、学年別、使用教科書ごとにその数量を速やかに調査して県教育委員会に報告するとともに、指示に基づき教科書供給書店等に連絡し、供給を受ける。

また、他の市町村に対し、使用済の古本の供与を依頼する。

イ 学用品の調達

応急教育に必要な学用品についてその種類、数量を調査し、県教育委員会に報告するとともに、指示に基づき調達する。

(4) 災害救助法が適用された場合の措置方法

災害救助法が適用された場合の学用品の支給については、知事から委任されている市長が実施し、費用、期間等については、災害救助法及び富山県災害救助法施行規則による。

5 授業料等の免除

市は、南砺市被災児童就学支援事業実施要綱第4条の規定に基づき、授業料等に対し援助を行う。

6 学校教育施設等の確保

(1) 被害状況調査と復旧計画策定

個々の学校の被害状況を調査し、建替え、大規模改修、中規模改修、その他の営繕工事等の必要性を判定し、復旧計画を策定する。

判定により倒壊等のおそれがあるものについては、早急に解体撤去する。また、危険物取扱い施設については、早急に保安体制をとる。

(2) 仮設校舎の確保

災害の程度にもよるが、校長その他関係者と協議して次の措置をとる。

ア 校舎が使用不能の場合、その再建及び仮校舎ができるまで他の学校施設の余剰教室もしくは近接の公共施設を臨時的に使用する。

イ 校舎の一部が使用不能の場合、施設内の余剰教室等を利用する。

(3) 避難児童生徒の学習の場の確保

避難所における児童生徒の学習の場を確保するため、図書館等の開放を検討する。

(4) 教職員の確保

教職員の被害状況等を勘案し、校内での調整及び市教育委員会での調整により対応策をとる。

(5) 給食の確保

ア 応急教育の実施施設に給食調理施設がある場合は、その調理能力に応じて給食を実施する。

給食の実施にあたっては、食糧の確保に努め、調達が困難な場合、防災関係機関に協力を要請する。

イ 給食の実施が困難な場合は、パン・ミルク給食、弁当持参等の方法を講ずる。

(6) 学校内・通学路の安全確保

学校内及び通学路の危険箇所の点検、迂回路等の設定により、児童・生徒の安全確保を図る。

7 応急教育の実施

校長は、応急教育計画に基づき、災害状況に即した応急の指導を行う。

応急教育の実施計画については、知事又は市教育委員会に報告するとともに、決定しだい速やかに保護者及び児童生徒等に周知徹底を図る。

被害の程度によって臨時休校等の措置をとるが、対応策として補習授業や夏休みの振替授業等によって授業時間を確保する。

第2 労働力の確保（総務班）

市及び県は、災害廃棄物処理等の災害応急活動に関する様々な事業が展開されることに伴い、労働力が不足し又は特殊作業のための労力が必要なときは労働者を雇用し、労務供給の万全を図る。

1 実施機関

災害応急対策に必要な人員確保のための要員の雇上げ等は市長が実施し、災害救助法が適用されたときは、知事の補助機関として行う。

2 労働者の雇い上げ

（１）労働者の雇用については、総務班が公共職業安定所と協力して必要な労働力を確保し、各部班の労働時間に応じて適正に配置する。

（２）労働者の労務内容及び雇用期間

労働者の雇用範囲は、災害応急対策並びに救助の実施に必要な労務とする。また雇用の期間は、災害応急対策の開始から終了までの必要な期間とする。

災害救助法に基づく雇用の範囲及び雇用の期間は次のとおりである。

労務内容	労働者雇用期間
ア 罹災者の避難誘導	災害の発生及び発生のおそれのある日、1日程度
イ 医療における患者の移送	災害発生の日から14日以内
ウ 助産における妊婦の移送	災害発生の日から13日以内
エ 罹災者の救出のための労務及び当該救出に要する機械器具、資材の操作、運搬	災害発生の日から3日以内
オ 飲料水の供給のための運搬、操作及び浄水用薬品の配布等	災害発生の日から7日以内
カ 被服寝具その他生活必需品の整理輸送配分等	災害発生の日から10日以内
キ 教科書の配分等	災害発生の日から1箇月以内
ク その他学用品の配分等	災害発生の日から15日以内
ケ 炊出し用食料品の整理等	災害発生の日から7日以内
コ 医薬品・衛生材料の整理	災害発生の日から14日以内
サ 遺体の搜索に必要な作業	災害発生の日から10日以内
シ 遺体の処理に必要な作業	災害発生の日から10日以内

(3) 労働者雇上げ期間の延長

災害規模等により期間の延長を必要とする場合は厚生労働大臣の労働承認を得て自動的に延長することができる。

(4) 労働者の賃金

雇上げ労働者に対する賃金は法令その他に規定されているものを除き、労働者を使用した地域における通常の実費程度を支給する。

3 従事命令、協力命令

災害応急対策を実施するため人員が不足し、緊急の必要があると認めた場合は次の要領によって、従事命令、協力命令を発する。

(1) 強制命令の種類と執行者

対象作業	命令区分	根拠法律	執行者
災害応急対策事業 (災害応急対策全般)	従事命令	災害対策基本法第65条1項 災害対策基本法第65条2項 警察官職務執行法第4条	市長 警察官 警察官
災害救助作業 (災害救助法に基づく救助)	従事命令 協力命令	災害救助法第24条 災害救助法第25条	知事
災害応急対策事業 (災害救助を除く応急措置)	従事命令 協力命令	災害対策基本法第71条1項 災害対策基本法第65条2項	知事 市長(委任を受けた場合)
消防作業	従事命令	消防法第29条5項	消防吏員、消防団員

(2) 命令対象者

命令等の種別による対象者は次表に掲げるとおりである。

命令区分(作業対象)	対象者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の従事命令(災害応急対策並びに救助作業)	1. 医師、歯科医師又は薬剤師 2. 保健師、助産師又は看護師 3. 土木技術者又は建築技術者 4. 大工、左官又はとび職 5. 土木業者、建築業者及びこれらの者の従業者 6. 地方鉄道業者及びその従業者 7. 軌道経営者及びその従業者 8. 自動車運送業者及びその従事者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の協力命令(災害応急対策並びに救助作業)	救助を要する者及びその近隣の者
災害対策基本法による市長、警察官の従事命令(災害応急対策全般)	市域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にあるもの
警察官職務執行法による警察官の従事命令(災害緊急対策全般)	その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者
消防法による消防吏員、消防団員の従事命令(消防作業)	火災の現場付近にある者

4 損害補償

公務により又は市長若しくは警察官の従事命令により、応急措置に関する業務に従事し又は協力した者が、そのために負傷し、疫病にかかり又は死亡した場合において「南砺市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例」に定めるところにより損害補償金を支給する。

(1) 対象者

- ア 非常勤消防団員
- イ 消防作業に従事した者
- ウ 緊急業務に協力した者
- エ 応急措置従事者

(2) 損害補償の種類

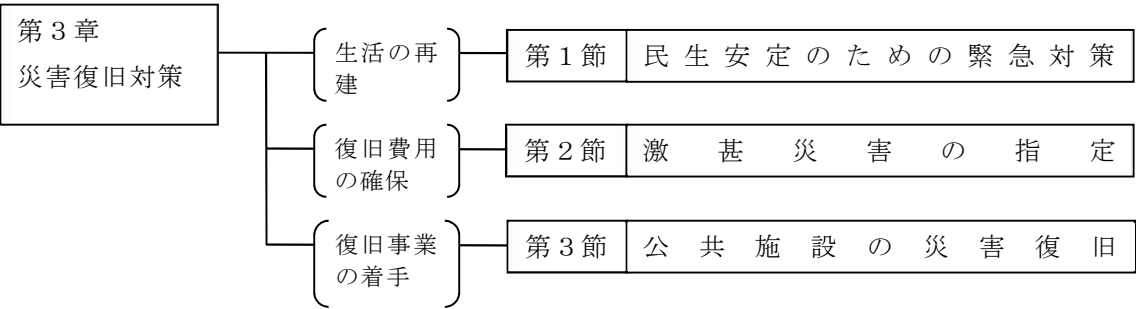
- ア 療養補償
- イ 休業補償
- ウ 傷病補償年金
- エ 障害補償
 - (ア) 障害補償年金
 - (イ) 障害補償一時金
- オ 遺族補償
 - (ア) 遺族補償年金
 - (イ) 遺族補償一時金
- カ 葬祭補償

第3章 災害復旧対策

被災した地域の復旧・復興においては、民生安定のための各種の緊急対策を講じ、被災者の生活再建を支援するとともに、激甚災害の指定等により、再度の災害発生の防止に配慮した公共施設等を復旧し、より安心して安全な地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す。

また、被災した場合に、迅速かつ円滑な復旧・復興を図る長期的復興計画を作成するため、復興対策の研究や他県の先進事例の調査成果等を活用する。

【計画の体系】

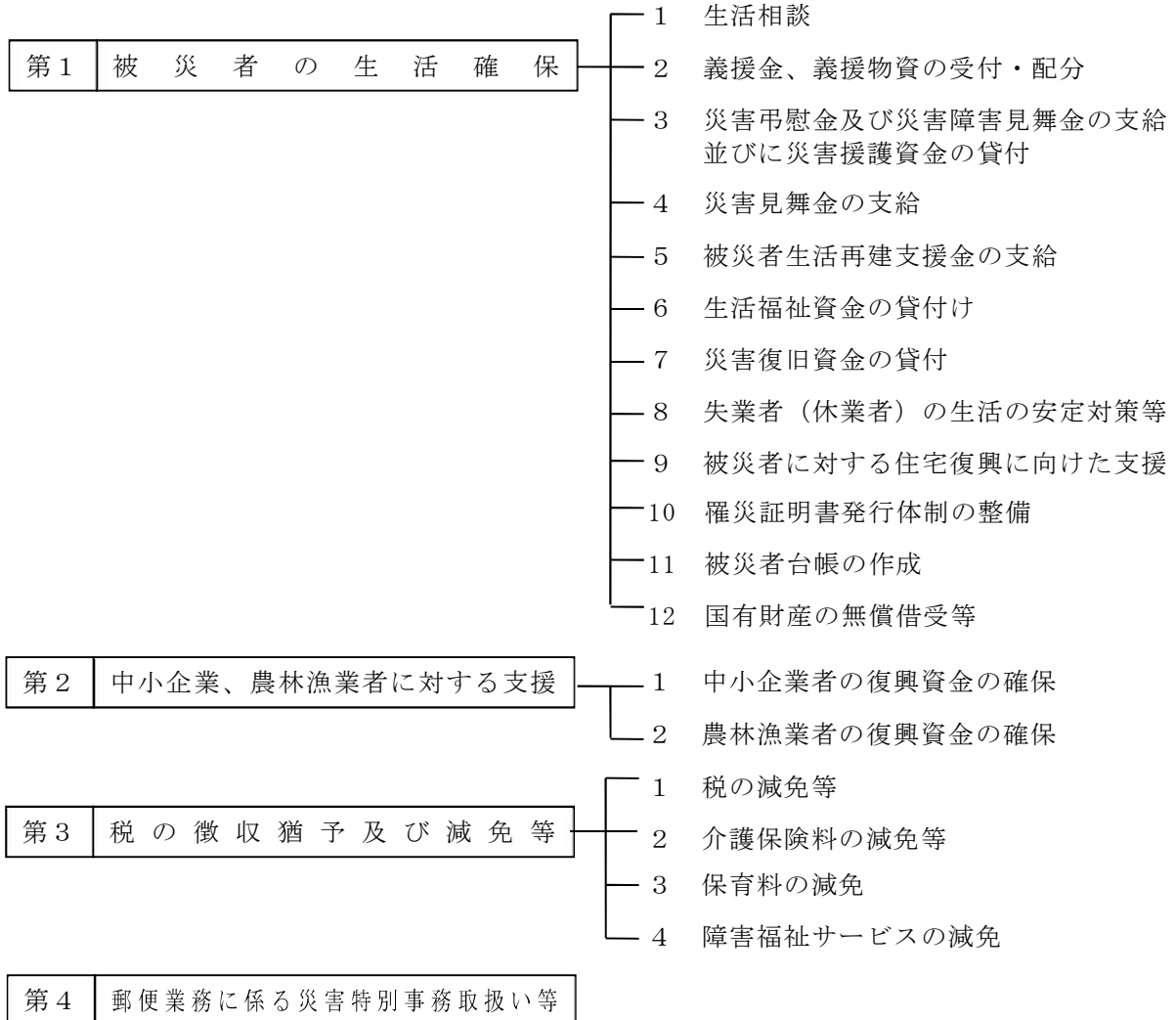


第1節 民生安定のための緊急対策

（総合政策部、総務部、市民協働部、ブランド戦略部、教育部、地域包括医療ケア部）

防災関係機関及び各種団体等は協力して、被災者に対する生活必需物資の供給等、民心の安定と社会秩序の維持を図るための災害復旧対策を実施し、民生安定のための緊急措置を行う。

【対策の体系】



第1 被災者の生活確保（現地災害対策班、救援物資班、災害救助班、情報調整班、避難所班）

被害を受けた地域住民が、被災から速やかに再起するよう、被災者に対する生活相談、義援金・救援物資、災害弔慰金等の支給、生活福祉資金の貸付け、失業者（休業者）の生活安定対策等、住民の自力復興を促進するための各種対策を講じ、早期の生活安定を図る。

また、これらによる被災者の自立的な生活再建の支援を早期に実施するため、市は被災後、早期に罹災証明の交付体制を確立し、被災者に罹災証明書を交付する。

市は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調

査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明する。また、県は、市町村の活動の支援に努める。

1 生活相談（現地災害対策本部、現地災害対策班）

（1）被災者の要望の把握

市及び県は、被災者の要望把握を専門に行う職員を避難所等に派遣するとともに、住民代表、民生委員、ボランティア等との連携により、被災者の要望を集約する。

さらに、被災地域が広域にわたり、多数の避難所が設置された場合には、数カ所の避難所を巡回するチームを設けて、要望の把握にあたる。

（2）生活相談の実施

市は、被災者のための相談所を設置し、苦情又は要望事項を聴取し、その解決を図るとともに、その内容を関係機関に連絡するなど、積極的に広聴活動を実施する。

また、被災者への迅速かつ適切な救護措置を推進するため、避難所等の窓口に一本化した被災相談所を設け、相談、要望、苦情等を聴取し、速やかに関係部局に連絡し早期解決を図る。

（3）各種相談窓口の設置

市は、被災者の要望に応じて次のような相談窓口を設置する。

これらの相談窓口は、専門的な内容も多いため、関係団体、業界団体、ボランティア組織等の協力を得て、準備、開設及び運営を実施する。

また、被災の長期化に対応して、適宜、相談組織の再編等を行う。

- ア 生命保険、損害保険（支払い条件等）
- イ 家電製品の取扱い等（感電、発火等の二次災害対策等）
- ウ 法律相談（借地借家契約、マンション修復、損害補償等）
- エ 心の悩み相談（恐怖、虚脱感、不眠、ストレス、人間関係等）
- オ 外国人（安否確認、母国との連絡、避難生活等）
- カ 住宅（仮設住宅、空家情報、公営住宅、復旧工事等）
- キ 雇用、労働（失業、解雇、休業、賃金未払い、労災補償等）
- ク 消費（物価、必需品の入手等）
- ケ 教育（学校）
- コ 福祉（身体障害者、高齢者、児童等）
- サ 医療・衛生（医療、薬、風呂等）
- シ 廃棄物（ごみ、災害廃棄物、産業廃棄物、家屋の解体・撤去等）
- ス 金融（生活資金の融資等）
- セ 税の減免
- ソ ライフラインの復旧状況（電気、ガス、水道、下水道、電話、交通関係）
- タ ガス消費機器の取扱い等（適合ガス種、ガス漏えい対策等）
- チ 災害復旧に関する見通し（一時帰宅、農地・道路等災害復旧計画等）

2 義援金、義援物資の受付・配分

災害が発生した場合に、各方面から寄託される義援金、義援物資の受付及びこれらの配分等を適切に行う。

(1) 義援金、義援物資の受付

ア 義援金の受付 (救援物資班、避難所班)

救援物資班が義援金口座を開設(ゆうちょ銀行・その他銀行)し、義援金を受け付ける。収納状況を随時把握し、災害対策本部と避難所班へ連絡する。避難所班は義援金領収証明書を交付する。

イ 義援物資の受付 (避難所班)

避難所班が受け付け、寄託者に受領書を交付してこれを保管する。保管場所は、災害の状況や義援物資の量を勘案し、「福光屋内グラウンド」又は「井口屋内グラウンド等公共施設」とする。

(2) 義援金、義援物資の募集 (情報調整班)

情報調整班は、災害の状況に応じて、義援金、義援物資の募集を行う。募集にあたっては、新聞、テレビ等の報道機関に協力を求めるとともに、各種団体、関係機関を通じて一般市民などに呼び掛ける。

(3) 義援金、義援物資の配分 (避難所班)

ア 義援金の配分

義援金の配分については、市が設置する義援金配分委員会により配分率並びに配分方法を決定し、罹災者に対する適正かつ円滑な配分を行う。

イ 義援物資の配分

義援物資については、災害救助班の責任において希望先へ適宜配分するものとし、被災者に対する配分に際しては、自治会等に協力を要請して迅速に実施する。

3 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付 (災害救助班)

【制度の概要】

(平成29年10月末日現在)

区分	概要	根拠
①災害弔慰金の支給	自然災害により死亡した住民の遺族に対し、市が、国、県、市(1/2、1/4、1/4)の三者の負担のもとに500万円以内の災害弔慰金を支給するもの。	災害弔慰金の支給等に関する法律 第3条
②災害障害見舞金の支給	自然災害により精神又は身体に障害を受けた者に対して、市が、国、県、市(1/2、1/4、1/4)の三者の負担のもとに250万円以内の災害障害見舞金を支給するもの。	災害弔慰金の支給等に関する法律 第8条
③災害援護資金の貸付け	自然災害により住居や家財に被害を受けた場合及び世帯主が負傷した場合に、その世帯の生活の立て直しを目的とした貸付制度。	災害弔慰金の支給等に関する法律 第10条

(1) 災害弔慰金

市は、南砺市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づいて、豪雨、豪雪、洪水、地震等の自然災害で、被害の程度が一定規模に達した場合に、その災害により死亡した住民の遺族に対し災害弔慰金を支給する。

ア 支給となる災害

- (ア) 1 市町村において住居が 5 世帯以上滅失した災害
- (イ) 県内において住居が 5 世帯以上滅失した市町村が 3 以上ある場合の災害
- (ウ) 県内において災害救助法第 2 条第 1 項が適用された市町村が 1 以上ある場合の災害
- (エ) 災害救助法第 2 条第 1 項が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が 2 以上ある場合の災害

イ 支給額

- (ア) 生計維持者 500 万円
- (イ) その他の者 250 万円

ウ 受給遺族

死亡した者の死亡当時における配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含み、離婚の届出をしていないが事実上離婚したと同様の事情にあった者を除く。)、子、父母、孫及び祖父母並びに兄弟姉妹(死亡した者の死亡当時その者と同じくしていた者に限る。)の範囲とする。ただし、兄弟姉妹にあつては、当該配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合に限る。

(2) 災害障害見舞金

ア 支給対象者

市は、条例の定めるところにより災害弔慰金の支給における対象災害と同一の範囲の災害で、その災害により負傷又は疾病にかかり、それが治ったとき(その症状が固定したときを含む。)に、次に規定する障害を有する者を対象とし、災害障害見舞金を支給する。

- (ア) 両眼が失明した者
- (イ) 咀嚼及び言語の機能を廃した者
- (ウ) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する者
- (エ) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する者
- (オ) 両上肢をひじ関節以上で失った者
- (カ) 両上肢の用を全廃した者
- (キ) 両下肢をひざ関節以上で失った者
- (ク) 両下肢の用を全廃した者
- (ケ) 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められる者

イ 支給額

- (ア) 生計維持者 250 万円
- (イ) その他の者 125 万円

(3) 災害援護資金

ア 貸付対象者及び貸付限度額

市は、条例の定めるところにより、県内において、災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の自然災害を対象とし、災害援護資金の貸付けを行う。なお、貸付対象者・限度額は次のとおりとする。

(平成29年10月末日現在)

被害の種類及び程度	限度額
(1) 世帯主の1ヶ月以上の負傷	150万円
(2) 家財等の損害 ア 家財の1/3以上の損害 イ 住居の半壊 ウ 住居の全壊(エの場合を除く) エ 住居全体の滅失又は流失	150万円 170万円 250万円 350万円
(3) (1)と(2)が重複した場合 ア (1)と(2)のアが重複した場合 イ (1)と(2)のイが重複した場合 ウ (1)と(2)のウが重複した場合	250万円 270万円 350万円
(4) 次のいずれかの事由の一つに該当する場合であつて、被災した住宅を建て直すに際し、残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別な事情がある場合 ア (2)のイの場合 イ (2)のウの場合 ウ (3)のイの場合	250万円 350万円 350万円

イ 貸付対象及び条件

(平成29年10月末日現在)

世帯人数	市民税における総額所得
1人	220万円未満
2人	430万円未満
3人	620万円未満
4人	730万円未満
5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額

ただし、その世帯の住家が滅失した場合にあつては1,270万円

(イ) 利率

年3%以内で市が条例で定める率(据置期間は無利子)

(ウ) 据置期間

3年(特別の事情がある場合は5年)

(エ) 償還期間

10年(据置期間を含む)

(オ) 償還方法

年賦、又は半年賦

4 災害見舞金の支給 (災害救助班)

(1) 県災害見舞金

県は、豪雨、豪雪、洪水、地震等の自然災害によって、住家が全壊、半壊した世帯に対して見舞金を支給する。

ア 対象災害

(ア) 県内に災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害

(イ) (ア)と同等の被害と知事が認めた災害

イ 支給額

(ア) 住家の全壊 10万円

(イ) 住家の半壊 5万円

(2) 市災害見舞金

市は、市が災害救助法の適用を受けた場合において市内に住所を有する世帯に対して見舞金を支給する。

ア 対象災害

市内における暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、落雷その他の異常な自然現象及び火災、爆発その他の人為的災害

イ 支給対象

世帯主が被災時において現に居住する住家（店舗部分等を除く。）の被害

ウ 支給額

(ア) 住家の全壊世帯 10万円

(イ) 住家の半壊世帯 5万円

(ウ) 住家の床上浸水世帯 2万円

5 被災者生活再建支援金の支給

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難な者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、被災者生活再建支援金を支給する。

(1) 対象となる自然災害

ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害

(同条第2項のみなし規定により該当することとなるものを含む。)が発生した市町村の区域に係る自然災害

イ 10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村の区域に係る自然災害

ウ 100以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した都道府県の区域に係る自然災害

エ ア又はイに規定する被害が発生した市町村以外の市町村(人口10万未満のものに限る。)の区域であって、5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生したものに係る自然災害

- オ 隣接県においてアからウまでに規定する被害のいずれかが発生した場合における当該県に隣接する県内の市町村(人口10万未満のものに限る。)の区域であって、5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生したものに係る自然災害
- カ ウ又はエに規定する被害が発生した都道府県が2以上ある場合における県内の市町村(人口10万未満のものに限る。)の区域であって、5(人口5万未満の市町村にあっては、2)以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生したものに係る自然災害

(2) 支給対象世帯

- ア 住宅が全壊した世帯
- イ 住宅が半壊又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ウ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯(大規模半壊世帯)

(3) 支給金額等

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。

- A 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)
- B 住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)

具体的には、下表に示す限度額の範囲内で、支給される。

区分		A 基礎支援金 (住宅の被害程度)	B 加算支援金 (住宅の再建方法)	計 A+B
複数世帯 (世帯の構成 員が複数)	全壊世帯	100 万円	建設・購入 200 万円	300 万円
			補修 100 万円	200 万円
			賃借 50 万円	150 万円
	大規模 半壊世帯	50 万円	建設・購入 200 万円	250 万円
			補修 100 万円	150 万円
			賃借 50 万円	100 万円
単身世帯 (世帯の構成 員が単数)	全壊世帯	75 万円	建設・購入 150 万円	225 万円
			補修 75 万円	150 万円
			賃借 37.5 万円	112.5 万円
	大規模 半壊世帯	37.5 万円	建設・購入 150 万円	187.5 万円
			補修 75 万円	112.5 万円
			賃借 37.5 万円	75 万円

6 生活福祉資金の貸付け（県社会福祉協議会）

低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯に対し、日常生活を送る上で、又は自立生活に資するために一時的に必要であると見込まれる費用として、富山県社会福祉協議会が民生委員、市社会福祉協議会の協力を得て、福祉資金の貸付けを行う。

資金種類		貸付限度額	据置期間	償還期間	貸付利子	連帯保証人
福祉費	住宅の増改築、補修等及び公営住宅の借受に必要な経費	250万円	貸付の日（分割による交付の場合には最終貸付日）から6月以内	7年	連帯保証人を立てる場合は無利子	原則必要 ただし、連帯保証人なしでも貸付可
	災害を受けたことにより臨時的に必要なとなる経費	150万円			連帯保証人がいない場合は据置期間経過後年1.5%	

7 災害復旧資金の貸付（県商工労働部、北陸労働金庫）

（1）災害復旧資金

災害により被害を受けた勤労者又はその家族に対し、不動産及び生活の復旧に必要な資金の貸付を行う。

ア 貸付対象者	富山県内に居住しており、同一事業所に1年以上継続して勤務している勤労者
イ 貸付限度額	150万円
ウ 償還期間	5年以内
エ 利率	年2.2%、保証料別途年0.8%
オ 取扱窓口	北陸労働金庫（富山県内の支店）

8 失業者（休業者）の生活の安定対策等（富山労働局、県商工労働部）

（1）雇用保険の求職者給付の支給に関する特例措置

災害によりその雇用される適用事業所（災害救助法が適用された地域に限る）が休業するに至ったため一時的な離職を余儀なくされた者に対し、基本手当を支給し、失業期間中の生活の安定を図る。

また、失業により基本手当を受給中の者が災害により認定日に出向いていくことができない場合には事後に証明書により、失業の認定を行い基本手当を支給する。

さらに、被災地以外の公共職業安定所においてもこれらの支給を受けることができる等、これらの周知を図る。

（2）労働保険料の納付期限の延長措置

被災した労働保険適用事業主及び労働保険事務組合に対し、関係法令に基づき、労働保険料の納付期限の延長措置を講ずる。

(3) 被災者に対する就職あっせん及び職業訓練対策

ア 被災者に対する就職あっせん

公共職業安定所は、震災による離職者の把握に努めるとともに、その再就職について県下各公共職業安定所（6ヶ所）との緊密な連携のもとに、速やかな就職あっせんに努める。

このため、公共職業安定所に臨時職業相談窓口（公共職業安定所へ出向くことが困難な地域にあつては臨時職業相談所）を開設するとともに、巡回職業相談を実施する。

また、他都道府県への再就職希望者については、総合的雇用情報システムの活用等により、他都道府県と連絡調整を行い雇用の安定を図る。

イ 失業者（休業者）への対策

雇用調整助成金の特例措置等の周知とその活用により失業の予防を図るとともに、公共職業安定所に相談コーナーを設置し、説明会の開催等により、雇用の維持・確保に努める。

ウ 新規学卒者の内定取り消し又は未就職者の大幅増加防止への対策

経営者団体等に対し、内定取り消しの事態が発生しないよう要請を行うとともに、傘下企業に対して、就職未決定者等の採用について、公共職業安定所への求人申し込みを依頼する等、求人の確保に努める。公共職業安定所では、受理した求人をネットワークを活用して、新規学卒者等に広く情報提供を行い就職の促進を図る。

エ 職業訓練対策

職業能力開発校は、失業者（休業者）の再就職や転職を容易にするため、職業訓練（委託訓練を含む。）を実施する。

(4) 離職者に対する生活資金の支援

ア 離職者生活安定資金の融資

離職者に対し、離職中における生活の維持や求職活動に必要な資金の融資を行う。

(ア) 貸付対象者 次のすべてを満たす者

- ① 富山県内に1年以上継続して居住している者
- ② 離職中であり、公共職業安定所で求職の申込みをし、現在求職活動をしている者
- ③ 世帯の生計を維持している者
- ④ 雇用保険一般被保険者であった者で、求職者給付を現在受給中又は受給終了後6ヶ月以内の者

(イ) 貸付限度額	100万円
(ウ) 償還期間	5年以内
(エ) 利率	年2.2%、保証料別途年0.7%
(オ) 取扱窓口	北陸労働金庫（富山県内の支店）

イ 総合支援資金の融資

失業者等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援（就労支援、家計指導等）と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付けを行うことにより自立が見込まれる世帯に対し、総合支援資金（生活福祉資金）貸付けを行う。

（ア）貸付対象者 次のすべてを満たす世帯の者

- ① 低所得世帯であって、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっていること
- ② 資金の貸付けを受けようとする者の本人確認が可能であること
- ③ 現に住居を有していること又は生活困窮者住宅確保給付金の申請を行い、住居の確保が確実に見込まれること
- ④ 実施主体が貸付け及び関係機関とともに支援を行うことにより、自立した生活を営めることが見込まれ、償還を見込めること
- ⑤ 失業等給付、職業訓練受講給付金、生活保護、年金等の他の公的給付又は公的な貸付けを受けることができず、生活費を賄うことができないこと

（イ）貸付期間 原則3月以内

（ただし、就職に向けた活動を誠実に実施している場合などにおいては、最長12月まで延長可能）

（ウ）貸付限度額 月額20万円、ただし単身世帯にあつては月額15万円

（エ）償還期間 貸付期間の終了後6月以内の据置期間経過後、10年以内

（オ）利率 年1.5%。ただし保証人がいれば無利子

（カ）取扱窓口 社会福祉法人南砺市社会福祉協議会

9 被災者に対する住宅復興に向けた支援

（1）住宅応急修理制度（県厚生部、災害救助班）

被災した住宅の損害程度が半壊以上で、居室、台所、トイレ等の日常生活に必要な最小限度の部分の応急修理を行う場合、市がその修理費を一定の範囲内で負担する。

ア 対象となる修理

次の4項目の日常生活に必要欠くことのできない部分

- ① 屋根、柱、外壁、基礎等の応急修理
- ② ドアや窓等の開口部の応急修理
- ③ ガス、水道、電気等の配管、配線等の応急修理
- ④ 衛生設備（トイレ、風呂等）の応急修理

イ 対象者

次のAのすべての要件を満たす世帯で、Bの要件のうちいずれかに該当する世帯

- A：① 居住する住宅の被害程度が半壊以上
- ② 応急修理を行うことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれること

③ 民間賃貸住宅の借上げを利用しないこと

B：収入額＝平成○年の世帯収入

① (収入額) ≤ 500 万円の世帯

② 500 万円 < (収入額) ≤ 700 万円かつ、世帯主が 45 歳以上又は要援護世帯

③ 700 万円 < (収入額) ≤ 800 万円かつ、世帯主が 60 歳以上又は要援護世帯

※ 要援護世帯：心神喪失・重度知的障害者・1 級の精神障害者、1．2 級の身体障害者がいる世帯等

ウ 上限額 52 万円

※ 収入額は、地方税法による総所得金額に国の基準を当てはめる。したがって、世帯の中で所得がある人全員について各々の収入額を算定し、その合計額を世帯全体の収入額として認定を行なう。

総所得金額 (A)	収入額
97.5 万円以下	(A) + 65 万円
97.5 万円を越え、108 万円以下	(A) ÷ 0.6
108 万円を越え、234 万円以下	(A + 18 万円) ÷ 0.7
234 万円を越え、474 万円以下	(A + 54 万円) ÷ 0.8
474 万円を越え、780 万円以下	(A + 120 万円) ÷ 0.9
780 万円を越える	(A + 170 万円) ÷ 0.95

(2) 相談所の開設等（県土木部、住宅金融支援機構）

地震等の災害時において、県と住宅金融支援機構が協力し、住宅の復興に向けた相談所の開設や住宅金融支援機構融資の返済中の被災県民に対し、返済猶予や返済方法の変更等ができるようにして支援する。

10 罹災証明書発行体制の整備

市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。また、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。

11 被災者台帳の作成

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

12 国有財産の無償借受等

国有財産を災害復旧や、避難住民受入れのための仮設住宅の建設等の用に供する場合など、応急対策の用に供する場合、市及び県は国に対し無償借受等の申請を行う。

第2 中小企業、農林漁業者に対する支援（農政班、林政班、商工班）

1 中小企業者の復興資金の確保（商工班）

被災した中小企業者の復旧に要する資金並びに事業資金の融資が円滑に行われて、早期に経営の安定が得られるように、次の措置を講ずる。

- ア 政府関係中小企業金融機関（（株）日本政策金融公庫、（株）商工組合中央金庫）に対し、貸付限度額の引上げ、貸付期間の延長、据置期間の延長、担保等貸付条件について、緩和措置の要請を行う。
- イ 地元一般銀行等金融機関に対し、中小企業向融資の特別配慮を要請し、協力を求める。

2 農林漁業者の復興資金の確保（農政班、林政班）

災害により損害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の団体に対し、農林漁業の経営等に必要な資金及び災害復旧資金の融資並びに既住貸付期限の延長措置等について斡旋を行う。

また農林漁業の生産力の維持・増進と経営の安定を図るため、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和30年法律第136号。以下「天災融資法」という。）の適用を受けて、次の措置を講ずる。

- ア 農業協同組合及び農林中央金庫、県信用漁業協同組合連合会、株式会社日本政策金融公庫等が、被害農林漁業者又は被害組合に対して行う経営資金の融通並びに既往貸付金償還猶予
- イ 被害農林漁業者又は被害組合に対する天災融資法による経営資金の融通
- ウ 被害農林漁業者に対する農林漁業金融公庫法（昭和27年法律第355号）に基づく災害復旧及び経営資金の融通並びに既往貸付金の償還猶予

第3 税の徴収猶予及び減免等（避難所班）

被災者に対して税の徴収猶予、減免等の措置を講じ、被災者の生活の安定、早期立ち直りに努める。

1 税の減免等

ア 徴収猶予

市長は、災害の発生又は被災により、住民が市税を納付期限までに納入できないと認められる場合は、市税条例に基づいて徴収を猶予する。また国、県税については、それぞれの機関に徴収の猶予を要請する。

イ 減免

市長は、被災で生活保護法が適用された者又は生活が著しく困難となった者で市長が認めた者に対しては、市税条例に基づいて市税の減免を行う。また国、県税についても減免の措置が講ぜられるよう、それぞれの機関に要請する。

2 介護保険料の減免等（災害救助班）

ア 介護保険料の徴収猶予

居住する住宅の損害が半壊以上の普通徴収の者で、納期が到来する日までに納めることができない場合は、6カ月以内の期間に限り猶予することができる。

イ 介護保険料の減免

65歳以上の者の介護保険料において、居住する住宅が著しい損害を受けた場合は、減免対象になる（ただし、前年の所得等により対象外となる場合もある。）

3 保育料の減免（保育園班）

居住する住宅の損害の程度に応じ、次のとおり減免する。

損害の程度	減免の割合
全壊	全額
半壊	2分の1
床上浸水	10分の3

4 障害福祉サービスの減免（災害救助班）

次の障害福祉サービスを利用する者で、災害により居住する住宅の受けた被害の程度に応じ利用者負担額の減免が受けられる。

<対象となる障害福祉サービス>

介護給付、訓練等給付、自立支援医療、補装具、地域生活支援事業

第4 郵便業務に係る災害特別事務取扱い等（日本郵便（株））

（1）被災者に対する郵便葉書等の無償交付

災害時において、被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の支店及び郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。

（2）被災者が差し出す郵便物の料金免除

災害時において、被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。

（3）被災地あて救助用郵便物の料金免除

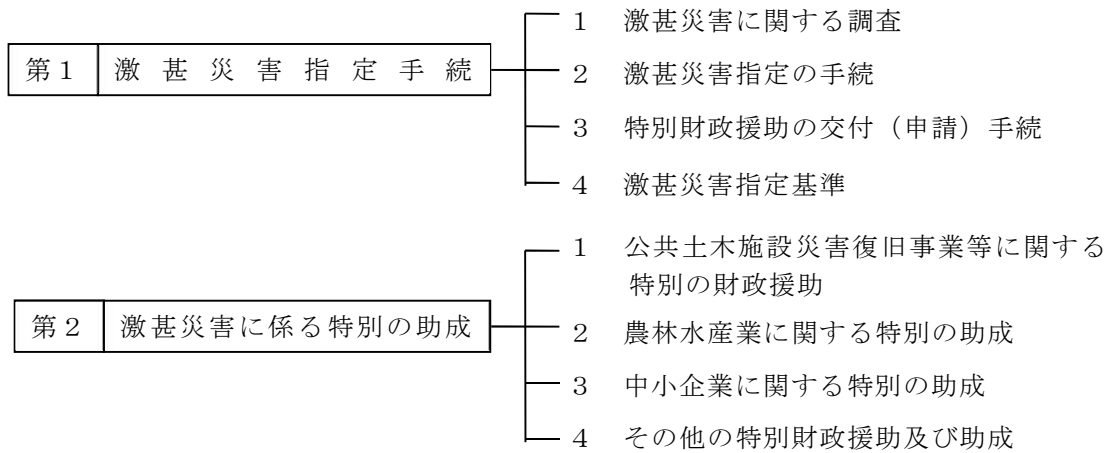
災害時において、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。

第2節 激甚災害の指定

(全部局共通)

災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けられるよう措置し、復旧事業費負担の適正化と迅速な復旧に努める。

【対策の体系】



第1 激甚災害指定手続 （該当各班）

1 激甚災害に関する調査

ア 激甚災害が発生した場合には、激甚法に基づく激甚災害の指定を受けられるよう、市は、激甚災害指定基準及び局地激甚災害指定基準を考慮して、災害の状況を速やかに調査し、実情をとりまとめて県へ報告する。

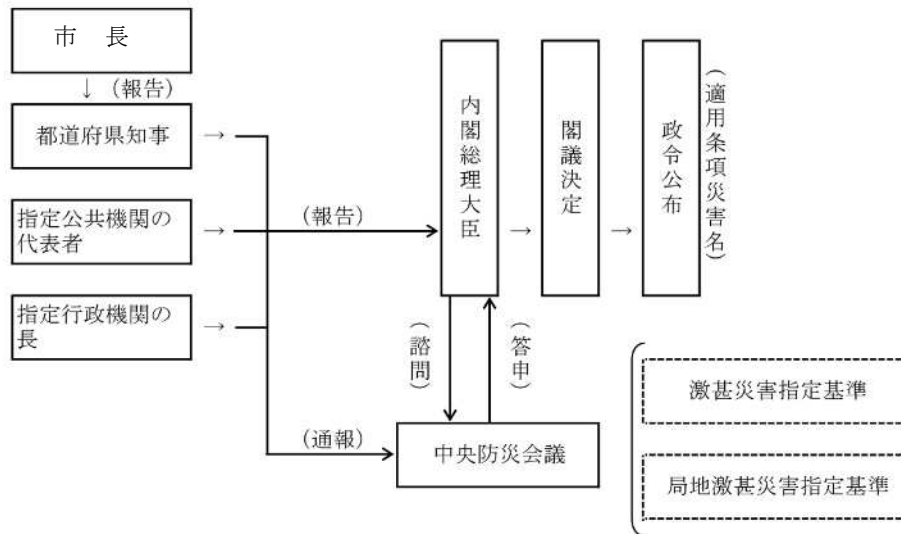
災害状況等の報告は、災害が発生したときから応急措置が完了するまでの間、次に掲げる事項について行う。

- (ア) 災害が発生した日時
- (イ) 災害が発生した場所又は地域
- (ウ) 災害の程度（災害対策基本法施行規則別表第1に定める事項）
- (エ) 災害に対し、実施した措置
- (オ) その他必要な事項

イ 県は、市からの調査報告を検討のうえ、激甚災害及び局地激甚災害の指定条件を満たす場合は、激甚法に定める調査の必要な事項について速やかに激甚法に基づく調査を実施し、早期に指定を受けられるよう努める。

2 激甚災害指定の手続

県は国の機関と連絡を取り、激甚災害指定の手続をとる。



3 特別財政援助の交付（申請）手続

激甚災害の指定を受けたときは、関係各部は速やかに関係調書等を作成し、県関係各部局に提出する。

県は、事業の種別ごとに激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき、負担金、補助金の交付手続を行う。

4 激甚災害指定基準

激甚災害の指定基準は、「富山県地域防災計画（令和3年12月修正）風水害編第3章第2節（270頁～277頁）」を参照。

第2 激甚災害に係る特別の助成

激甚災害の指定を受けたときは、市関係部課は、事業の種別ごとに激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき負担金等を受けるための手続を実施する。

なお、激甚災害に定められている措置のうち、主要なものの概要は次のとおりである。

1 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（激甚法第3条、4条）

河川、道路等の公共土木施設、保護施設、児童福祉施設等の厚生施設や公立学校などが災害により被害を受けた場合には、それぞれ、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法、生活保護法、児童福祉法、公立学校施設災害復旧費国庫負担法等の根拠法令に基づき災害復旧事業が行われるが、激甚法第3条及び第4条が適用されると、これらの災害復旧事業にかかる国庫補助額がその額に応じて累進的に嵩上げされる。

2 農林水産業に関する特別の助成

(1) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（激甚法第5条）

農地、農業用施設又は林道の災害復旧事業は、通常、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（以下、「暫定措置法」という。）に基づき行われるが、激甚法第5条が適用されると、これらの災害復旧事業に係る国庫補助額がその額に応じて累進的に嵩上げされる。

過去の例からみると、例えば、農地の災害復旧事業の場合、国庫負担率は、一般災害であれば概ね8割程度であるが、激甚災害の場合は、概ね9割程度まで引き上げられる。

(2) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例（激甚法第6条）

農業協同組合、森林組合等が所有する倉庫、共同作業場等の共同利用施設の災害復旧事業は、通常、暫定措置法に基づき行われるが、激甚法第6条が適用されると、これらの災害復旧事業に係る国庫補助額がその額に応じて累進的に嵩上げされる。

過去の例からみると、国庫負担率は、一般災害であれば2割程度であるが、激甚災害の場合には、概ね9割又は5割程度まで引き上げられる。

(3) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例（激甚法第8条）

天災融資法が発動された災害が激甚災害に指定された場合には、天災融資法に定める経営資金等について、貸付け限度額の引き上げ（例：被害農業者の場合、200万円→250万円、果樹栽培者等の場合、500万円→600万円）及び償還期限の延長（例：特別被害農業者等の場合、6年→7年）が行われ、貸付条件の緩和が図られる。

なお、利率については、天災融資法が発動により、特別被害地域で営農する特別被害農業者等に対し3%以内の低利で貸すなどの措置がとられる。

(4) 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助（激甚法第9条）

(5) 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助（激甚法第10条）

(6) 森林災害復旧事業に対する補助（激甚法第11条の2）

激甚災害を受けた一定地域における森林災害復旧事業について、国が都道府県に対し、当該事業費の2分の1を特別に補助するものである。

3 中小企業に関する特別の助成

(1) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例（激甚法第12条）

中小企業信用保険法による災害関係保証について、激甚法第12条の適用により、付保限度額の別途設定（普通保険の場合、2億8千万円の別枠設定）及び保険てん補率の引き上げ（普通保険の場合、70%→80%）の特例措置が行われる。なお、激甚災害の場合には、中小企業信用保険法施行令の規定により、保険料率の引き下げも併せて行われる。

- (2) 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金等の償還期間等の特例（激甚法 13 条）

激甚災害を受けた者が当該災害を受ける以前に貸付けを受けていた小規模企業者等設備導入資金についてその償還期限を2年以内の範囲で延長することができる特例である。

- (3) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助（激甚法第14条）

4 その他の特別財政援助及び助成

- (1) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助（激甚法第16条）

激甚災害を受けた公立の公民館、図書館、体育館等の社会教育施設の災害復旧事業について、国が当該事業費の3分の2を特例的に補助するもの。

- (2) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助（激甚法第17条）

激甚災害を受けた私立の学校の災害復旧事業について、国が当該事業費の2分の1を特例的に補助するもの。

- (3) 市が施行する感染症予防事業に関する負担の特例（激甚法第19条）

- (4) 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による国の貸付の特例（激甚法第20条）

- (5) 水防資材費の補助の特例（激甚法 21 条）

水防管理団体が水防のため使用した資材に関する費用について、国が当該費用の3分の2を特例的に補助するもの。（一般災害の場合、費用の3分の1を補助する予算補助制度がある。）

- (6) 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例（激甚法 22 条）

激甚災害により滅失した住宅に当該災害の当時居住していた者に賃貸するため、地方公共団体が公営住宅の建設等をする場合に、国がその工事費の4分の3を特例的に補助するものである。（一般災害の場合、国庫補助率3分の2）

- (7) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（激甚法第24条）

激甚災害によって必要を生じた公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業のうち、1箇所の事業費が一定額未満の小規模なものについて、当該事業費にあてるため発行の同意等を得た地方債に係る元利償還に要する経費は、地方交付税法の定めるところにより、基準財政需要額に算入されることとなっている（例えば、農地等の場合、基準財政需要額への算入率は約100%）。

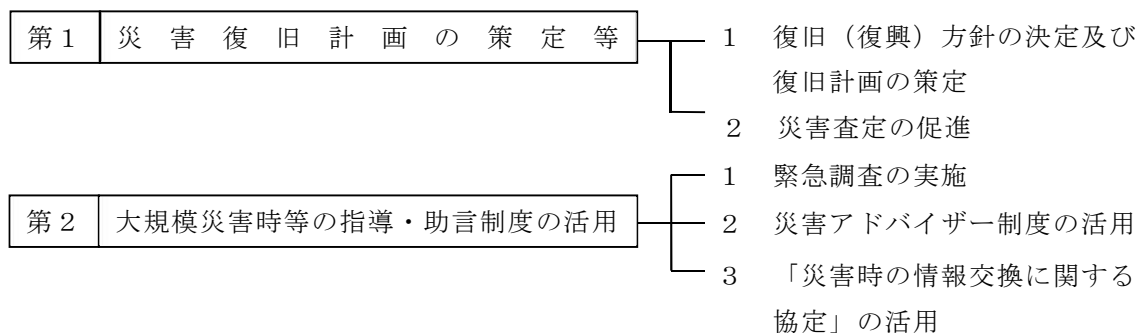
- (8) 雇用保険法（昭和41年法律第132号）による求職者給付の支給に関する特例（激甚法第25条）

第3節 公共施設の災害復旧

(全部局共通)

公共施設の被害を早期に復旧するため、的確に被害状況を把握するとともに、災害復旧関係法令等に定められた一連の業務に基づき、速やかに復旧計画を策定し、災害査定を受け、早期に業務実施できるよう努める。

【対策の体系】



第1 災害復旧計画の策定等 (全部局共通)

1 復旧（復興）方針の決定及び復旧計画の策定

公共施設管理者は、その被害状況に応じて復旧方針を定め、速やかに災害復旧計画を策定する。

また、被害が甚大で広範囲に及ぶ場合は、必要に応じて、関係機関が連携して復興計画を策定する。

公共施設の災害復旧事業計画は、概ね次の計画とする。

- ア 公共土木施設災害復旧事業計画
 - (ア) 河川公共土木施設災害復旧事業計画
 - (イ) 砂防施設災害復旧事業計画
 - (ウ) 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
 - (エ) 道路公共土木施設災害復旧事業計画
- イ 農林水産業施設災害復旧事業計画
- ウ 都市災害復旧事業計画
- エ 上・下水道災害施設復旧事業計画
- オ 公営住宅災害復旧事業計画
- カ 社会福祉施設災害復旧事業計画
- キ 学校施設災害復旧事業計画
- ク 社会教育施設災害復旧事業計画
- ケ 文化財災害復旧事業計画
- コ その他の公共物災害復旧事業計画

2 災害査定の促進

復旧事業が円滑に着手できるよう、復旧事業費の早期決定に向け、県と協議しながら査定計画を立て、査定が速やかに行えるよう努める。

このため公共施設の災害の実態を調査、把握し、必要な資料等の迅速な作成に努める。

第2 大規模災害時等の指導・助言制度の活用

1 緊急調査の実施

被害が甚大又は広範囲に及ぶなど特別な災害が発生した場合は、必要に応じて国に対して緊急調査を要請し、国の指導・助言を得る。

2 災害アドバイザー制度の活用

被害が甚大又は広範囲に及ぶなど特別な災害が発生した場合は、必要に応じてアドバイザー制度（国土交通省所管の災害復旧技術専門家派遣制度）を活用し、災害に対して知見を有する専門家より指導・助言を得る。

3 「災害時の情報交換に関する協定」の活用

南砺市は、国との間で「災害時の情報交換に関する協定」（国土交通省北陸地方整備局／平成23年3月1日）を締結している。この協定に基づいて、公共施設の災害復旧に資する情報交換等を行う。

